

**西条市
高齢者福祉計画・
第9期介護保険事業計画**

**令和6年度～令和8年度
(2024年度～2026年度)**

**令和6年3月
西 条 市**

はじめに

我が国では、総人口に占める65歳以上の高齢者の比率が29%となり、3.4人に1人が高齢者という超高齢社会を迎えていきます。

高齢者人口は、2043年にピークを迎え、その後は減少に転じると見込まれていますが、総人口が減少する中で高齢者が増加する事により高齢化率は上昇を続け、2070年には38.7%に達し、国民のおよそ2.6人に1人が65歳以上、4人に1人が75歳以上になると推計されています。



本市においても、令和5年の高齢化率は33.1%と、全国平均を上回っている状況です。

このような超高齢社会の中で、高齢者ができる限り住み慣れた地域で、いきいきと暮らせるよう、医療・介護・住まい・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を引き続き深化・推進していく必要があります。

本市では、令和3年3月に策定した「西条市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」において、高齢者の自立支援・生活支援・生きがい対策等を目的とした事業を展開してきましたが、今後の社会情勢の変化や将来展望を踏まえ、新たに「西条市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」を策定しました。

今後は、この計画の基本理念である「活力ある高齢者像の構築」「高齢者の尊厳の確保と自立支援」「共に支え合う地域社会の形成」を目指した施策を展開することで、私たちが暮らすこの西条に「住んでみたい」「住み続けたい」と思っていただけるまちづくりを推進してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、様々な視点からご審議をいただきました介護保険事業計画策定委員会委員の皆様をはじめ、アンケート調査に貴重なご意見をお寄せくださいました市民の皆様に、心から感謝を申し上げます。

令和6年3月

西条市長 玉井 敏久

西条市 高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画

目 次

第1章 計画策定の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格と法的位置づけ	3
3 計画の期間	4
4 計画策定の方法	5
5 本計画のポイント	7
第2章 西条市の高齢者を取り巻く状況	10
1 高齢者を取り巻く状況	10
2 介護保険制度を取り巻く状況	15
3 総人口の推計	19
4 高齢者福祉と介護保険事業に関する調査結果概要	20
第3章 基本構想	44
1 基本理念	44
2 基本的政策目標	46
3 日常生活圏域の設定	48
4 施策の体系	49
第4章 社会参加と生きがいづくり	50
1 働く機会の充実	50
2 社会活動への参加促進	51
3 老人クラブ活動の充実	53
4 健康づくりの推進	54
第5章 高齢者の自立支援	55
1 介護予防・日常生活支援総合事業	55
2 包括的支援事業	61
3 任意事業	70
4 地域包括支援センターの機能強化	75

第6章 高齢者福祉の推進	76
1 高齢者福祉サービス事業	76
第7章 高齢者の住まいと安心・安全の確保	79
1 多様な施設サービスの提供	79
2 住宅施策との連携	84
3 緊急・災害時の安全確保体制の整備	84
4 感染症対策に係る体制整備	84
第8章 介護保険事業の推進	85
1 第1号被保険者数の推計	86
2 居宅サービス	87
3 地域密着型サービス	95
4 施設サービス	99
5 第1号被保険者の介護保険料	101
第9章 計画の推進と評価	109
1 将来の予測	109
2 計画の推進体制	113
資料編	115
1 計画策定に至る経緯	115
2 西条市介護保険事業計画策定委員会設置規程	116
3 西条市介護保険事業計画策定委員会委員名簿	117



第1章 計画策定の概要

1 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の背景

介護保険法が平成9(1997)年12月に制定され、平成12(2000)年度に創設された介護保険制度により、高齢者又は病気により日常生活を送れない人に対して、できるだけ自立した生活が送れるよう社会全体で支援する仕組みがつくられました。開始から23年を経過した介護保険制度は、これまで高齢者人口や要介護高齢者、介護保険サービスの利用、高齢者の生活等に関わる各種動向の推移に合わせて様々な対応が行われています。

第8期までの高齢者福祉・介護保険事業計画では、限りある社会資源を効率的・効果的に活用しながら、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援を包括的に確保する「地域包括ケアシステム」の構築が進められてきたほか、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、地域を暮らしやすくする「地域共生社会の実現」に向けた取組などが進められてきました。

我が国において、総人口は平成20(2008)年をピークに、以降は減少が続いています。年齢層で最も多い、いわゆる「団塊の世代」は、令和7(2025)年に75歳以上の後期高齢者となり、認知症をはじめ介護を必要とする人の増加が予測されています。さらに、令和22(2040)年には「団塊の世代の子ども(団塊の世代ジュニア)」が65歳以上となり、国民の35.4%が高齢者になることから、現役世代(20~64歳)の1.5人が1人の高齢者を支える時代が訪れるとも予測されています。

これまでサービス基盤や人的基盤の整備で見据えるべきとされてきた令和7(2025)年を計画期間中に迎えることとなる第9期計画では、さらにその先、生産年齢人口の急激な減少や介護人材の不足、社会保障費の増大が懸念される令和22(2040)年を見据え、中長期的な視点で地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組んでいくことが必要となります。

(2) 計画策定の趣旨

西条市の総人口は以前から減少傾向にあり、年少人口(0~14歳)、生産年齢人口(15~64歳)の減少に対して高齢者人口(65歳以上)は継続的に増加の傾向となっているため、高齢化率は上昇を続け、令和5(2023)年では33.1%となっています¹。

一般世帯の48.7%と、ほぼ半数が高齢者のいる世帯であり、何らかの支援について配慮が必要と考えられる高齢一人暮らし世帯も増加しています。

また、要支援・要介護認定を受けている高齢者は増加傾向にあり、要介護認定者における認知症の日常生活自立度を見ると、生活上の支援が必要となる「Ⅱa」以上の人の数は横ばいとなっています。

高齢化の進行につれて、介護や支援が必要になる高齢者はこれからも確実に増えると想定されますが、高齢者の価値観や考え方、生活スタイルは一層多様化しており、また、自然災害の頻発やこれまでになかった感染症の流行など、高齢者を取り巻く環境も大きな変化にさらされています。市の各種高齢者施策はこれらに対応するかたちで常に進化していく必要があります。

高齢者が、元気でいきいきとした生活を続けるためには、高齢者自身が生きがいを持ち続けることができるよう健康づくりや介護予防に心がけること、また、「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、助け合いながら暮らしていく「地域共生社会」を西条市において育てていくことが重要です。

地域共生社会を下地として、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が各地域で一体的に提供される社会的な仕組みが、全国的に求められている「地域包括ケアシステム」です。

西条市ではこれまで、「西条市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」(以下、前計画といいます。)により、要介護状態にある高齢者には可能な限り住み慣れた地域で尊厳ある生活を送るための適切なサービスを提供し、元気で日常生活を送っている高齢者には現在の健康を維持し、将来、要介護状態に陥らないための健康づくりや介護予防サービスを提供するなど、高齢者を取り巻く様々な課題に的確に対応するための施策を推進してきました。

今回の「西条市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」(以下、本計画といいます。)は、市民アンケート調査の実施などにより把握した市の高齢者を取り巻く状況や、第8期計画の実績を踏まえ、高齢者福祉並びに介護保険事業の方向性を示すとともに、介護保険事業の安定的な運営を図るために策定するものです。

1 住民基本台帳、令和5年10月1日現在です。



2 計画の性格と法的位置づけ

本計画は、高齢者に関する施策を総合的に推進していくために、西条市における「高齢者福祉計画」と「介護保険事業計画」を、介護保険法第117条第6項の規定により一体のものとして策定するものです。

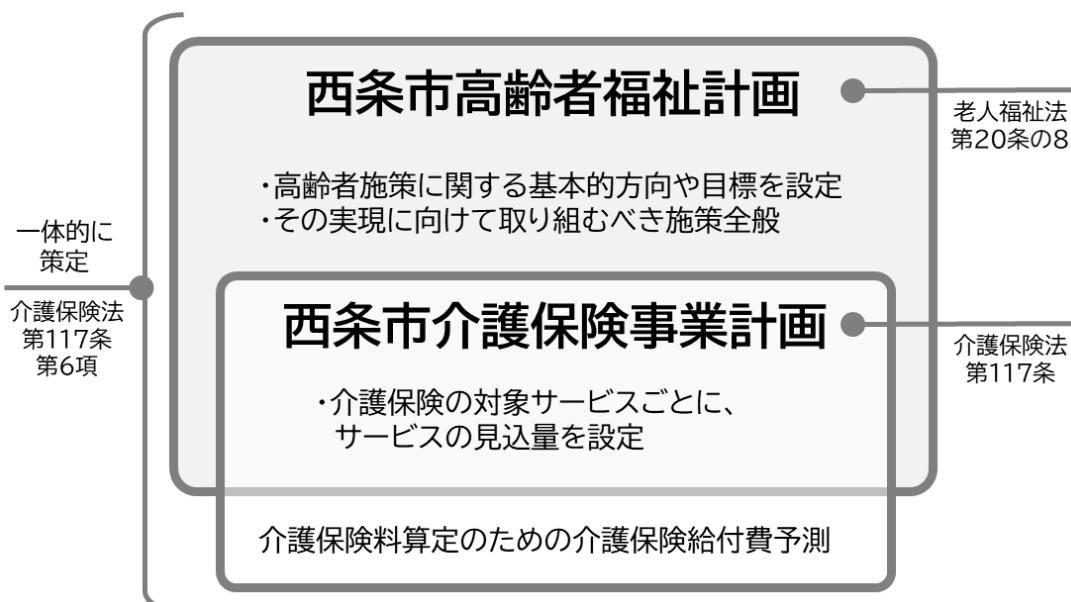
(1) 高齢者福祉計画とは

高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の8に規定された「市町村老人福祉計画」に位置づけられる計画であり、高齢者施策に関する基本的方向や目標を設定し、その実現に向けて取り組むべき施策全般を定めるものです。

(2) 介護保険事業計画とは

介護保険事業計画は、介護保険法第117条に規定され、3年を1期としての策定が義務づけられているものです。介護保険の対象サービスの種類やサービスの見込量を定め、介護保険事業費の見込み等について明らかにするとともに、保険給付の円滑な実施を確保するために策定します。

▼ 高齢者福祉計画と介護保険事業計画の一体的策定



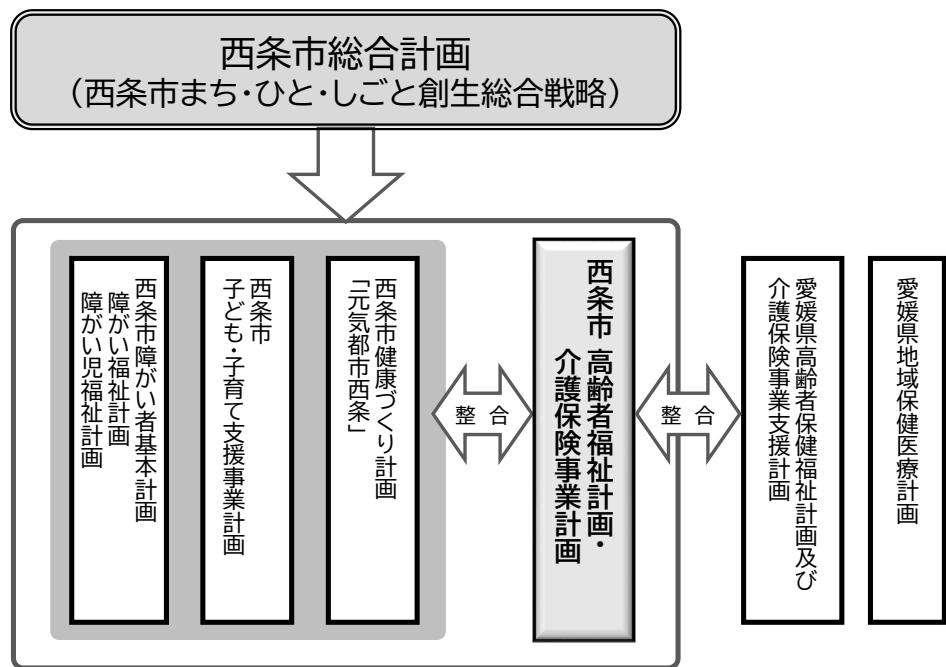
(3) 他の計画との整合

本計画は、「西条市総合計画」を上位とする部門別計画として位置づけます。

本計画は、第8期計画に引き続き地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進に取り組む計画であり、市の福祉施策全体に関連性の深い計画であることから、「西条市健康づくり計画(元気都市西条)」、「西条市障がい者基本計画」など、関連する他の計画と整合を図りながら策定します。

また、国の基本指針、県の「愛媛県高齢者保健福祉計画及び介護保険事業支援計画」、「愛媛県地域保健医療計画」とも整合を図り策定します。

▼ 各計画の関係



3 計画の期間

本計画は、令和6(2024)年度を初年度とし、令和8(2026)年度を目標年度とする3か年の計画です。本期間にを迎える令和7(2025)年に向けて、また令和22(2040)年までを見据えつつ、引き続き西条市の実状に合わせた地域包括ケアシステムを深化・推進させるための計画と位置づけ、最終年度にあたる令和8(2026)年度には本計画を見直して第10期計画の策定を行います。

▼ 計画期間





4 計画策定の方法

(1) 市民調査の実施

本計画の策定にあたり、生活支援の充実、高齢者の社会参加・支え合い体制づくり、介護予防の推進、認知症相談窓口の認知度などの観点から高齢者の状況やニーズを把握するための「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」、要支援・要介護認定を受けている方の在宅生活の継続や介護者の支援に有効な介護サービスのあり方を検討するための「在宅介護実態調査」を実施しました。

<調査の概要>

○調査対象:

①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

市内在住の、65歳以上で「要介護認定を受けていない方」又は「要支援1・2認定を受けている方」から無作為抽出。

②在宅介護実態調査

市内在住で、要介護認定を受け、在宅で生活をしている65歳以上の方から無作為抽出。

○調査期間:令和5(2023)年6月27日～7月14日

○調査方法:郵送配布・郵送回収

○配布・回収状況:

	配布数	有効回収数	回収率
①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	5,000票	2,852票	57.0%
②在宅介護実態調査	1,200票	502票	41.8%

(2) 介護保険事業計画策定委員会の設置

計画の策定に際しては、被保険者である市民の意見が反映されるように、市民代表、学識経験者、医療関係者、福祉関係者等で構成する「介護保険事業計画策定委員会」を設置し、計画の検討、審議を行いました。

(3) 行政内部の調整

事業等に係る庁内の連携を図り、高齢者施策を総合的・計画的に進めるため、庁内の関係各課と細部の検討、調整等を行いました。

(4) パブリックコメントの実施

市民の皆様の意見や要望を、本計画に十分に反映させるため、パブリックコメント(意見公募)を実施しました。

意見募集期間	令和6（2024）年1月19日（金）～2月19日（月）
資料公表先	市ホームページへの掲載、市役所福祉部長寿介護課等での閲覧及び配布
意見等提出方法	長寿介護課が指定する場所への書面の提出／郵便／ファクシミリ／電子メール
意見提出数	0件（0名）



5 本計画のポイント

本計画を構成するうちの一つ、介護保険事業計画について、国の指針等に応じた第9期計画策定におけるポイントは以下のとおりです。

ただし、国の指針は全国統一のものであるため、西条市においては、以下を鑑みつつ高齢者人口の推移や今後の予測、日常生活圏域ごとの状況など市の実状・特徴に合わせた計画策定を行っています。

(1) 地域の実状に応じたサービス基盤の整備

第9期計画期間中の介護需要、サービスごとの量の見込みや保険料水準の推計に加え、第9期の基本指針において令和 22(2040)年の推計が必須とされる予定であることから、中長期的な視点による推計も行います。その上で、既存サービスのあり方も含め検討し、本市の実情に応じてサービス基盤を計画的に確保していくものとします。また、医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、本市の「在宅医療・介護連携推進協議会」等による医療・介護の連携強化により効率的かつ効果的にサービス提供する体制の確保を図るものとします。

(2) 在宅サービスの充実

在宅の要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、効果的な組み合わせによるサービスの利用推進を図るとともに、要介護者の在宅生活を支えるための地域密着型サービスの充実を検討していきます。

(3) 地域包括ケアシステムの深化・推進

介護保険事業計画は、第6期から「地域包括ケア計画」として位置づけられ、令和 7(2025)年までの各計画期間を通じて地域包括ケアシステムを段階的に構築することが求められてきました。第9期計画は、引き続き本市の実情に合わせた地域包括ケアシステムを深化・推進していく計画とします。

認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護者支援の取組を推進するため、本市の包括的支援事業における地域包括支援センターを中心に、認知症に関する正しい知識の普及啓発や総合相談支援などに取り組むとともに地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応できる重層的な支援体制づくりに向けて、「西条市総合計画」との整合や、障がい分野、児童分野等も含めた関係各課との連携を図る計画とします。

(4) 地域共生社会の実現

地域共生社会とは、高齢者介護、障がい福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持って助け合いながら暮らしていくことのできる社会のことです。第8期計画の基本目標を基に、共に支え合う地域社会の形成を目指した計画とします。

(5) 介護予防・健康づくり施策の充実・推進

高齢者が要介護状態等となることを予防するためには、いわゆる「フレイル」への対応が重要です。フレイルは、健常から要介護へ移行する中間の状態で、筋力の低下などの身体的要素、認知症やうつなど精神的・心理的要素、一人暮らしやひきこもり、経済的困窮などの社会的要素の3つが悪循環を起こすことが最も懸念されるところです。しかしこれは、適切な支援を受けることができれば健常な状態に戻ることができる時期でもあります。

これは同時に、適切な支援を受けることができれば健常な状態に戻ることができる時期でもあります。平成26(2014)年の介護保険法改正により地域支援事業の中に創設された「介護予防・日常生活支援総合事業」は、地域の実情に応じた多様なサービスの充実により要支援者等に対する効果的な支援等を目指すもので、本市においても第7期計画から本格的に開始されています。

可能な限り住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるよう、介護保険事業計画による介護予防・日常生活支援総合事業と、高齢者(保健)福祉計画による様々な取組を効果的に融合させ、介護予防・健康づくりをさらに進める計画とします。

(6) 認知症施策の推進

国内の認知症の人は年々増加傾向にあり、厚生労働省研究班によると、令和2(2020)年時点で600万人以上と推計されています。さらに団塊の世代が全員75歳以上の後期高齢者となる令和7(2025)年にはおよそ700万人と、高齢者の5人に1人が認知症になると予測されています。令和5(2023)年6月14日には、認知症の人が希望を持って暮らせるように国や自治体の取組を定めた「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」(以下、「認知症基本法」といいます。)が、認知症に関する初の法律として可決・成立しました。

第9期の基本指針では、第8期の認知症施策の推進(「普及啓発・本人発信支援」「予防」「医療・ケア・介護サービス・介護者への支援」「認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援」など)の基本的事項に加え、「認知症施策推進大綱」の中間評価を踏まえた施策の推進について追記することが検討されています。また、「認知症基本法」では、施策の基本理念として、「全ての認知症の人が自らの意思で日常生活や社会生活を営める」、「全ての認知症の人が社会のあらゆる分野の活動に参画する機会の確保」など7項目を掲げています。これらの国の動きと本市の状況を勘案しながら、認知症施策を検討します。



(7) 災害や感染症対策に係る体制整備の検討

近年、我が国では毎年のように各地で台風や豪雨による自然災害が発生し、新型コロナウイルス感染症の流行が日常生活に大きな影響を与えました。安全安心な暮らしの基礎となる地域包括ケアシステムの深化・推進では、防災や感染症対策についての周知啓発や、災害・感染症発生時の支援体制を構築するなど、日頃からの体制整備が重要であることから、関連計画や取組との整合を図りつつ体制整備を検討していきます。

(8) 保険者機能の強化

第9期計画の策定にあたっては、第8期計画の事業・取組の実施状況について直近の実績値等を踏まえながら計画値との比較確認を行い、乖離が生じている場合にはその要因を整理し、今後の事業や施策の運営についてより現実的で実効性のある計画とします。国で見直しが検討されている介護給付適正化主要5事業について、給付適正化の取組を推進する観点から、第9期の指針に沿って対応を行います。

また、地域包括ケアシステムの推進状況を確認するため、毎年実施している「保険者機能強化推進交付金」と「介護保険保険者努力支援交付金」の自己点検・評価を、令和5(2023)年度の指標の見直しに活用します。

第2章 西条市の高齢者を取り巻く状況

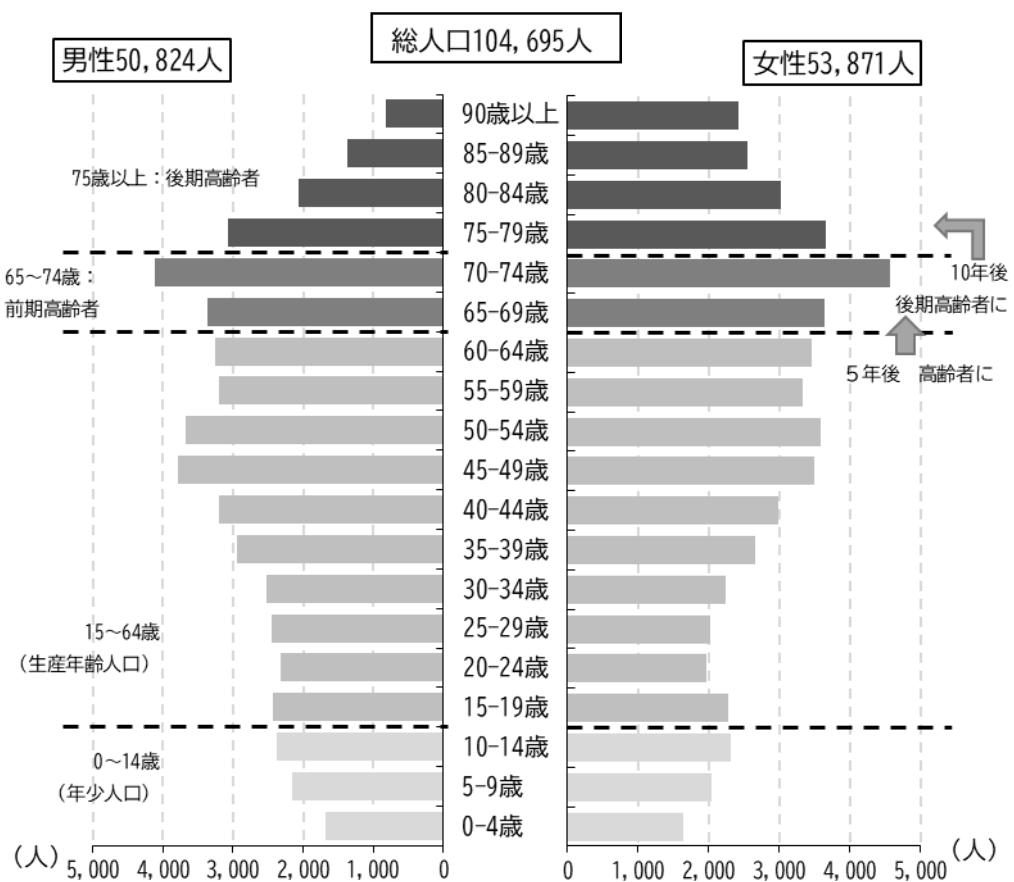
1 高齢者を取り巻く状況

(1) 人口ピラミッド

本市の人口は、令和5(2023)年10月1日現在、男性が50,824人、女性が53,871人で計104,695人となっています。いわゆる「団塊の世代」を含む70~74歳が最大のボリュームゾーンとなっており、この層は第9期計画期間中に後期高齢者へと移行していきます。

国は、全国的に後期高齢者が増加する令和7(2025)年への対応を喫緊の課題としていますが、その対応については、西条市でもほぼ同じ状況で求められることになると考えられます。

▼ 西条市の人口ピラミッド



出典：住民基本台帳（令和5年10月1日現在）

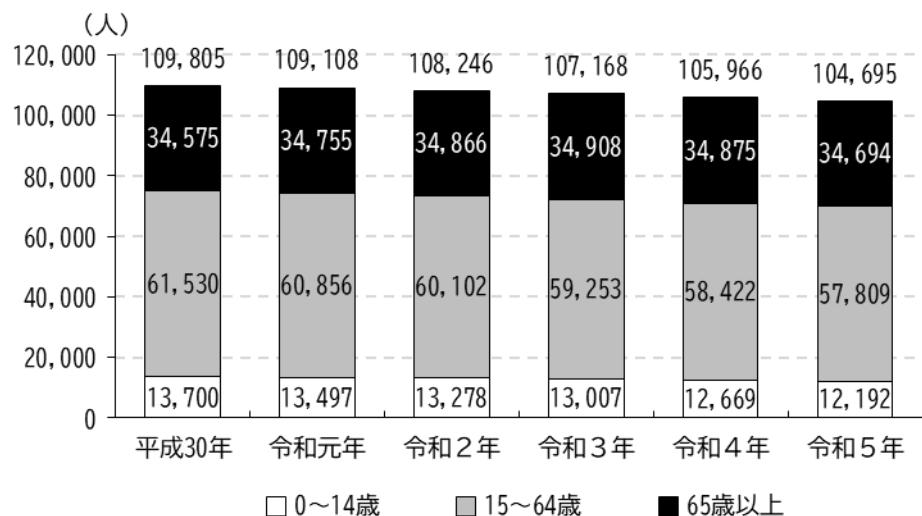


(2) 人口の推移

①年齢3区分別人口の推移

総人口は減少傾向で推移しており、年齢区別に見ると、年少人口(0～14歳)及び生産年齢人口(15～64歳)が減少している一方で、高齢者人口(65歳以上)は令和3(2021)年まで増加傾向でしたが、以降は減少に転じています。

▼ 年齢3区分別人口の推移

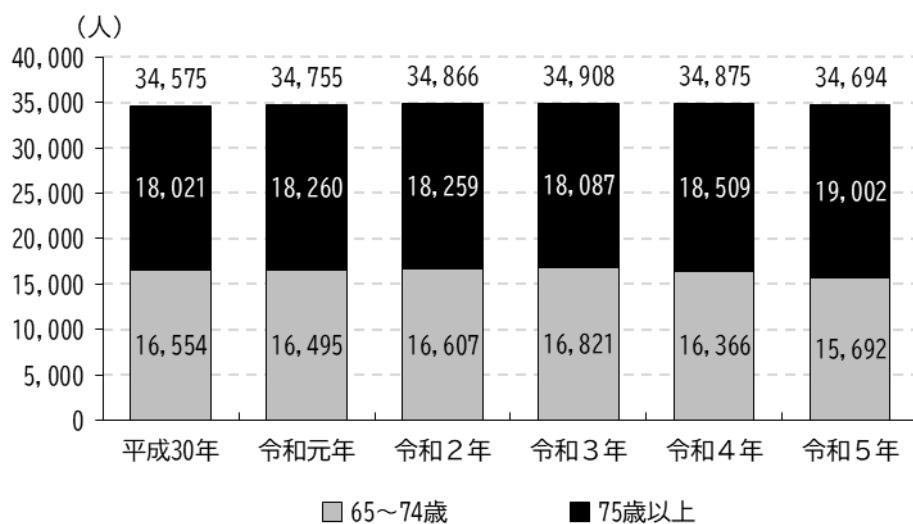


出典：住民基本台帳（各年10月1日現在）

②高齢者人口・高齢化率の推移

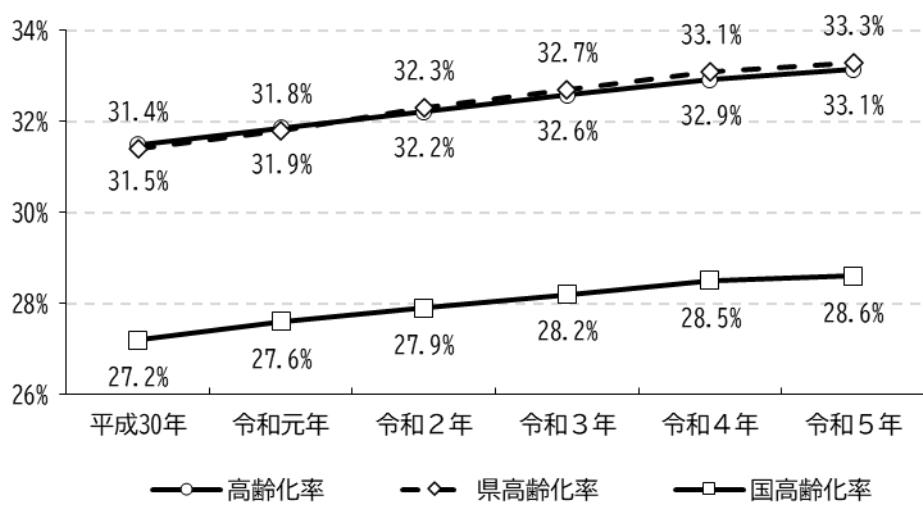
高齢化率は継続的に上昇しており、令和5(2023)年10月1日現在で33.1%となっています。高齢者人口のうち、75歳以上の後期高齢者人口が65～74歳の前期高齢者人口を上回る状況となっています。

▼ 高齢者人口の推移



出典：住民基本台帳（各年10月1日現在）

▼ 高齢化率の推移



出典：西条市住民基本台帳（各年10月1日現在）
国、県 住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（各年1月1日現在）

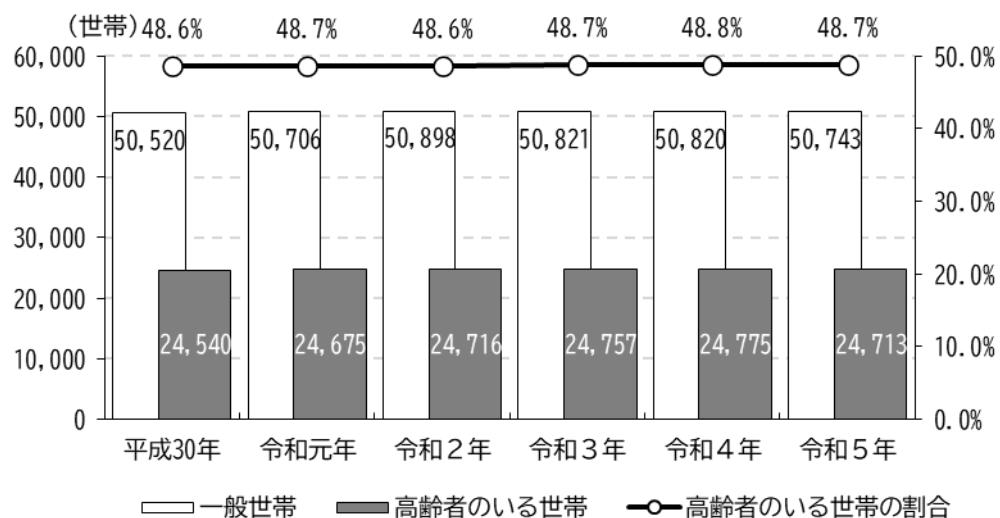


(3) 高齢者のいる世帯の推移

①高齢者のいる世帯の推移

令和5(2023)年10月現在の一般世帯数は50,743世帯、高齢者のいる世帯数は24,713世帯で一般世帯に占める割合は48.7%となっています。一般世帯のほぼ半数に高齢者がいる状態で、ここ数年は横ばいとなっています。

▼一般世帯に占める高齢者のいる世帯の割合の推移

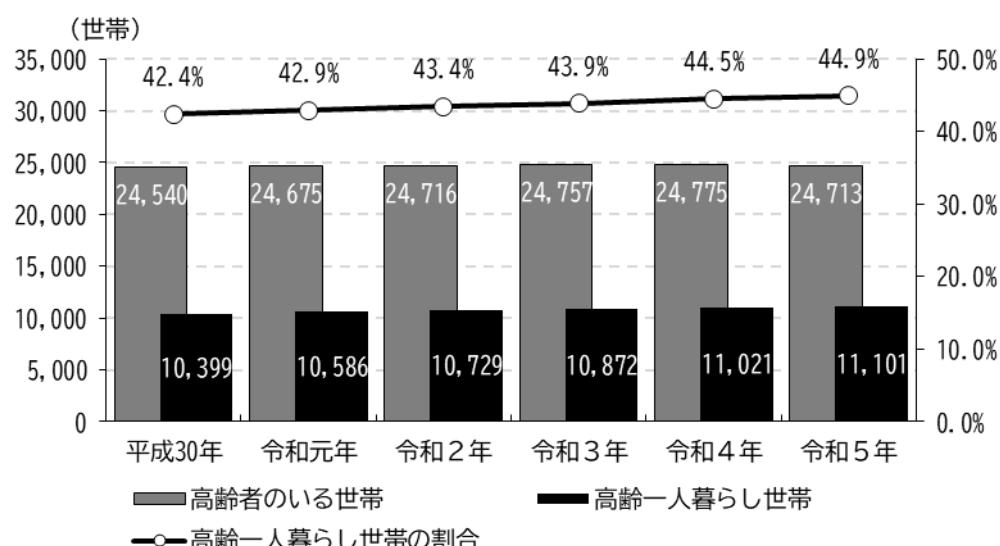


出典：住民基本台帳（各年10月1日現在）

②高齢一人暮らし世帯の推移

令和5(2023)年10月現在の高齢一人暮らし世帯数は11,101世帯で、その世帯数、高齢者のいる世帯に占める割合ともに増加しています。

▼高齢者いる世帯に占める高齢一人暮らし世帯の割合の推移



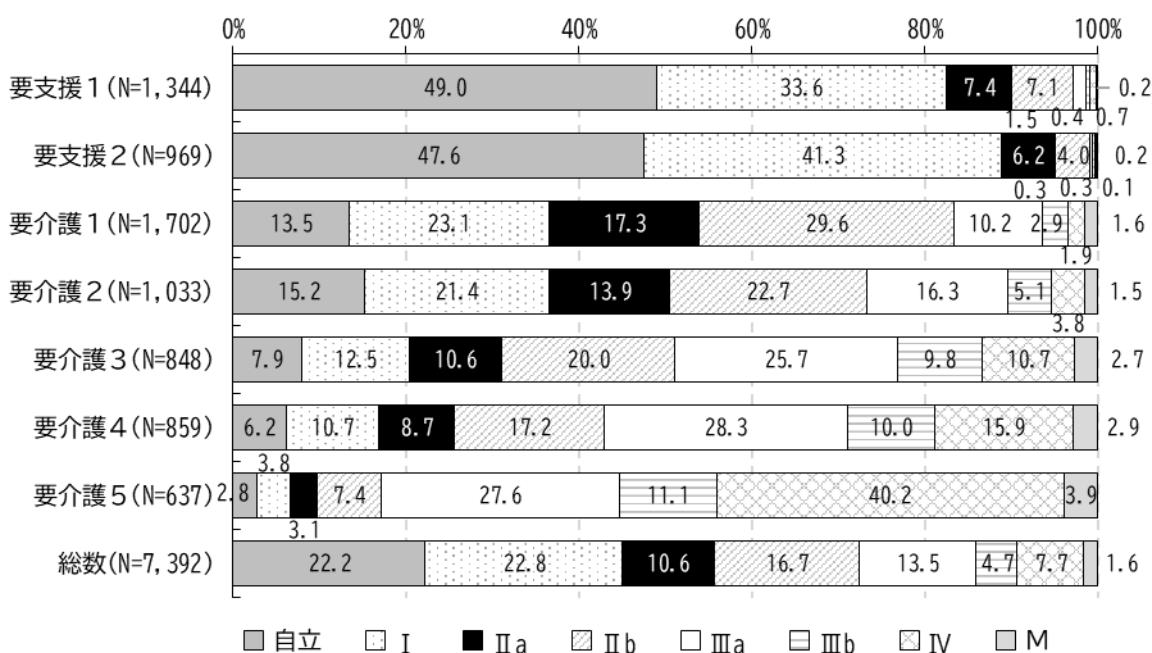
出典：住民基本台帳（各年10月1日現在）

(4) 認知症高齢者の日常生活自立度

①要介護度別の日常生活自立度

令和4(2022)年度末の要支援・要介護認定を受けている高齢者について認知症の日常生活自立度を見ると、何らかの支援が必要とされる「Ⅱa」以上の人の割合は、要支援2を除いて介護度が上がるほど高くなっています。

▼ 認知症高齢者の日常生活自立度（要介護度別、第2号被保険者含む）

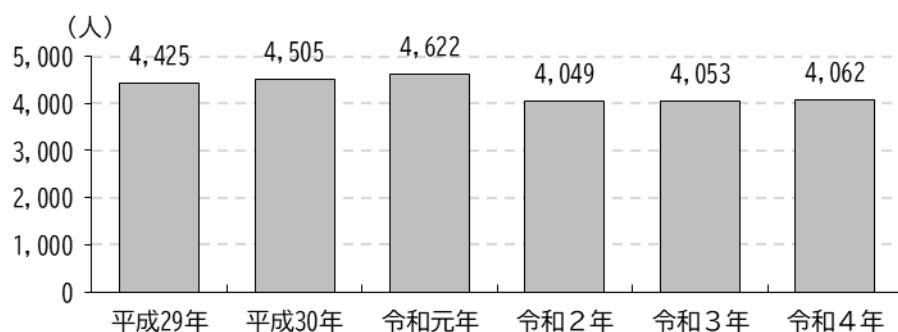


出典：市データ（令和4年度末時点）

②認知症日常生活自立度Ⅱa以上の高齢者数の推移

認知症日常生活自立度Ⅱa以上の高齢者数は、令和2(2020)年で4,049人と前年と比べて573人減少し、それ以降は横ばいとなっています。

▼ 日常生活自立度Ⅱa以上の高齢者数の推移



出典：市データ



2 介護保険制度を取り巻く状況

(1) 第1号被保険者・要介護認定者の推移

①第1号被保険者数の推移

第1号被保険者数は、平成29(2017)年の34,006人から令和4(2022)年の34,885人まで継続的に増加しています。

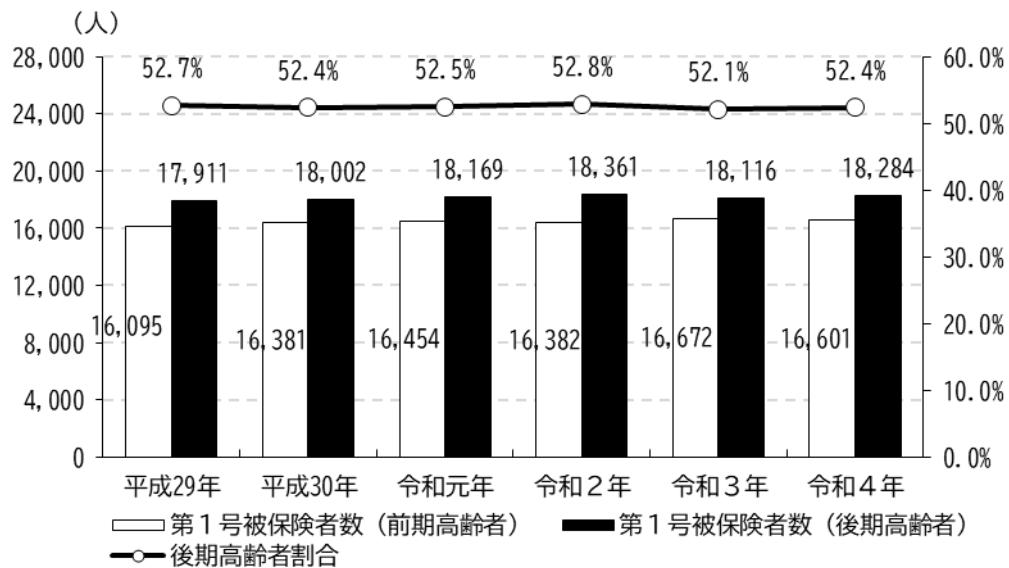
第1号被保険者に占める後期高齢者割合は、年により上下動がありますが、いずれも50%を超え、後期高齢者の方が多い状況となっています。人口ピラミッドの構造から考えると、市の第1号被保険者に占める後期高齢者の割合は今後継続的に上昇していくと思われます。

▼ 第1号被保険者数の推移

(単位：人)

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
第1号被保険者数	34,006	34,383	34,623	34,743	34,788	34,885
(うち前期高齢者)	16,095	16,381	16,454	16,382	16,672	16,601
(うち後期高齢者)	17,911	18,002	18,169	18,361	18,116	18,284
後期高齢者割合	52.7%	52.4%	52.5%	52.8%	52.1%	52.4%

※各年3月末



出典：「介護保険事業状況報告」年報（令和元年は月報）（「見える化」システムより取得）

②要介護度別認定者数及び認定率の推移

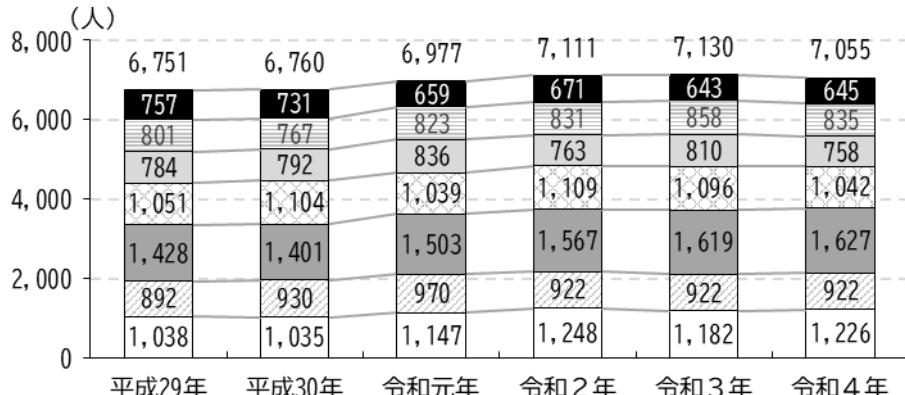
要支援・要介護認定者数は増加の傾向が続いている。要介護度別では、それぞれ年による増減が見られますが、全体的には増加の傾向にあり、全国的な課題と同様に、本市においてもフレイルへの対応や重度化防止が重要と考えられます。本市の要介護認定率は令和2(2020)年～令和3(2021)年をピークに減少に転じ、令和4(2022)年では20.2%となっており、県の平均と比べ低い割合で推移していますが、国と比べ高くなっています。

▼ 要介護度別認定者数及び認定率の推移

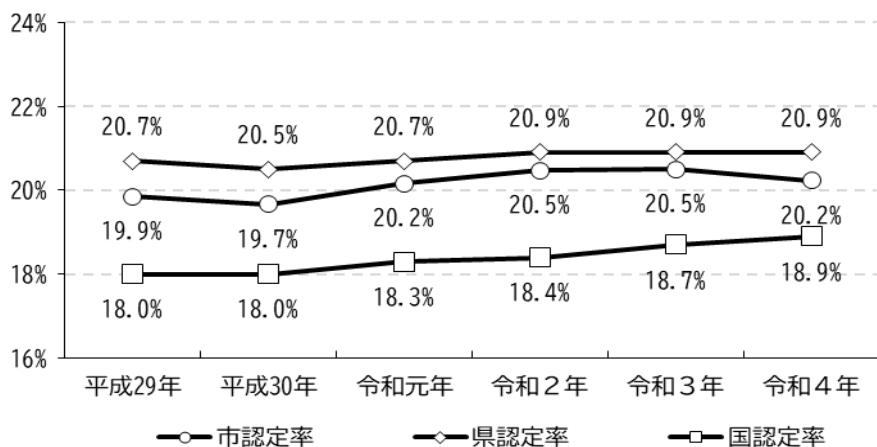
(単位：人)

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
要支援・要介護認定者数 (第1号被保険者)	6,751	6,760	6,977	7,111	7,130	7,055
要支援1	1,038	1,035	1,147	1,248	1,182	1,226
要支援2	892	930	970	922	922	922
要介護1	1,428	1,401	1,503	1,567	1,619	1,627
要介護2	1,051	1,104	1,039	1,109	1,096	1,042
要介護3	784	792	836	763	810	758
要介護4	801	767	823	831	858	835
要介護5	757	731	659	671	643	645
市認定率	19.9%	19.7%	20.2%	20.5%	20.5%	20.2%
県認定率	20.7%	20.5%	20.7%	20.9%	20.9%	20.9%
国認定率	18.0%	18.0%	18.3%	18.4%	18.7%	18.9%

※各年3月末



□要支援1 □要支援2 □要介護1 □要介護2 □要介護3 □要介護4 ■要介護5



出典：「介護保険事業状況報告」（「見える化」システムより取得）



(2) 介護サービス受給者数の推移

要支援・要介護認定者数は継続的に増加してきましたが、要支援・要介護認定者における介護サービス受給者数と受給の割合(受給率)は、制度の変更などによる影響でサービスごとに異なる動きを見せてています。

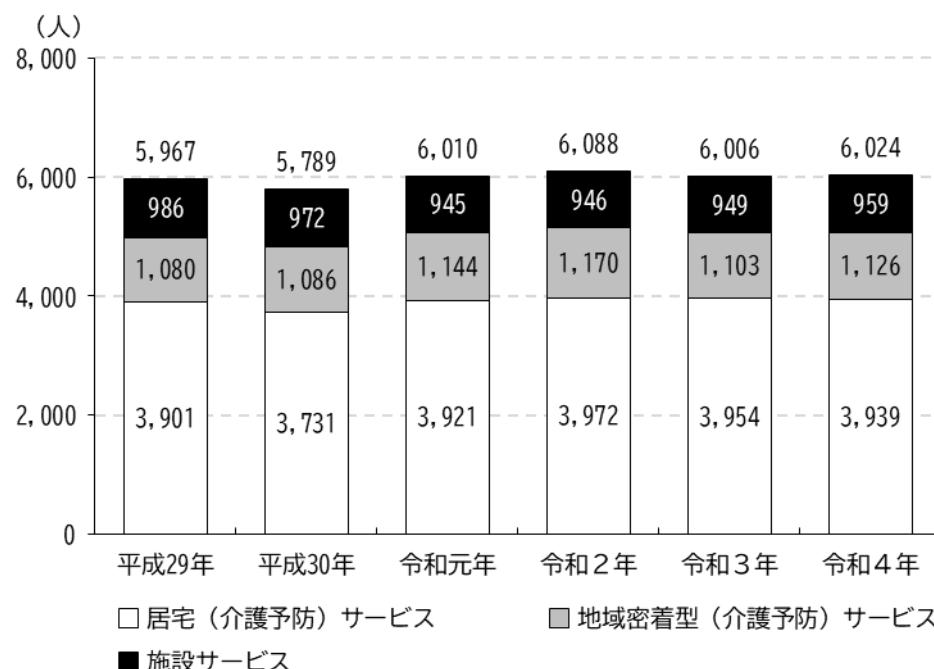
居宅(介護予防)サービスは、平成30(2018)年に受給者数が減少していますが、令和元(2019)年に3,921人に増加し、それ以降は3,900人台で推移しています。

地域密着型(介護予防)サービスでは、令和元(2019)年以降は1,100人台で推移しています。

施設サービスは令和2(2020)年以降、わずかずつ受給者数は増加が続いています。

▼ 居宅、地域密着型、施設サービス受給者数の推移 (単位：人、%)

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
要支援・要介護認定者数 (A)	6,751	6,760	6,977	7,111	7,130	7,055
介護サービス受給者数	5,967	5,789	6,010	6,088	6,006	6,024
居宅(介護予防)サービス(B)	3,901	3,731	3,921	3,972	3,954	3,939
└ 受給率(B/A)	57.8%	55.2%	56.2%	55.9%	55.5%	55.8%
地域密着型(介護予防)サービス(C)	1,080	1,086	1,144	1,170	1,103	1,126
└ 受給率(C/A)	16.0%	16.1%	16.4%	16.5%	15.5%	16.0%
施設サービス(D)	986	972	945	946	949	959
└ 受給率(D/A)	14.6%	14.4%	13.5%	13.3%	13.3%	13.6%



出典：「介護保険事業状況報告」各年11月（各年9月末日現在の実績値）

(3) 保険給付費の推移

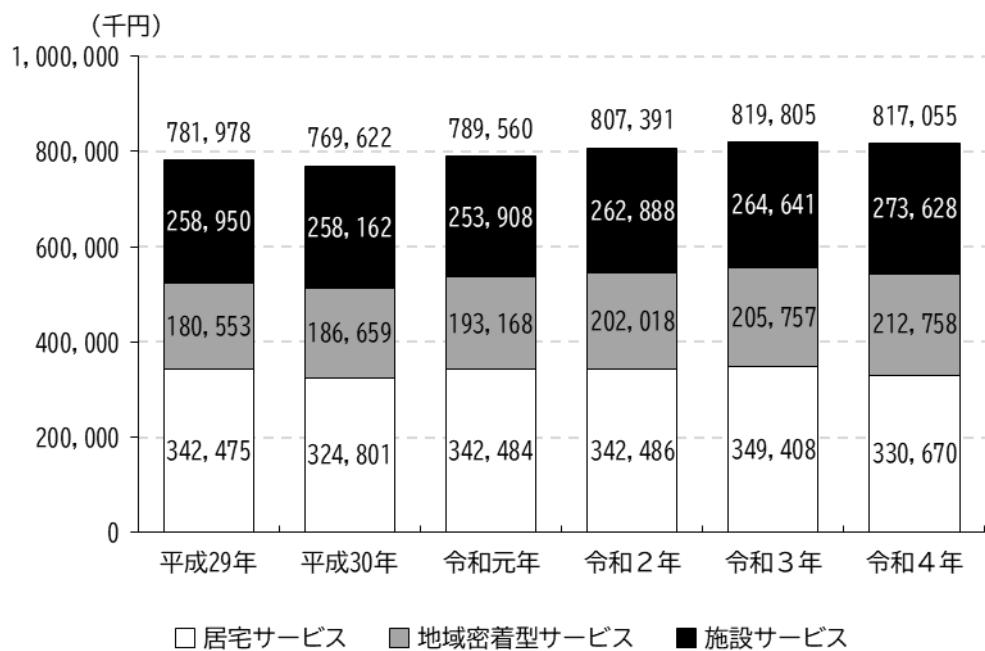
保険給付費は、令和4(2022)年で 817,055 千円となっています。平成 30(2018)年に一時的に減少したものの、それ以降は増加の傾向にあります。

サービス類型別に見た場合、居宅サービスや施設サービスは年により増減がありますが、地域密着型サービスの給付費は継続的に増加しています。

▼ 保険給付費の推移

(単位：千円)

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
保険給付費	781,978	769,622	789,560	807,391	819,805	817,055
居宅サービス	342,475	324,801	342,484	342,486	349,408	330,670
地域密着型サービス	180,553	186,659	193,168	202,018	205,757	212,758
施設サービス	258,950	258,162	253,908	262,888	264,641	273,628



出典：「介護保険事業状況報告」各年 11 月（各年 9 月末日現在の実績値）



3 総人口の推計

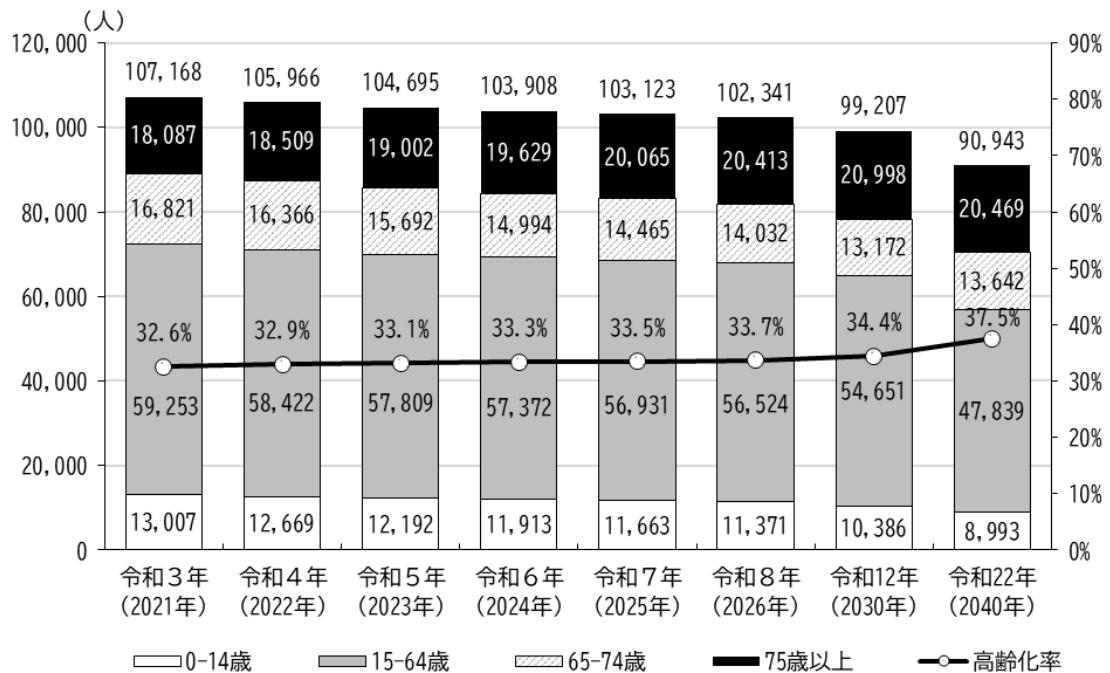
住民基本台帳人口の実績値を基に、西条市の将来人口推計を行った結果は以下のとおりです。

第9期の計画では、計画期間中だけでなく、中長期を見据えた計画としているため令和12(2030)年、令和22(2040)年の人口も推計しています。

総人口は減少傾向が続き、本計画最終年度の令和8(2026)年には102,341人、令和22(2040)年には90,943人になると予測されます。

また、総人口に対する65歳以上の高齢者人口割合(高齢化率)は継続的に上昇し、令和8(2026)年には33.7%、令和22(2040)年には37.5%になると予測されます。

▼ 総人口の推計



※住民基本台帳、平成30年～令和5年（6か年、各年10月1日現在）の性別・1歳年齢別人口実績から、コーホート要因法²を用いて推計

2 コーホート要因法：「コーホート」とは年齢階級のことで、過去における実績人口の動向から変化率を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

4 高齢者福祉と介護保険事業に関する調査結果概要

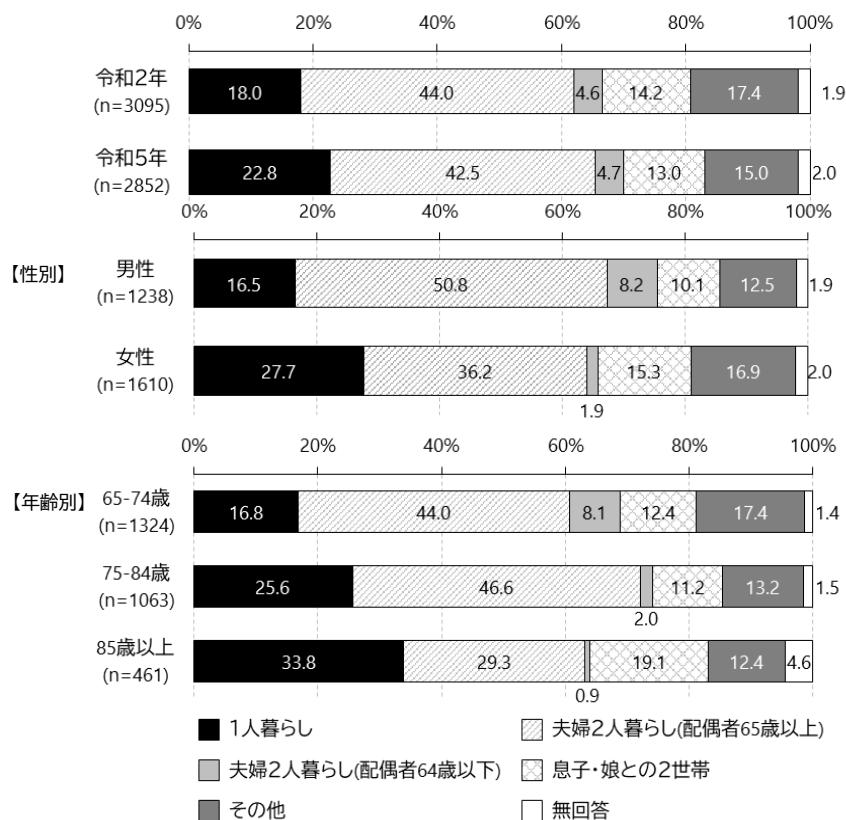
(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

①家族構成、介護・介助の状況

家族構成は、「夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)」が42.5%と最も高く、「1人暮らし」が22.8%となっています。「1人暮らし」は増加傾向にあります。

「1人暮らし」に着目すると、男性より女性の方が、年齢が上がるほど割合は高く、特に85歳以上では3割を超えています。

▼ 家族構成×性別、年齢別

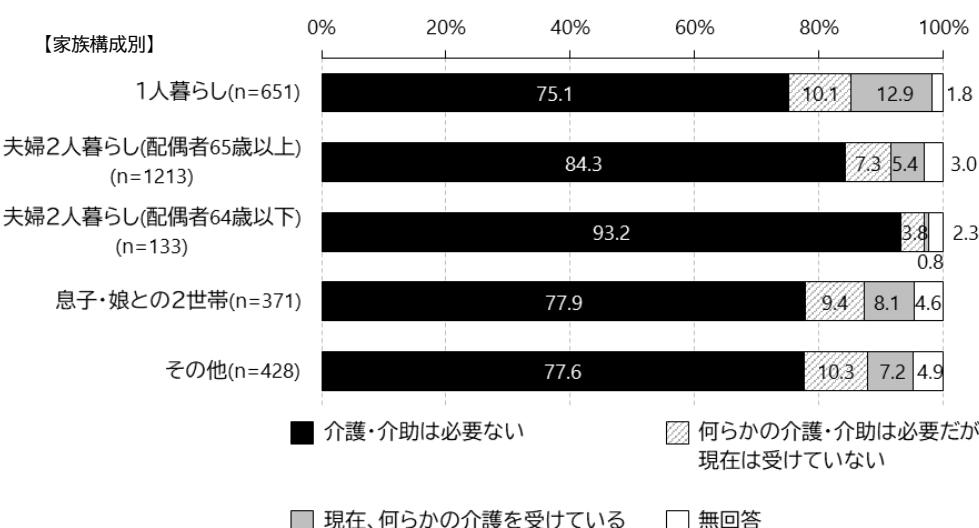
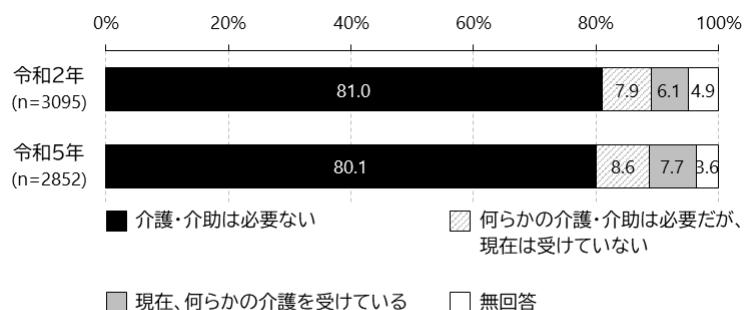




介護・介助の必要性は、「介護・介助は必要ない」が 80.1%と最も高く、「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」が 8.6%、「現在、何らかの介護を受けている」が 7.7%です。「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」、「現在、何らかの介護を受けている」は微増となっています。

「現在、何らかの介護を受けている」は「1人暮らし」で高くなっています。

▼ 介護・介助の必要性



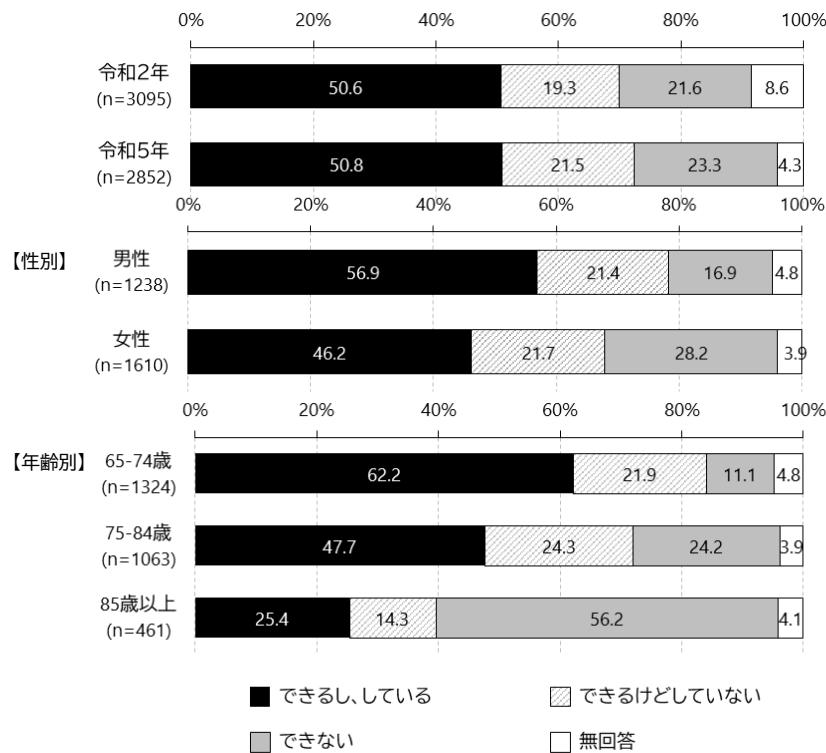
介護を必要とする人は増加しているが、支える同居人が重要

現在は介護・介助を必要としない人が多数ですが、介護を必要としている人は増加傾向にあります。特に「1人暮らし」高齢者に介護を必要としている割合が高く、同居者がいない中での対応については、配慮が求められます。また、夫婦2人暮らしの世帯も多いことから、介護が必要になった際には老老介護の状態になることが増えることも考えられます。

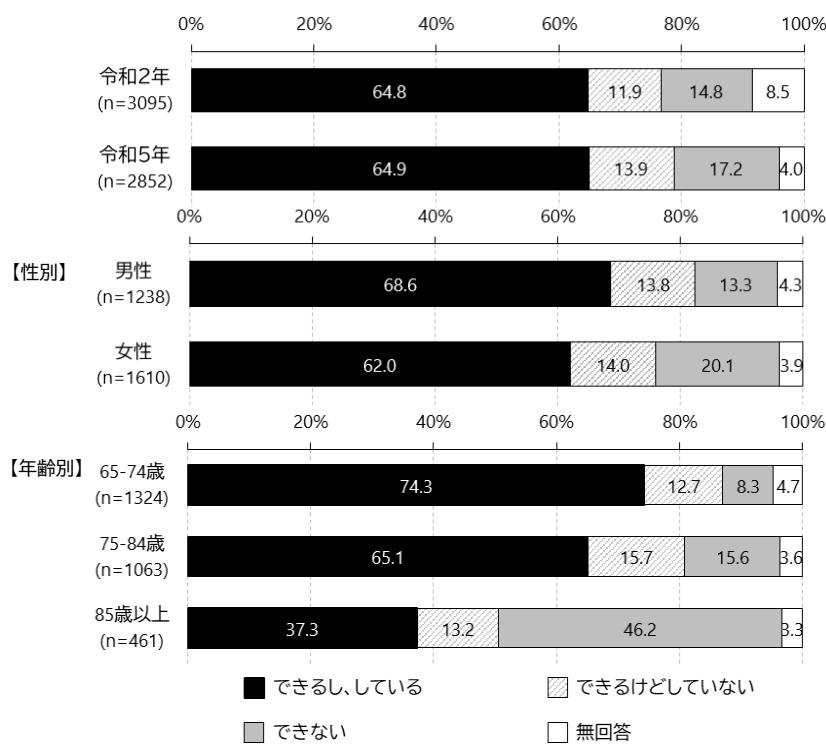
②介護予防の観点

運動器機能の低下に関する代表的な設問では、女性の方が、また年齢が上がるほど「できるし、している」との回答が減り、「できない」との回答が増えています。

▼ 階段を手すりや壁をつたわらずに昇っているか



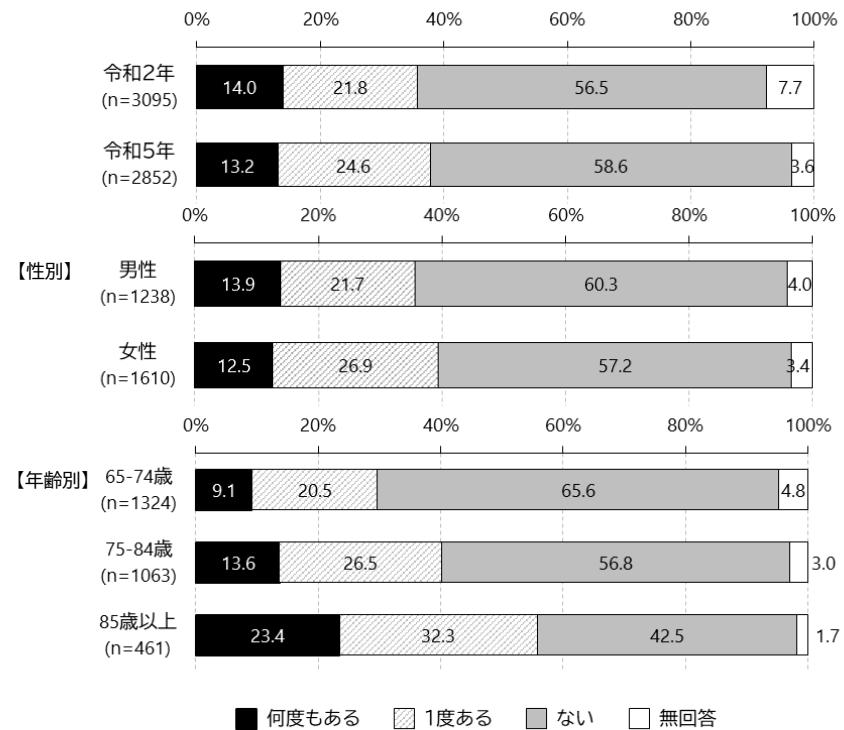
▼ 椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっているか





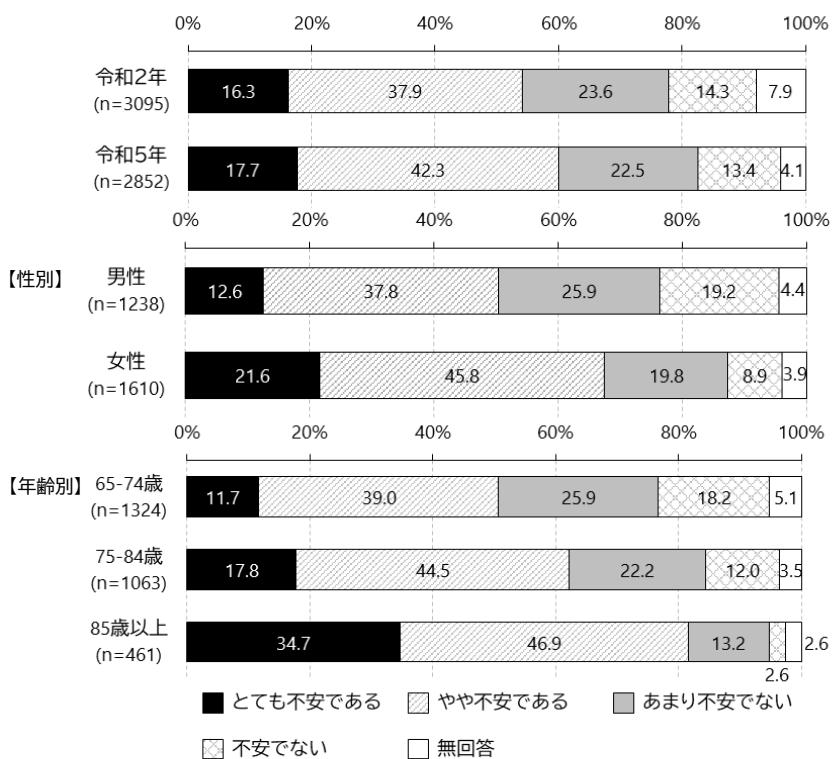
転んだ経験、転倒に対する不安、ともに女性の方が、また年齢が上がるほど高く、特に85歳以上では2割を超えています。

▼ 過去1年間に転んだ経験があるか



■ 何度もある □ 1度ある □ ない □ 無回答

▼ 転倒に対する不安は大きいか



介護予防の取組は早期に、参加意向を高める工夫も必要

運動器機能の維持や転倒防止につながるような、介護予防のための取組は早い時期(前期高齢者たちなど)から始めることが重要です。運動機能に関わる設問のほとんどで、女性の方ができない割合は高く、また年齢が上がるとできない割合は高く、特に85歳以上では半数以上が手すりなしで階段を昇ることができなくなっています。

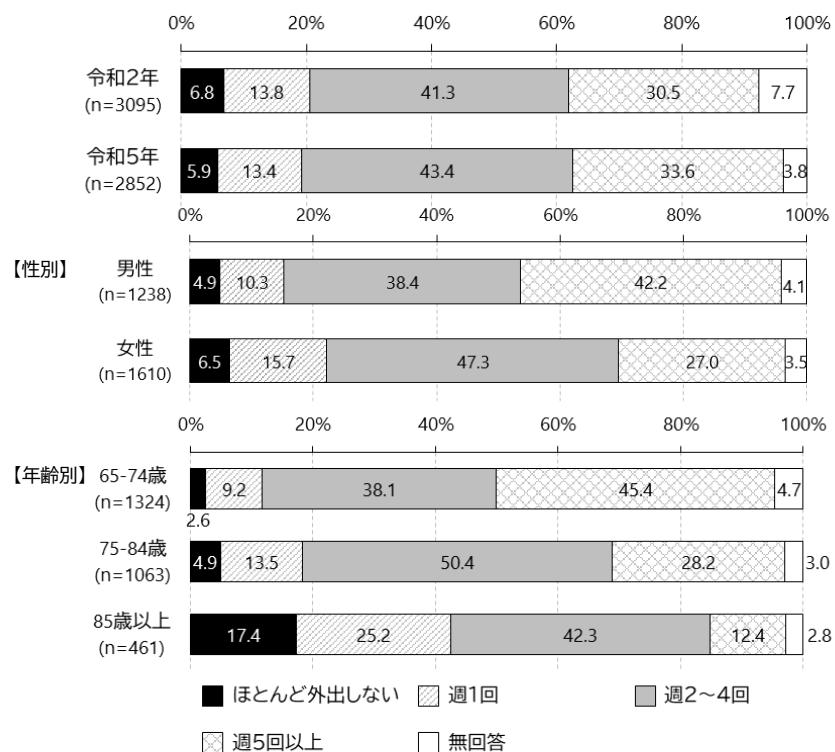
本市では、要支援者等を対象として、筋力アップ、口腔機能の向上や認知症予防の体操を行う通所サービス「スマイルサポート教室」を参加費無料で開催しており、これらをより活用していくことが大事です。



③外出と移動手段

外出の頻度を性別にみると、女性の方が「ほとんど外出しない」、「週1回」の割合が高く、外出頻度が低くなっています。また、年齢が上がるほど「ほとんど外出しない」、「週1回」の割合は高くなっています。

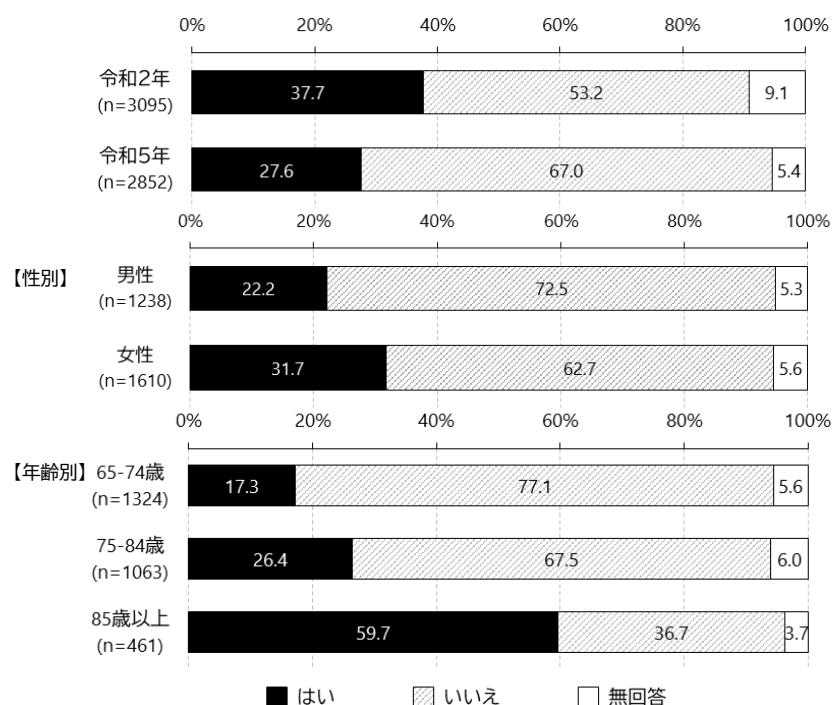
▼ 週に1回以上は外出しているか



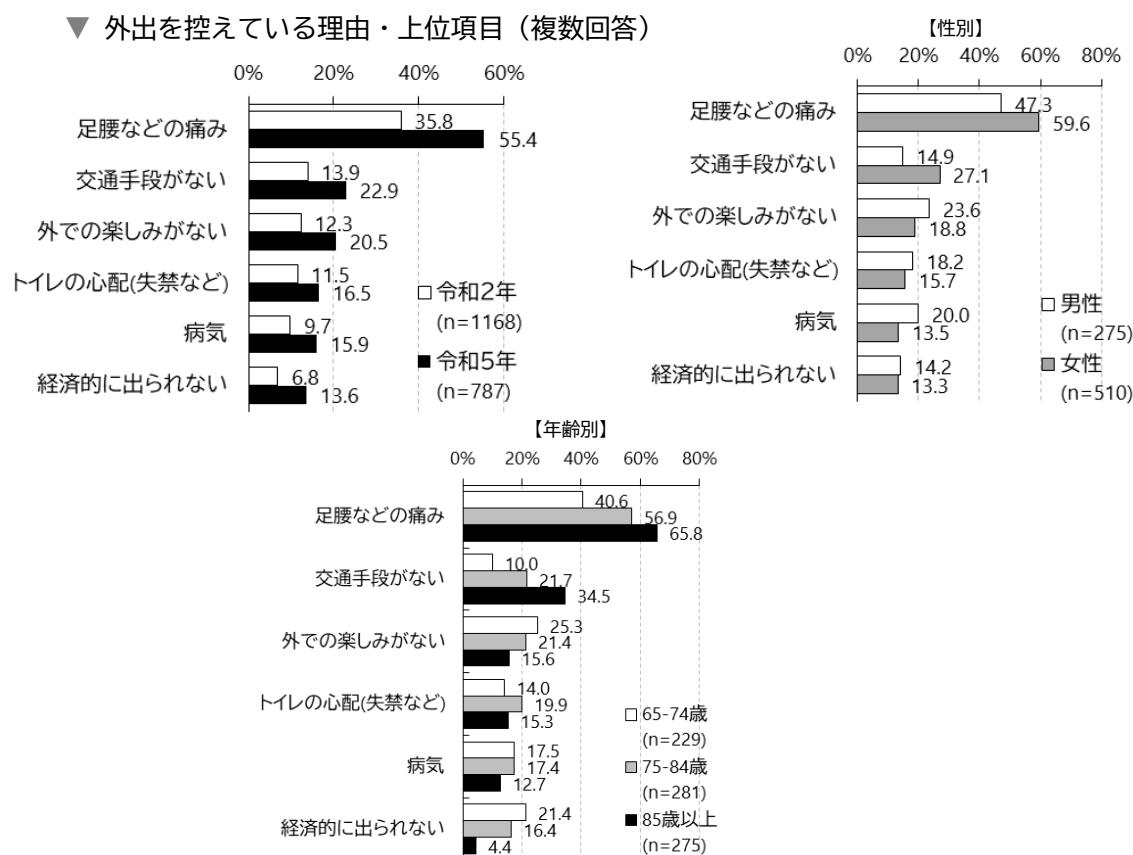
外出を控えているかどうかでは、「はい」が27.6%で減少傾向にあります。女性は年齢が上がるほど外出を控えている割合が高く、特に85歳以上では約6割を示しています。

外出を控えている理由は、「足腰などの痛み」が55.4%、「交通手段がない」が22.9%と高く、いずれも増加傾向となっています。また、男性に比べて女性の方が、また年齢が上がるほど、「足腰などの痛み」、「交通手段がない」と回答する割合が高くなっています。

▼ 外出を控えているか



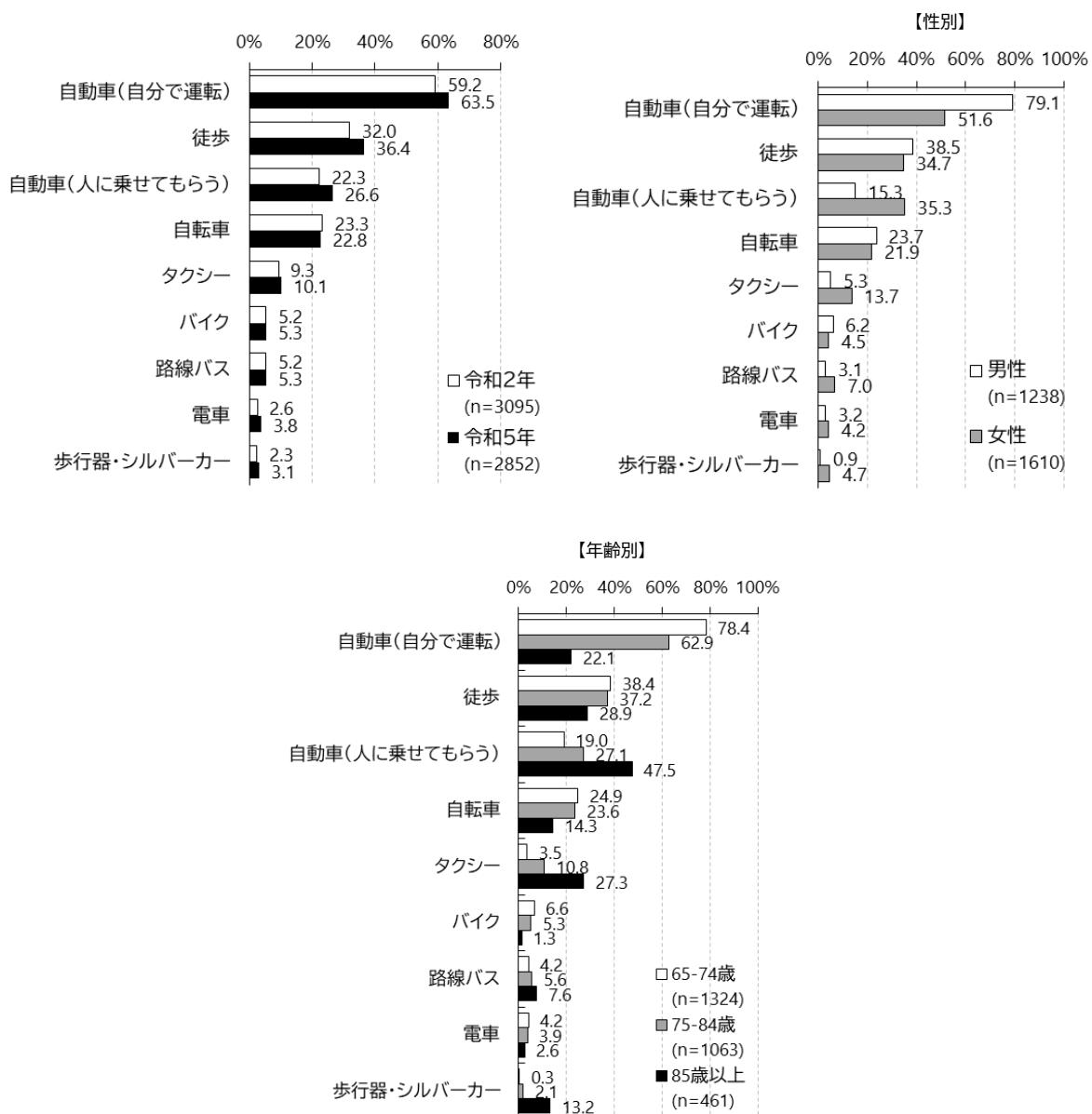
▼ 外出を控えている理由・上位項目（複数回答）





外出する際の移動手段は、「自動車(自分で運転)」が 63.5%と最も高く、「徒歩」が 36.4%、「自動車(人に乗せてもらう)」が 26.6%となっています。「自動車(自分で運転)」は男性、「自動車(人に乗せてもらう)」は女性の方が高くなっています。「自動車(人に乗せてもらう)」、「タクシー」は年齢が上がるほど高くなっています。

▼ 外出する際の移動手段（複数回答） ※1 %未満を省略



移動支援、外出機会の創出など多方面からの配慮が必要

外出の頻度は女性で低くなる傾向にあります。外出を控えている人の理由では「足腰などの痛み」が最も高く、女性、高年齢層で高いことが影響しています。移動手段で車を運転する人は多く、高齢化に伴い運転が難しくなり、免許を返納した場合に外出機会が減少するため、移動手段の確保が懸念されます。85歳以上ではタクシーの割合が高いことから利用助成事業の効果がうかがえます。

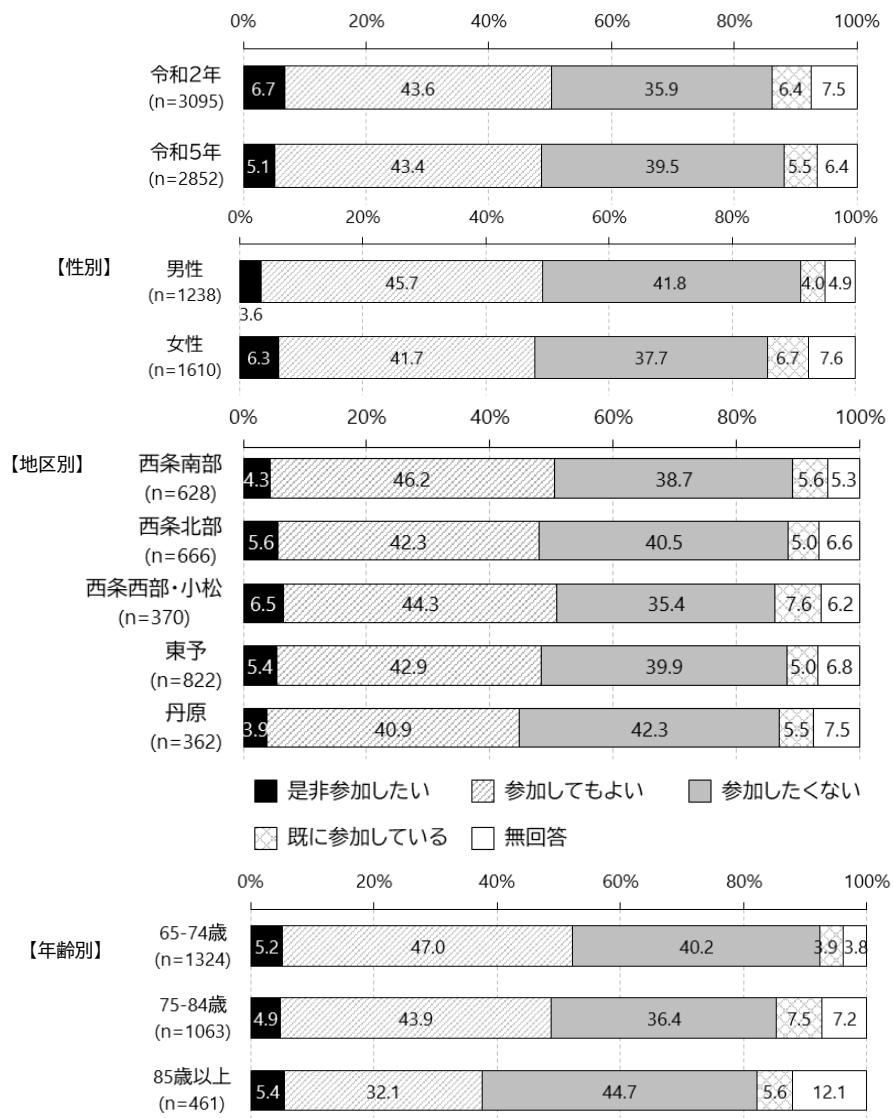
社会的な孤立を防ぎ、他者との交流の起点ともいえる外出については、高齢者が外に出やすくなる移動支援、環境、居場所づくり、楽しみづくりなど多方面からの検討が必要です。

④住民主体の活動への参加意向

地域住民主体の健康づくりや、趣味等のグループ活動への参加者としての参加意向では、「参加してもよい」が43.4%と最も高く、「参加したくない」が39.5%、「是非参加したい」が5.1%となっています。

「参加したくない」の割合をみると、女性より男性の方が高く、また85歳以上で高くなっています。地区別では「参加したくない」は西条北部地区、丹原地区で4割以上と高くなっています。

▼ 住民主体の地域づくり活動への（参加者としての）参加意向



社会参加の意向は過半数、潜在的な能力は高い

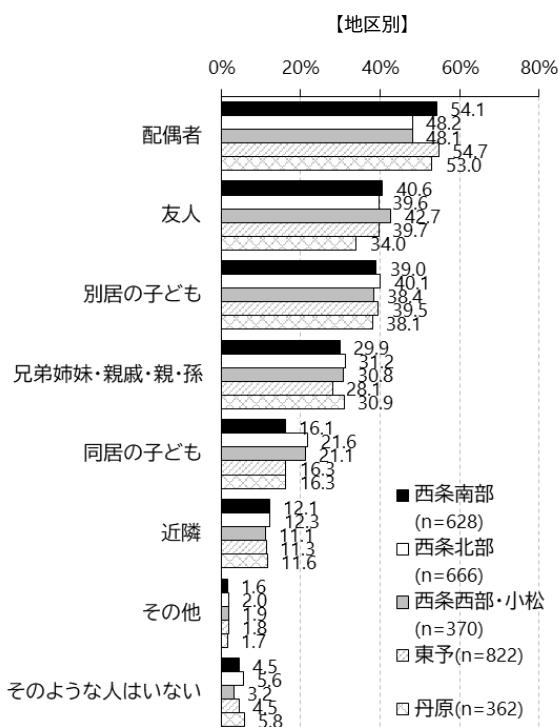
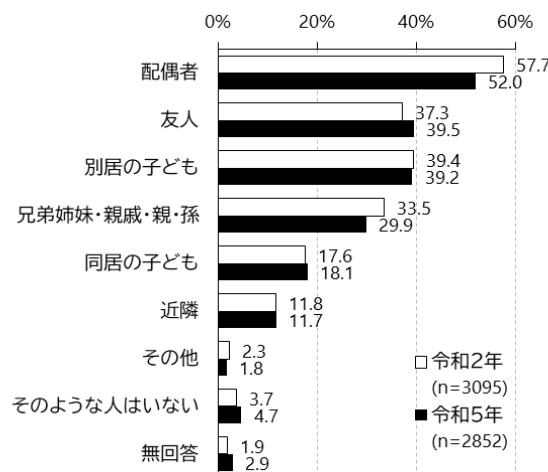
参加者としての参加意向は「是非参加したい」「参加してもよい」を合わせると約半数となっています。一方、「参加したくない」は男性の方が高く、社会参加の障壁を取り除き、参加しやすい環境を整えることが必要です。年齢別でみると、年齢が高くなるほど参加意向が低くなることがわかり、社会参加の意欲が落ちる年代であることがわかります。また、地域差も一定数みられ、地域ごとに取組の工夫が必要です。

⑤地域での相談先や支え合い

心配事や愚痴を聞いてくれる人は、「配偶者」が 52.0%と最も高く、「友人」が 39.5%、「別居の子ども」が 39.2%となっています。

地区別にみると、「友人」は西条西部・小松地区で高く、「近隣」は西条北部地区、西条南部地区で他の地区と比べて高くなっています。

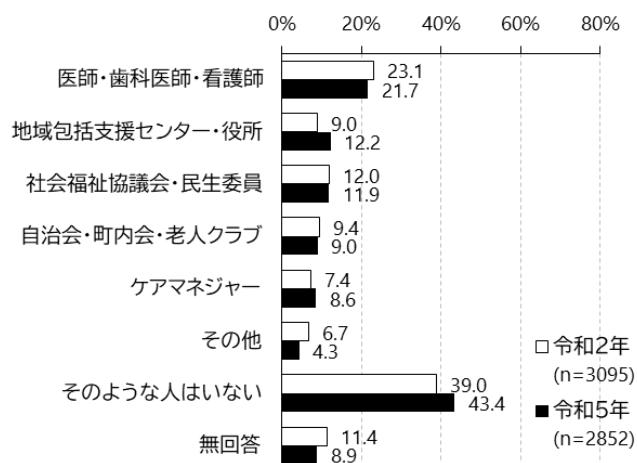
▼ 心配事や愚痴を聞いてくれる人（複数回答）



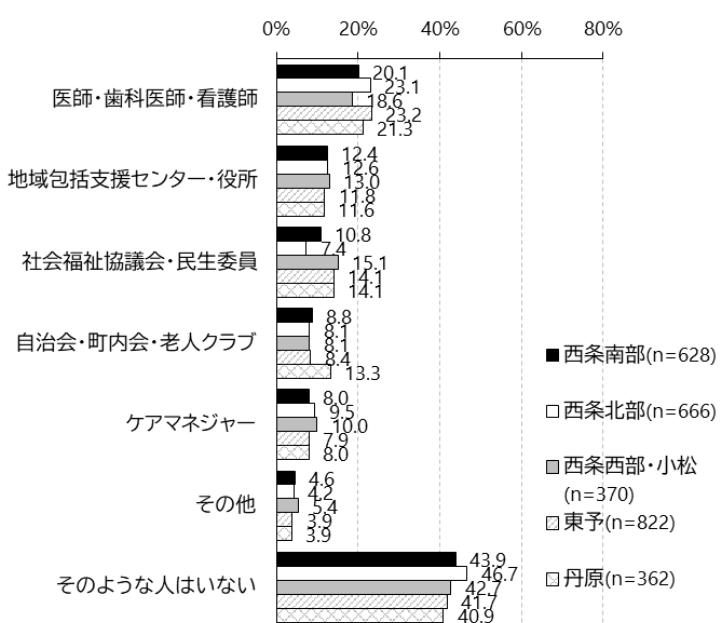
家族や友人・知人以外の相談相手は、「医師・歯科医師・看護師」が21.7%と最も高く、「地域包括支援センター・役所」が12.2%、「社会福祉協議会・民生委員」が11.9%となっています。「そのような人はいない」は43.4%となっています。

地区別にみると、「自治会・町内会・老人クラブ」は丹原地区で、「社会福祉協議会・民生委員」、「ケアマネジャー」は西条西部・小松地区で他の地区と比べ、高くなっています。

▼ 家族や友人・知人以外の相談先（複数回答）



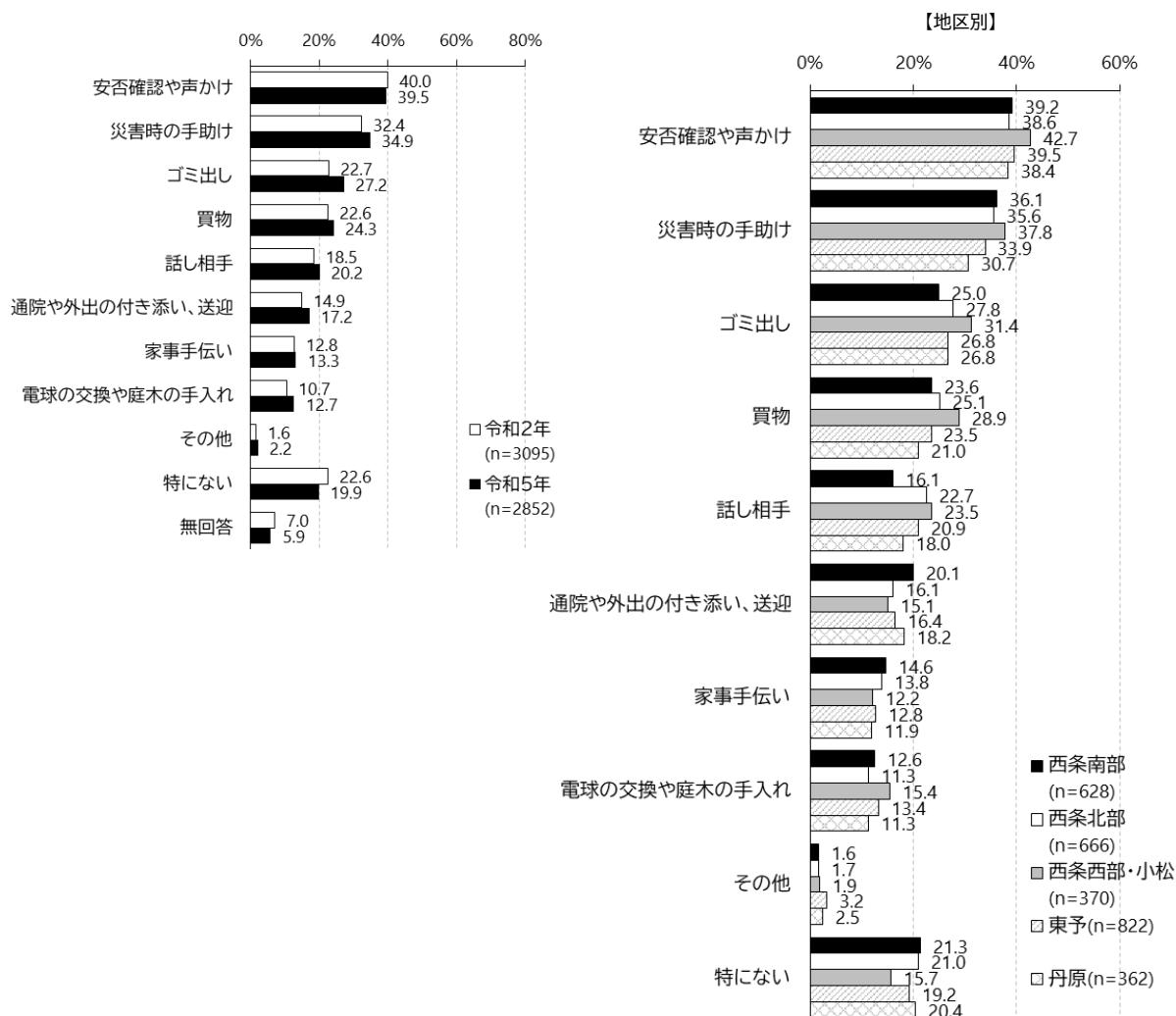
【地区別】





日常生活が不自由になった場合、近所や地域の人にしてもらえると助かると思うことは、「安否確認や声かけ」が39.5%と最も高く、「災害時の手助け」が34.9%、「ゴミ出し」が27.2%となっています。「安否確認や声かけ」、「災害時の手助け」、「ゴミ出し」はいずれも西条西部・小松地区で高くなっています。

▼ 近所や地域の人にしてもらえると助かると思うこと（複数回答）



地域での支え合いや手助けの期待がある中、相談先のない人もいる

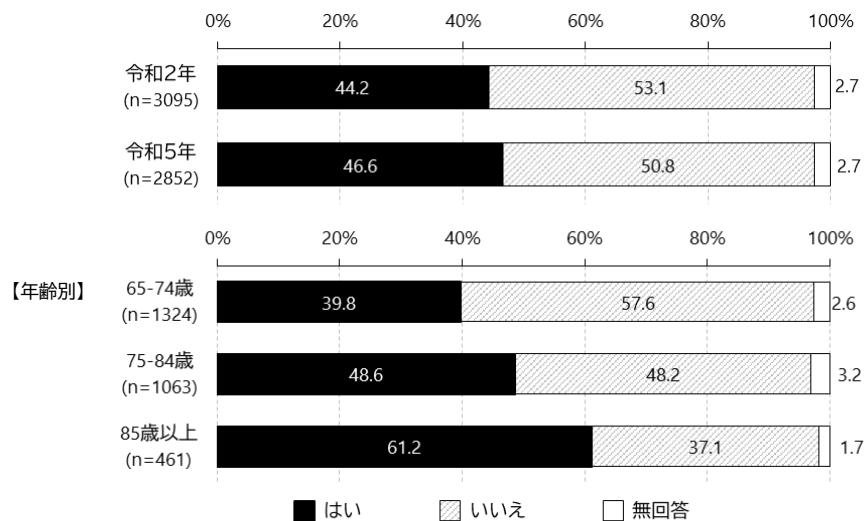
心配事などの相談先は配偶者、別居の子どもとともに「友人」が上位にあがっています。家族や友人・知人以外の相談相手では「医師・歯科医師・看護師」、「地域包括支援センター・役所」、「社会福祉協議会・民生委員」に続き「自治会・町内会・老人クラブ」があげられています。近所や地域の人への手助けの期待は「安否確認や声かけ」「ゴミ出し」「買物」「話し相手」といった日常的なことが多く、次いで「災害時の手助け」というもしもの場合の手助けがあげられています。

地域の支え合いの土壤はあり、地域への期待感も小さくありませんが、相談先がないという回答割合が年々増加していることについて注視が必要です。

⑥認知症への対応

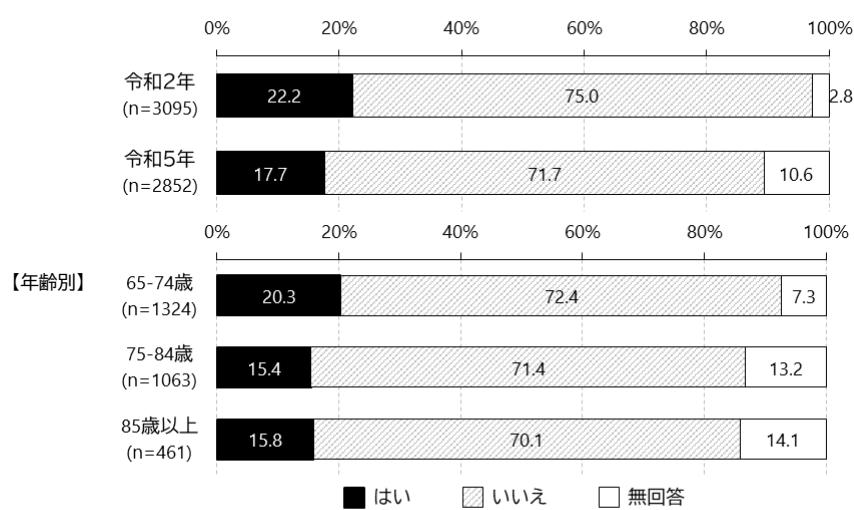
認知機能に関する設問、「物忘れが多いと感じますか」では、「はい」が46.6%と増加傾向となっています。「はい」の割合は、年齢が上がるほど高く、特に85歳以上では約6割となっています。

▼ 物忘れが多いと感じますか



認知症に関する相談窓口を知っているかどうかは、「はい」が17.7%と減少傾向にあります。また、「はい」は65-74歳でやや高くなっています。

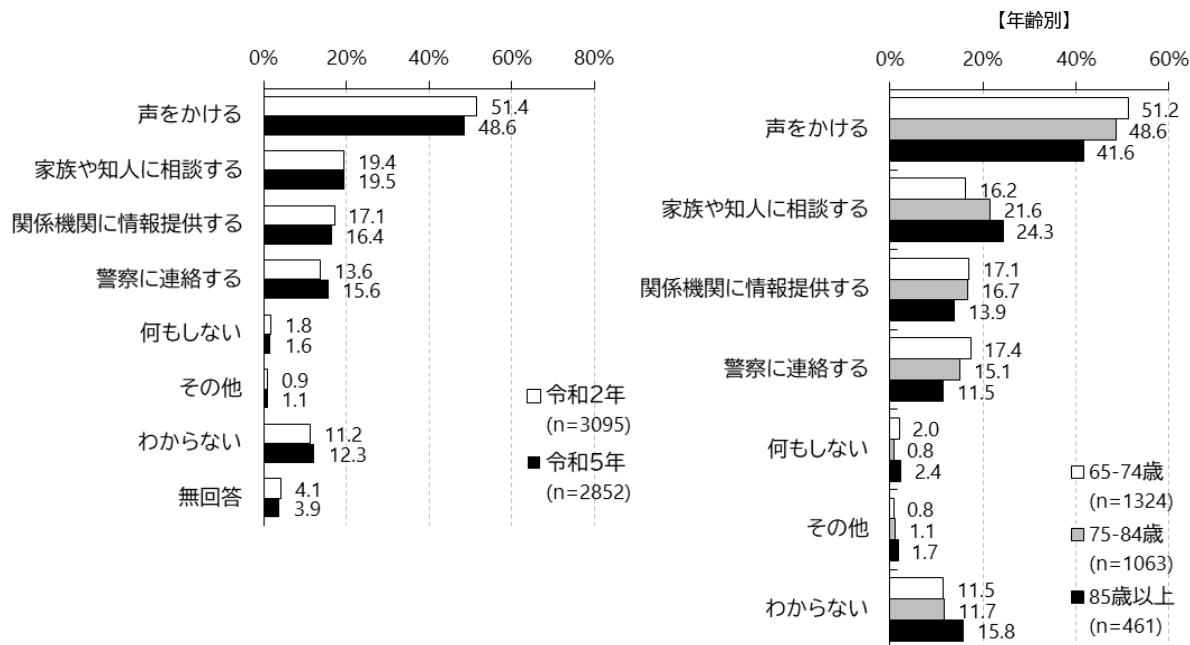
▼ 認知症に関する相談窓口を知っているか





認知症と思われる方がいて、困っている様子であった場合は、「声をかける」が48.6%と最も高く、「家族や知人に相談する」が19.5%、「関係機関に情報提供する」が16.4%となっています。「家族や知人に相談する」は年齢が上がるほど高くなっていますが、「声をかける」など、それ以外の対応は年齢が下がるほど高くなっています。

▼ 認知症と思われる方への対応（複数回答）



リスクは存在し、認知症への理解、相談窓口の周知は重要

認知症の相談窓口の認知度は17.7%とあまり高くなく、減少傾向にあります。しかし、認知機能の低下状況を推し量る設問「物忘れが多いと感じますか」では、「はい」が46.6%となっており、85歳以上になると61.2%にまで上昇しています。

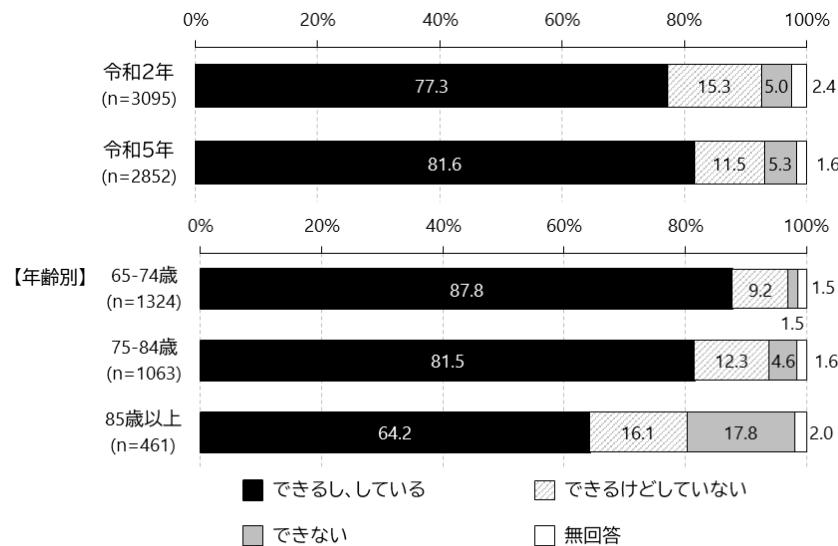
国では、認知症高齢者の数が今後増加すると見込んでおり、西条市のデータでは日常生活で何らかの支援が必要とされる認知症日常生活自立度Ⅱ以上の人の数は近年増加の傾向にあることもわかっています（第2章1(4)）。認知症への対応は早期の発見・対応が重要であり、相談窓口についての周知・理解は引き続き必要と考えられます。

認知症と思われる方を見かけた場合の対応は高齢になるほど直接的な対応は減り、近くの家族や知人に相談するという対応が増える傾向にあります。しかし、過半数がその場合、「声をかける」としています。家族だけではなく、地域で認知症高齢者を支える意識が市民の間に広くあることから、家族や知人に相談、関係機関に情報提供、警察に連絡、といった支援行動が、対応の連携につながっていく仕組みが重要であり、ここで「わからない」と回答した人がどうすればよいのかをわかりやすくするためにも、相談窓口の周知や認知症について理解を深めてもらう取組は大切です。

⑦買物弱者への対応

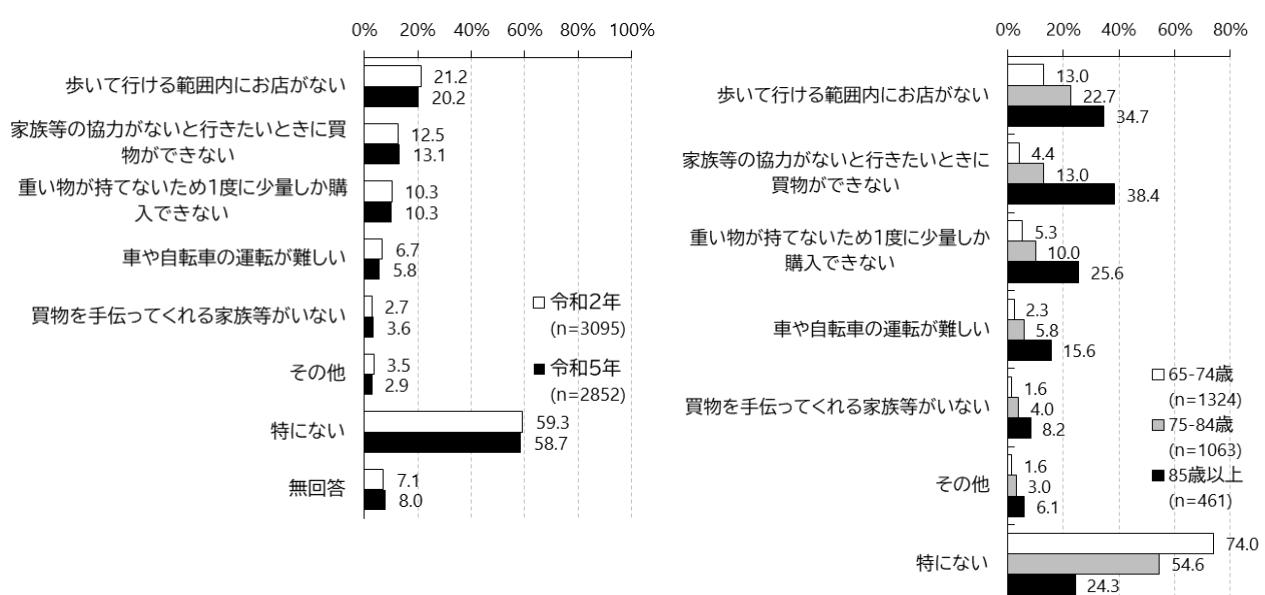
自分で食品・日用品の買物をしているか、では「できるし、している」が81.6%と増加傾向にあります。「できるけどしていない」、「できない」の割合は、年齢が上がるほど高くなっています。

▼ 自分で食品・日用品の買物をしているか



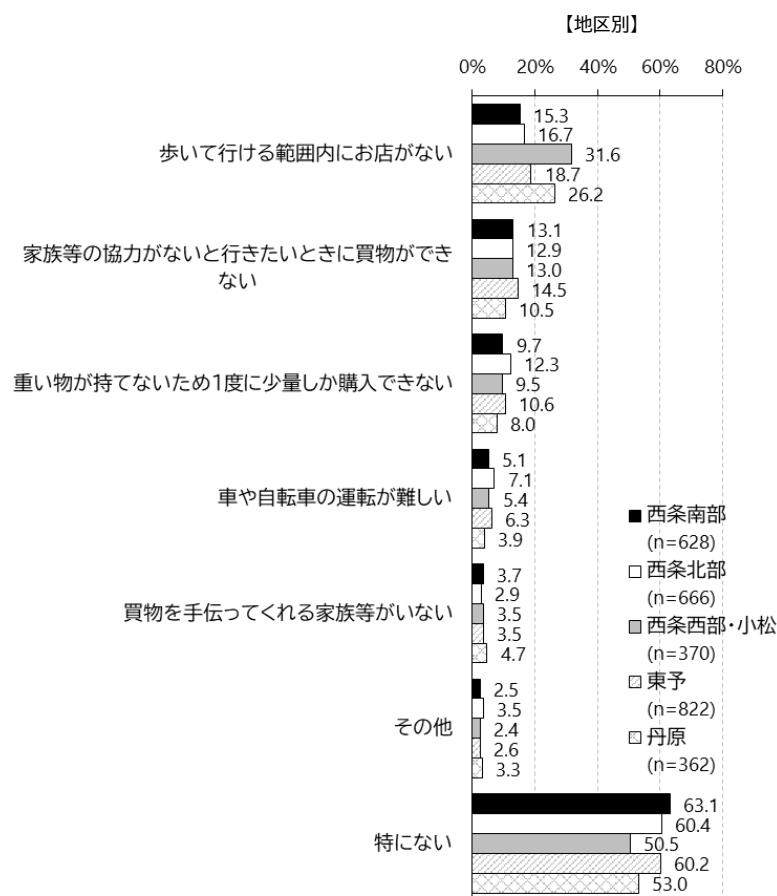
買物の際に困っていることでは、「歩いて行ける範囲内にお店がない」が20.2%、「家族等の協力がないと行きたいときに買物ができない」が13.1%、「重い物が持てないため一度に少量しか購入できない」が10.3%となっています。「特がない」が58.7%となっています。「歩いて行ける範囲内にお店がない」、「家族等の協力がないと行きたいときに買物ができない」はともに年齢が上がるほど高く、特に85歳以上ではいずれも3割を超えています。

▼ 買物の際に困っていること（複数回答）





また、「歩いて行ける範囲内にお店がない」は西条西部・小松地区で高く、「家族等の協力がないと行きたいときに買物ができない」は東予地区で高くなっています。

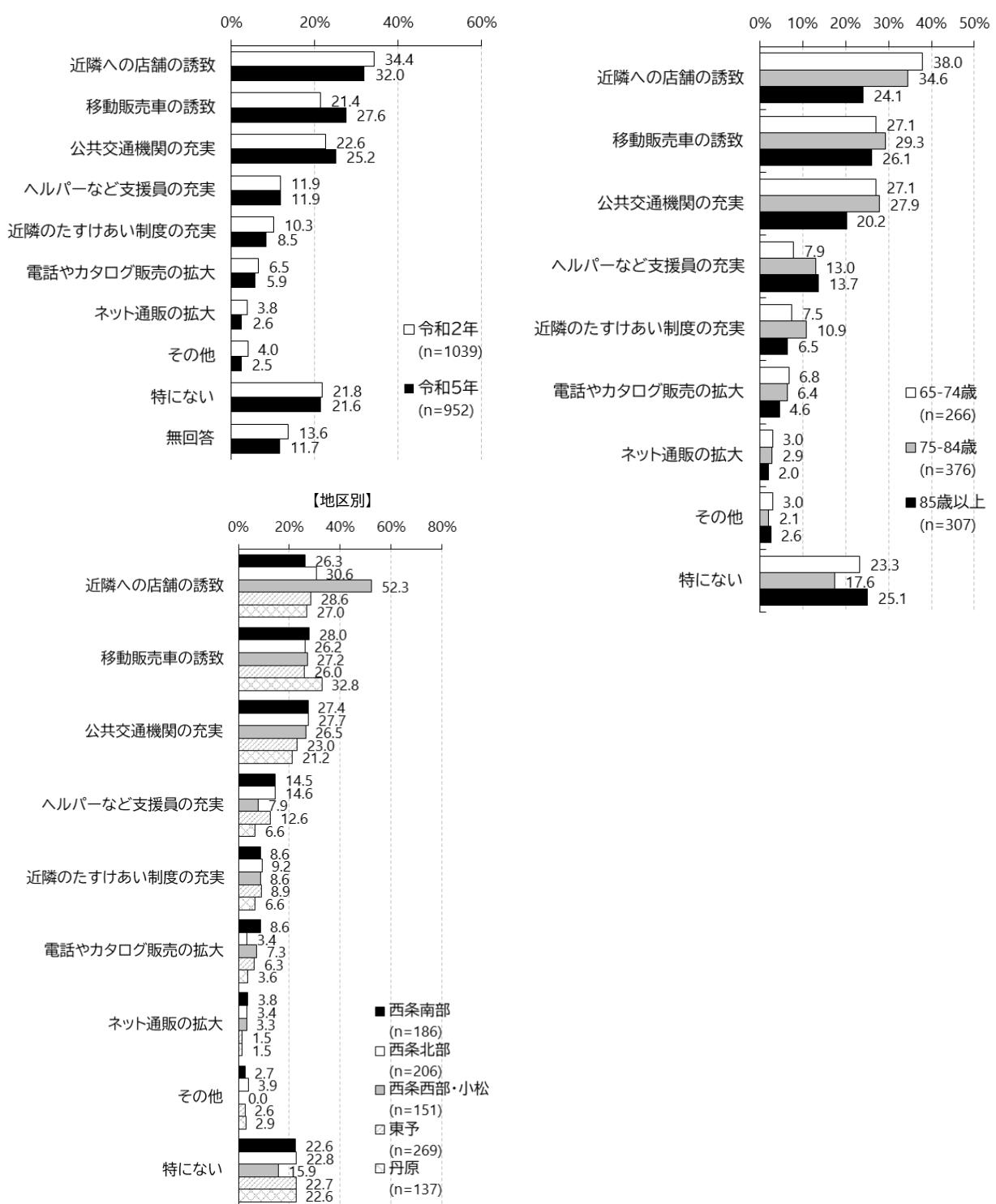


買物の困難度に地域差はあるが、できれば自分で買物に出向きたい

自分で日用品の買物ができている人は 81.6%、買物の際に困っていることが特ない人は 58.7%と多くの人が問題なく買物ができている状況ですが、年齢が上がるほど状況が悪くなっています。また、「歩いて行ける範囲内にお店がない」では地域差があることがわかります。買物に困難を感じている人でも誰かの協力や自力で行ける範囲で買物ができるなどの条件さえ整えば、自分で買物に出向きたいという意向が現れています。

買い物対策に必要と思うものでは、「近隣への店舗の誘致」が32.0%と最も高く、「移動販売車の誘致」が27.6%、「公共交通機関の充実」が25.2%となっています。「特にない」は21.6%となっています。「近隣への店舗の誘致」は年齢が下がるほど高く、「特にない」は85歳以上で高くなっています。「近隣への店舗の誘致」は西条西部・小松地区で高くなっています。

▼ 買物対策に必要と思うもの（複数回答）





新しい買物のかたちをわかりやすく整える必要性も

買物の困難度にもありますが、西条西部・小松地区では店舗の誘致を求める声が大きく、店舗が増えれば買物に出向く潜在的ニーズが感じられます。

「電話やカタログ販売の拡大」は 5.9%、「ネット通販の拡大」は 2.6%と低く、高齢者の買物に対する志向が現物を見られる・触れられることに向いていることがうかがえます。また、通信販売やネット通販といった比較的新しい買物のかたちが高齢者にはなじみが薄く、使うことを躊躇している可能性も考えられます。

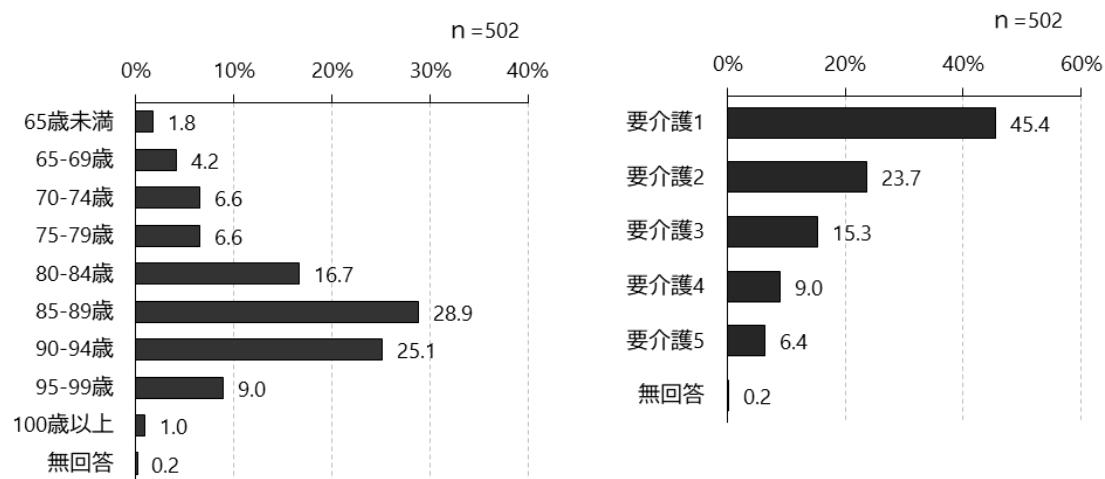
店舗の誘致や公共交通機関の誘致、移動販売車の誘致といった要望は多いものの、電話やインターネットを利用する新しい買物の方法を、高齢者にもわかりやすく、使いやすく整えていくことも、併せて検討する必要があります。

(2) 在宅介護実態調査

①在宅介護の状況

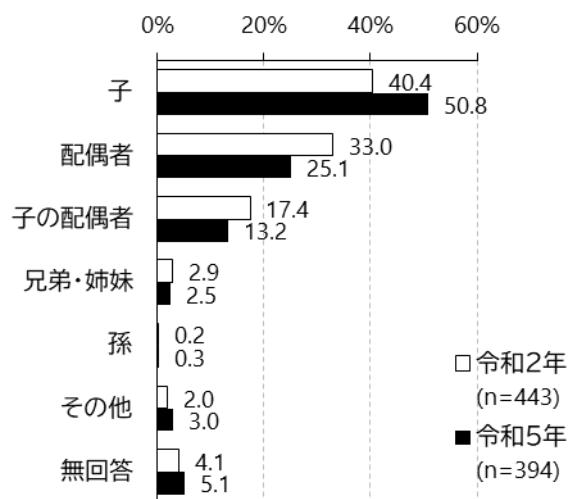
介護を受けている人の年齢は、「85～89歳」が28.9%で最も高く、「90～94歳」が25.1%、「80～84歳」が16.7%です。要介護状態区分では要介護1と2の軽度者が合わせて69.1%となっています。

▼ 介護を受けている人の年齢・要介護状態区分



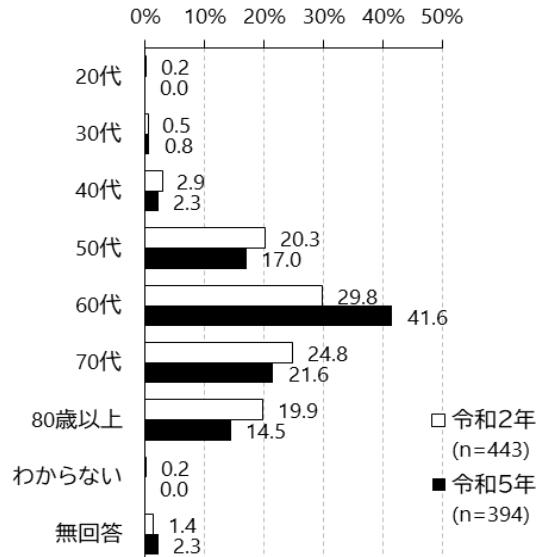
主な介護者の、本人との続柄は、「子」が50.8%で最も高く、「配偶者」が25.1%、「子の配偶者」が13.2%です。

▼ 主な介護者の、本人との続柄



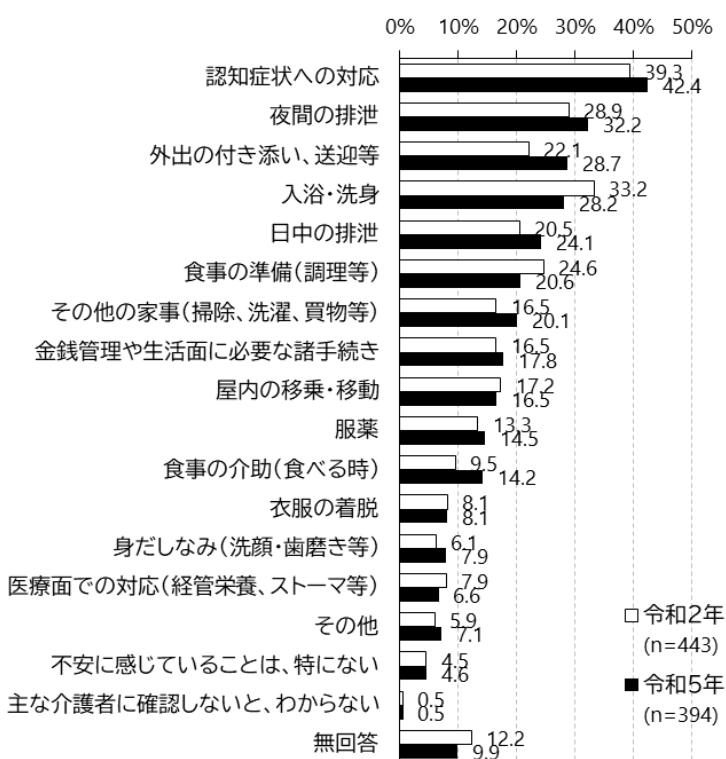
主な介護者の年齢は、「60代」が41.6%で最も高く、「70代」が21.6%、「50代」が17.0%、「80歳以上」が14.5%です。

▼ 主な介護者の年齢



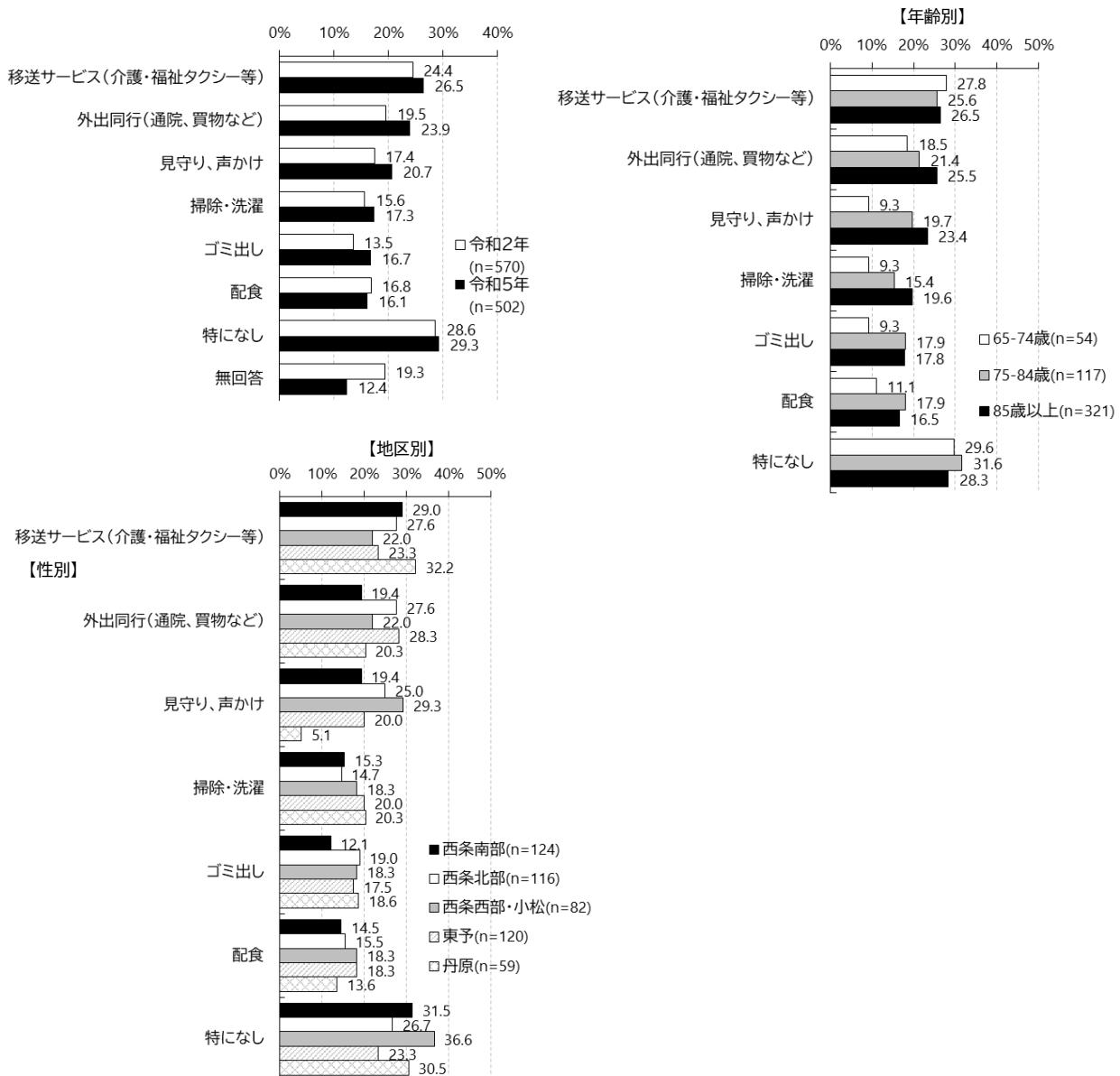
主な介護者が不安に感じる介護等は、「認知症状への対応」が42.4%と最も高く、「夜間の排泄」が32.2%、「外出の付き添い、送迎等」が28.7%といずれも増加傾向です。

▼ 主な介護者が不安に感じる介護等（複数回答）



在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスは、「移送サービス(介護・福祉タクシー等)」が26.5%、「外出同行(通院、買物など)」が23.9%、「特になし」が29.3%と最も高くなっています。「外出同行(通院、買物など)」、「見守り、声かけ」、「掃除・洗濯」は年齢が上がるほど高くなっています。「移送サービス(介護・福祉タクシー等)」は丹原地区で、「外出同行(通院、買物など)」は東予地区で、「見守り、声かけ」は西条西部・小松地区で高くなっています。

▼ 在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス（複数回答）上位項目のみ



介護者の認知症状の対応への不安の増加から、その対応が継続的な課題

要介護認定者の在宅介護において、主な介護者は「子」と「配偶者」が多く、「子の配偶者」が続いている。主な介護者の年齢は60歳代、70歳代が多く、老老介護の状況がうかがえます。

また、主な介護者が不安に感じる介護等では「認知症状への対応」が最も高く、増加傾向にあります。

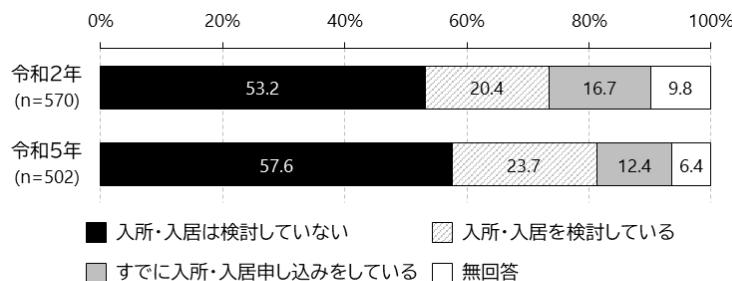
在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスについて、移送サービス、外出同行には地域差がみられ、地域の交通状況をみながらの対策が必要です。「特になし」が最も高くなっていますが、今後介護を受けている人の状況により、支援が必要となることが考えられ、介護者の負担軽減は引き続き重要な課題です。



②施設等への入所・入居の検討状況

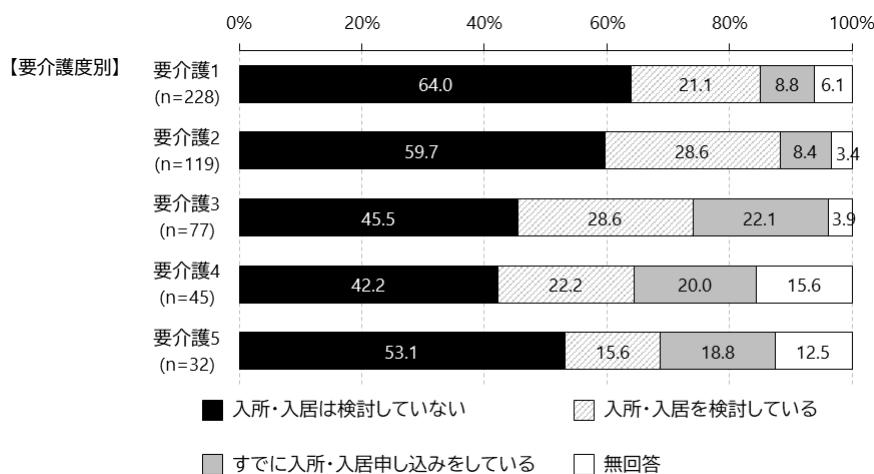
現時点での、施設等への入所・入居の検討状況では、「入所・入居は検討していない」が 57.6%と最も高く、「入所・入居を検討している」が 23.7%、「すでに入所・入居申し込みをしている」が 12.4%です。

▼ 施設等への入所・入居の検討状況



要介護度との関係をみると、「入所・入居は検討していない」の割合は要介護度が上がるほど低くなりますが、要介護5では割合は高くなっています。「すでに入所・入居申し込みをしている」の割合は要介護3以上で高くなっています。

▼ 施設等への入所・入居の検討状況



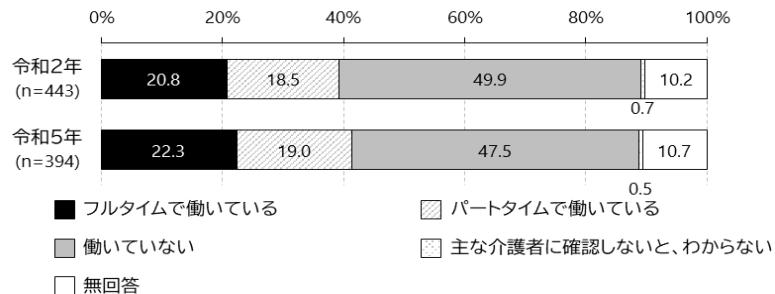
重度化防止は保険料抑制の側面でも重要

施設への入所・入居の検討や申し込みが、要介護3になることを境に増加することがわかります。要介護状態になったとしても、重度化を防止することは、できるだけ住み慣れた地域で暮らせるようにすることと併せて、介護保険料の抑制の側面からも重要です。

③介護者と就労

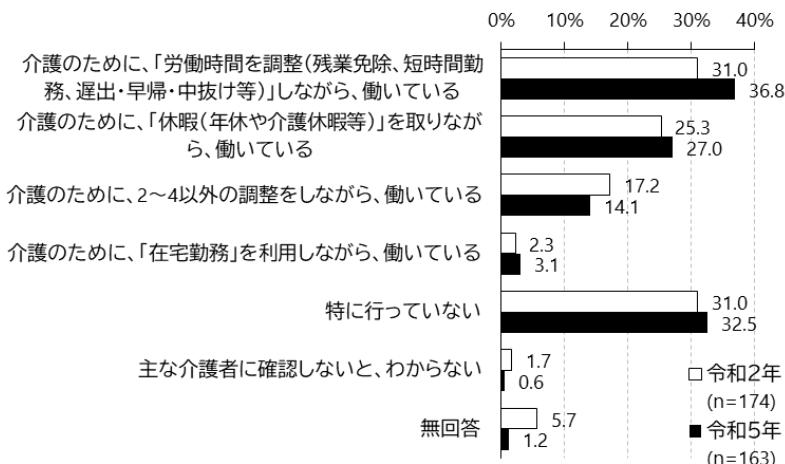
主な介護者の就労状況は、「働いていない」が47.5%と最も高く、「フルタイムで働いている」が22.3%、「パートタイムで働いている」が19.0%です。

▼ 主な介護者の現在の勤務形態



就労している主な介護者の、働き方の調整等は、「介護のために、「労働時間を調整」しながら、働いている」が36.8%、「介護のために、「休暇(年休や介護休暇等)」を取りながら、働いている」が27.0%、「特に行っていない」が32.5%となっています。

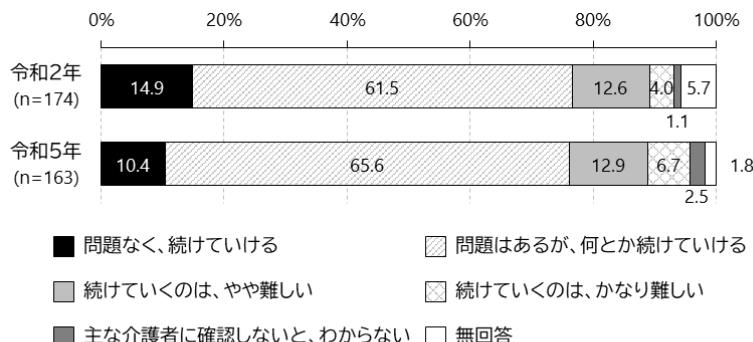
▼ 就労している主な介護者の仕事の調整（複数回答）





就労している主な介護者の仕事と介護の両立は、「問題はあるが、何とか続けていける」が65.6%と最も高く、「問題なく、続けていける」が10.4%と合わせて76.0%が続けていけると回答しています。

▼ 今後も働きながら介護を続けていきそうか



在宅介護継続には、調整をしやすい「働き方」環境

60歳代以上の介護者が多いものの、フルタイム又はパートタイムで就労している人が合わせて41.3%と増加傾向にあります。就労している介護者の多くが何らかの調整を行っており、調整のしやすい「働き方」や環境は今後一層重要性が増すと考えられます。

仕事と介護の両立では、8割弱が続けていけると回答しています。

第3章 基本構想

1 基本理念

西条市では、高齢化の進行や近い将来に予測される後期高齢者の増加、要支援・要介護認定者数の増加、保険給付費の増加傾向など、高齢者を取り巻く状況が変化を続けています。また、高齢者の、介護予防のためのサービスをはじめとする社会への参加促進や、増加している認知症高齢者、一人暮らし高齢者への支援など、様々な課題が見えてきています。

前計画において、介護保険サービスや保健・福祉のサービスを中心とした高齢者の自立支援・生活支援・生きがい対策等を目的とした事業を展開し、地域包括ケアシステムの深化・推進を図ってきましたが、今後もその方向性を継承し、以下のような視点に立った施策展開が求められます。

高齢者が夢を持ち、自分らしさを発揮しながら、健康でいきいきとした日々を過ごせるようになるためには、地域の様々な主体による協力のもと、高齢者自身が活力を持って社会参加を行うことが重要です。

高齢者がその尊厳を守られながら、地域で自立した生活を継続できるようにするために、高齢者一人ひとりの生活実態に即した保健福祉サービスを提供するとともに、それぞれの価値観やニーズに応じた支援が重要です。

また、本計画でも引き続き深化・推進に取り組む「地域包括ケアシステム」の下地となるものは、共に支え合う地域社会、すなわち地域共生社会です。

前計画で掲げた基本理念「活力ある高齢者像の構築」、「高齢者の尊厳の確保と自立支援」、「共に支え合う地域社会の形成」は、今後も求められる施策の方向性に合致していることから、本計画においても引き続き基本理念として継承していくこととします。

基本理念

1 活力ある高齢者像の構築

2 高齢者の尊厳の確保と自立支援

3 共に支え合う地域社会の形成



1

活力ある高齢者像の構築

明るく活力に満ちた高齢社会を築くためには、高齢者自らが、地域社会を構成する重要な一員として豊かな経験や知識をいかし、積極的な役割を果たしていくことが重要です。

高齢者の積極的な社会参加活動や生涯学習活動を支援し、健康でいきいきとした高齢者像を求め、誰もが長生きしてよかったですと思える長寿社会の実現に努めます。

2

高齢者の尊厳の確保と自立支援

高齢者一人ひとりが持っている豊かな経験、知識、技術などが十分に発揮でき、生きがいと誇りを持って自立した生活が送れるよう、生きがい対策や生活支援対策の充実を図ります。

また、高齢者が寝たきりなどの要介護状態になっても、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、介護基盤の整備や介護サービスの質の向上に努めるとともに、判断能力が不十分な認知症高齢者等の財産や権利が守られ、いつまでも自分らしく、尊厳を保ちながら地域社会で暮らすことができるような生活環境の整備に努めます。

3

共に支え合う地域社会の形成

介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で自分らしく安心して生活していくことができるよう、介護保険サービスと介護保険外の保健・福祉サービスを連携させ、市民やボランティアなど多様な主体によるインフォーマルなサービスも含めた総合的なサービス提供体制を整備する必要があります。

地域全体で高齢者やその家族を支える力を再構築することが求められることから、共に支え合い共に生きる「地域共生社会」を実現するべく、支援のネットワークづくりや地域活動の拠点づくりなどに努めます。

2 基本的政策目標

(1) 社会参加と生きがいづくり

西条市の高齢者が、この先も長く、自分らしく、地域で幸せに過ごしていくためには、高齢者自身が高齢期を余生として捉えるのではなく、第2の現役時代として前向きに捉え、いきいきと過ごすための様々な取組を実践していく必要があります。

地域における社会参加活動は、高齢者の生きがいにつながるだけでなく、介護予防などにも効果があると考えられます。高齢者をサービスの受け手としてのみ捉えるのではなく、これまでに培った豊富な経験や知識、技術を持って地域社会を支える一員として捉える視点が大切です。

高齢者が持つ豊かな特性をいかした就労、生涯学習、老人クラブ活動やボランティア等の社会活動への主体的な参加を支援し、地域の一員として社会に貢献できる基盤づくりを進めます。

また、一人ひとりが、自分の健康に責任を持ち、食事や運動などの生活習慣の改善に取り組めるよう、その重要性を啓発するとともに健康づくりを推進します。高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進し、地域の特性に応じて高齢者が身近な場所で健康づくりに参加ができ、高齢者のフレイル状態を把握した上で、疾病予防・重度化予防に取り組みます。

(2) 高齢者の自立支援

今後予想される一人暮らし高齢者や認知症高齢者の増加、在宅での医療ニーズの高まりなどを踏まえ、高齢者が尊厳のある生活を継続できるよう、地域密着型サービス、居宅サービス、医療と介護の連携体制の充実に努めます。市民が安心して質の高い介護保険や保健福祉サービスを選択できるよう、制度やサービス等に関する情報提供・相談体制、経済的な負担軽減など利用者支援に取り組みます。

また、福祉関係団体、民生児童委員などの関係機関や団体のみならず、ボランティア、NPO、民間企業等も含めた多様なサービス主体による多様な生活支援サービスの確保に努めます。

一般介護予防事業として、全ての高齢者を対象に、状況把握や介護予防の普及啓発に資する教室の実施、地域住民グループへの支援などを市独自に行います。

認知症の人や介護者への支援を包括的に実施できる体制の充実を図るとともに、「成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)」に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策について、基本的計画策定、及び中核機関を整備し、権利擁護の強化を図っていきます。



(3) 高齢者福祉の推進

老人福祉法を根拠法とする高齢者福祉計画にあたるものとして、高齢者が地域で自分らしく暮らせるよう、高齢者福祉の充実に努めます。

外出の支援や訪問理美容、緊急時に通報できる装置の貸与など、高齢者自身を支援する取組のほか、一人暮らし高齢者の安否確認を行う見守り推進員の設置、在宅で重度の要介護者を介護している家族への支援などを行います。

(4) 高齢者の住まいと安心・安全の確保

暮らしの基盤である住まいについて多様な施設サービスの提供に努めるとともに、高齢者が安心・安全に集い、交流できる場の運営を行います。

また、近年の自然災害の頻発や新型コロナウイルスなど感染症の流行に対応する体制整備に努めます。

(5) 介護保険事業の推進

支援・介護の必要な高齢者が自立した日常生活を営めるよう、地域包括ケアシステムを踏まえて介護保険制度による事業を着実に実施します。サービスの量及び質を安定的に確保しながら提供するためには、サービスを支える人材の確保や資質の向上が重要であり、県との連携を図りながらの人材確保の促進、各種団体・事業者等と連携を図りながらの担い手の資質向上に努めます。

3 日常生活圏域の設定

(1) 圏域の設定

地域包括ケアシステムの構築単位としても想定されている「日常生活圏域」は、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく安心して生活しながら、きめ細かく多様なサービスが受けられるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護サービスを提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案して定める区域のことです。

本計画では、人口、サービス事業者の分布等も勘案して市内を以下の5区域に分け、日常生活圏域として設定することとします。

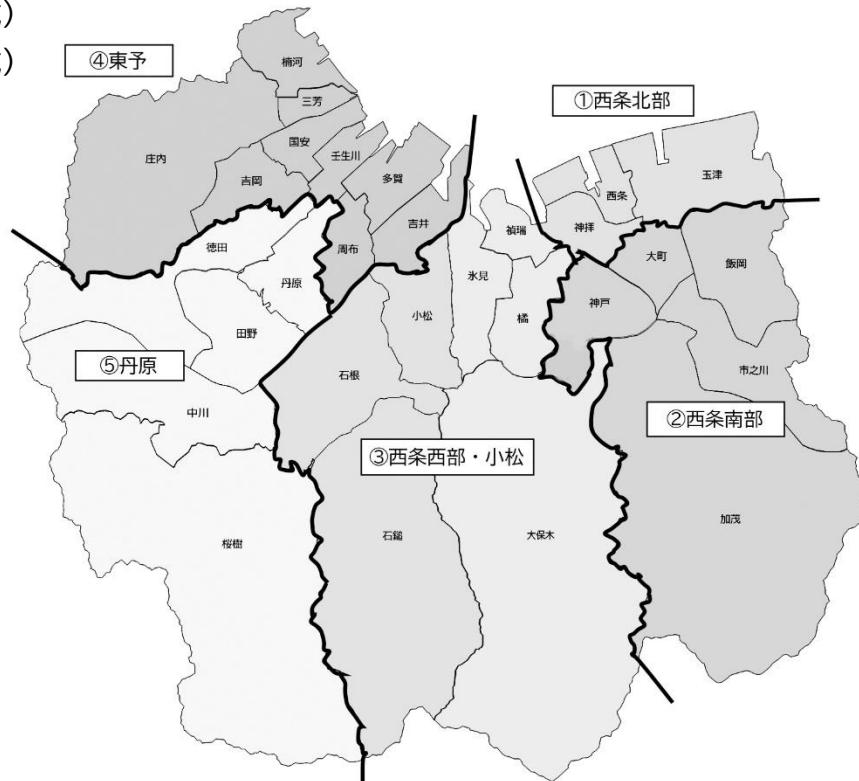
①西条北部(玉津・西条・神拝)

②西条南部(飯岡・大町・神戸・市之川・加茂)

③西条西部・小松(氷見・禎瑞・橘・大保木・小松地区全域)

④東予(東予地区全域)

⑤丹原(丹原地区全域)



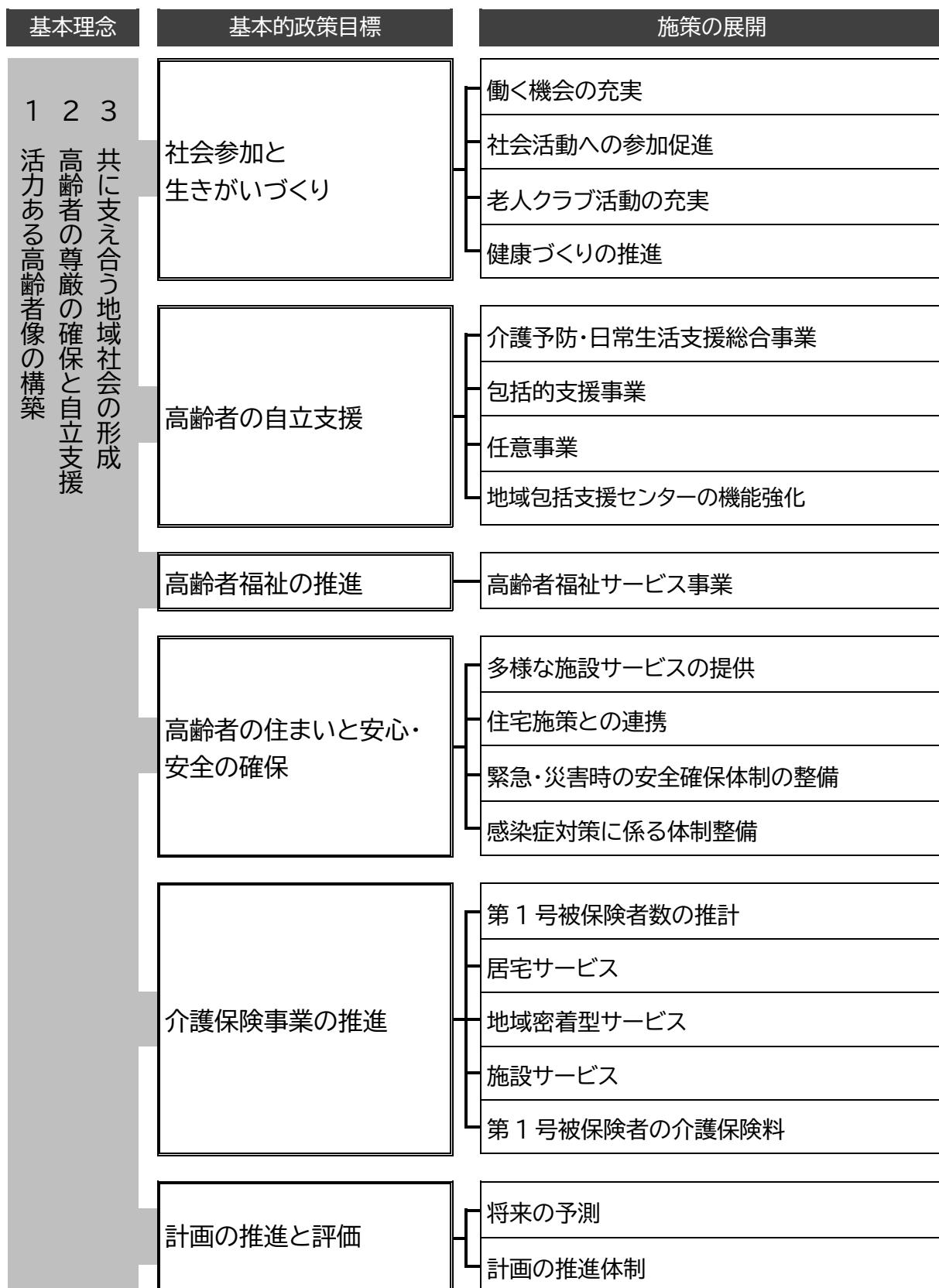
(2) 各圏域の概要

圏域名	人 口	前期高齢者数	後期高齢者数	高齢化率 (人)
①西条北部	30,659	3,606	4,078	25.1%
②西条南部	19,723	2,975	3,686	33.8%
③西条西部・小松	14,714	2,527	3,176	38.8%
④東 予	28,593	4,561	5,612	35.6%
⑤丹 原	11,006	2,023	2,450	40.6%
合 計	104,695	15,692	19,002	33.1%

出典：住民基本台帳（令和5年10月1日現在）



4 施策の体系



第4章 社会参加と生きがいづくり

1 働く機会の充実

(1) シルバー人材センターへの支援

長寿介護課

■事業の概要■

- 定年退職後等における60歳以上の高齢者の就業ニーズが多様化する中、地域社会の日常生活に密着した臨時的かつ短期的な仕事を確保し、これを提供することにより、高齢者が働くことを通じて社会に貢献し、生きがいを得ることを目的とするシルバー人材センター事業を支援するものです。
- 働く意欲のある高齢者が、その能力によって社会の担い手として生きがいを持って活動ができるよう、シルバー人材センターへ運営費補助金を交付し、その活動の充実を図っています。

指標	実 績			計 画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
会員数（人）						
	726	770	781	790	790	790
受託件数（件）（派遣含む）						
	4,991	5,163	5,816	6,000	6,000	6,000
契約金額（千円）（派遣含む）						
	330,556	344,566	389,746	395,000	395,000	395,000

■課題・実施の方針■

- 高齢者が働くことを通じて社会に貢献し、生きがいを得ることを目的とするシルバー人材センター事業を引き続き積極的に支援するとともに、シルバー人材センターの機能強化に努めます。



2 社会活動への参加促進

(1) 高齢者タクシー利用助成事業

長寿介護課

■事業の概要■

- 75歳以上の在宅高齢者で、市民税非課税世帯の方に対し、タクシーを利用する際に基本料金の助成が受けられる利用券を交付することにより、交通手段の確保と社会参加の促進を図っています。

指標	実 績			計 画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
交付者数（人）						
	3,146	3,128	2,967	3,600	3,600	3,600
延交付枚数（枚）						
	33,848	33,250	31,538	33,000	33,000	33,000
延利用枚数（枚）						
	19,902	19,669	18,556	19,000	19,000	19,000

■課題・実施の方針■

- 高齢者の外出意欲を高め、外出機会の増加を図るため、低所得者へタクシー利用券を交付し、交通費の一部を助成します。

(2) 高齢者路線バス利用助成事業

長寿介護課

■事業の概要■

- 高齢者が路線バスを利用する場合に、料金の一部を助成し、安価でのバスの利用を可能とすることで、高齢者の外出意欲を高め、生きがいづくり、健康づくり及び社会参加の促進に努めるものです。

指標	実 績			計 画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
申請者数（人）						
	1,030	988	944	1,220	－	－
乗車券販売冊数（冊）						
	2,500	2,272	2,173	2,800	－	－

■課題・実施の方針■

- 満75歳以上の方にバスの利用者証を交付(西条市内の路線での利用に限る)します。乗車券を事前に購入することにより、乗車料金の一部を助成します。
- 令和6(2024)年度をもって事業廃止予定です。

(3) 敬老事業

長寿介護課

■事業の概要■

- 毎年9月以降、長寿のお祝いと敬老の意を表して、連合婦人会、社会福祉協議会、自治会の主催による敬老会事業を行うとともに、米寿対象者へ記念品(西条市特産品)の支給、長寿者への祝金品の支給事業(長寿者褒章事業)を行っています。

指標	実 績			計 画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
長寿者褒章事業 敬老会案内者数（人）						
	18,596	19,181	19,766	21,000	21,500	21,800
長寿者褒章事業（人）						
	65	80	80	105	105	105
長寿者褒章事業 金婚夫婦（組）						
	115	137	129	145	145	145

■課題・実施の方針■

- 多年にわたり社会に尽くしてきた高齢者を敬愛し長寿を祝うとともに、高齢者福祉に関する啓発を図っていきます。



3 老人クラブ活動の充実

(1) 老人クラブの育成支援

長寿介護課

■事業の概要■

- 健康・友愛・奉仕の取組を進める高齢者の自主的組織である老人クラブでは、地域においてその知識と経験をいかした様々な活動を行っています。本事業は、高齢者が身近な地域で社会奉仕や生きがい活動を行う場として、さらに、介護予防の担い手としての老人クラブや老人クラブ連合会の活動を支援するものです。

指標	実 績			計 画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
クラブ数（クラブ）						
	147	125	78	80	80	80
会員数（人）						
	5,383	4,492	2,699	3,000	3,000	3,000

■課題・実施の方針■

- 高齢者数の増加に反して、クラブ数、会員数は減少の一途をたどっています。引き続き、高齢者の関心や価値観の多様化に対応した魅力ある活動を支援し、多様な高齢者の集う場とするため、助言・指導を行います。

4 健康づくりの推進

(1) 健康づくりの推進

国保医療課・健康医療推進課・包括支援課・長寿介護課

■概要■

- 高齢者が健康で長生きするという「健康寿命」を延ばして、活動的な生活を目指すには、「自分の健康は自分で守る」という個人の意識の高揚と合わせ、地域や行政の支援体制の整備を進める必要があります。
- できるだけ多くの高齢者が元気でいられるようにするために、"元気な高齢者"の活動を推進するとともに、高齢者がこれまで培ってきた経験や知識をいかし、地域社会へ積極的に参加する機会をつくることも必要です。
- また、高齢者の特性を踏まえ、個々に応じた包括的な支援につなげるため、各分野の担当課が連携体制を構築し、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に提供することを目指すこととし、個別支援(ハイリスクアプローチ)、通いの場などへの積極的な関与(ポピュレーションアプローチ)を段階的に実施します。

■課題・実施の方針■

- 今後も各種健(検)診や保健指導等の実施により、効果的に個別の健康維持や健康づくりを支援するとともに、「西条市健康づくり計画(元気都市西条)」による施策と合わせ、市民が主体となった健康づくり活動が地域に広がり、発展するように支援していきます。
- 各分野の担当課が連携体制を構築し、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に提供することを目指します。



第5章 高齢者の自立支援

1 介護予防・日常生活支援総合事業

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

介護予防・生活支援サービス事業は、要支援認定者等の多様な生活支援ニーズに対応するため、従前の介護予防訪問介護、介護予防通所介護のサービスに加え、住民等の多様な主体が参画し多様なサービスを充実することで、地域の支え合いの体制づくりを推進するものです。

①訪問型サービス

包括支援課

■事業の概要■

- 訪問型サービス（従前の介護予防訪問介護に相当するサービス）と、訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）を実施しています。
- 訪問型サービスは、訪問介護職員が居宅を訪問し、利用者のための身体介護（排せつ・入浴介助等）、生活支援（掃除・洗濯・調理等）を行います。
- 訪問型サービスAは、入浴介助等の身体介護は行わず、家事援助などの生活援助を実施するもので、生活援助のみを希望する方、状態が安定している方、介護の専門職以外でも対応可能な方などを対象としています。訪問介護職員等が居宅を訪問し、利用者のための生活支援（掃除・洗濯・調理等）を行います。

指標	実 績			計 画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問介護相当サービス 利用者数（人／月）						
	450	449	420	430	440	450
訪問型サービスA 利用者数（人／月）						
	4	4	4	7	10	13

■課題・実施の方針■

- 適切なケアマネジメントにより、支援が必要な方が適正に訪問型サービスや訪問型サービスAを利用できるようつなげていきます。また、訪問型サービスAの従事者研修の促進を図り、当該サービスの利用促進や指定事業所の拡充等を図っていきます。

②通所型サービス

包括支援課

■事業の概要■

- 通所型サービス(従前の介護予防通所介護に相当するサービス)と、通所型サービスC(短期集中予防サービス)があります。
- 通所型サービスCは、市の直営による独自事業「スマイルサポート教室」で、短期集中的に専門職が運動・栄養・口腔面のケアを行うことで、生活機能及び身体機能の向上を図るものです。

指標	実 績			計 画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
通所介護相当サービス	利用者数（人／月）					
	666	653	678	680	700	720
スマイルサポート教室	参加者数（実人数）					
	25	31	25	25	25	25

■課題・実施の方針■

- スマイルサポート教室については、3～6か月での卒業を目指し、地域で自立して介護予防に取り組むことができるよう今後も支援していきます。サービス終了後には一般介護予防事業等への参加や、生活支援コーディネーターと連携し公民館等身近な場所での通いの場へつなぎ、介護予防に取り組めるような仕組みをつくっていきます。

③その他の生活支援サービス（配食サービス）

包括支援課

■事業の概要■

- 要支援認定者等に対し、栄養改善と見守りを目的に配食を実施します。

指標	実 績			計 画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活支援サービス事業（配食）	利用者数（人）					
	513	546	490	510	520	530

■課題・実施の方針■

- 一人暮らしの高齢者などによる今後の需要増加を見込み、継続して栄養のバランスに配慮した弁当を定期的に配達し、併せて安否確認を行います。



④介護予防ケアマネジメント

包括支援課

■事業の概要■

- 要支援認定者等からの依頼を受けて、介護予防及び日常生活支援を目的として、一人ひとりの心身の状況や環境に応じた適切なサービスが包括的かつ適切に提供されるようケアマネジメントを行います。

指標	実 績			計 画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ケアプラン作成件数（地域包括支援センター）（件）						
	274	272	265	280	290	300
ケアプラン作成件数（委託先居宅介護支援事業所）（件）						
	285	233	210	220	230	240

■課題・実施の方針■

- 地域包括支援センター及び委託先居宅介護支援事業所により、今後も継続して実施します。
- ケアマネジャー等に対する研修会の開催や主任ケアマネジャーが主体となって開催するケアプラン点検等の研修において、自立支援・重度化防止に資するケアプランの作成指導等を行い効果的なケアマネジメントに向けた支援を行います。

(2) 一般介護予防事業

一般介護予防事業は、市町村の独自財源で行う事業や地域の互助、民間サービスとの役割分担を踏まえつつ、効果的・効率的に介護予防を推進する観点から、65歳以上の全ての高齢者とその支援のための活動に携わる方を対象に、要介護状態とならないこと、状態の改善、自立に向けた支援を行うものです。

①介護予防把握事業

包括支援課

■事業の概要■

- 閉じこもり等の何らかの支援を要する方の状況を適正に把握し、収集した情報を活用することにより、介護予防活動へとつなげていくものです。令和2(2020)年度からは認知機能を把握し、認知症予防、生活習慣病予防等の行動変容につなげるための「脳いきいきチェック」も実施し、併せて周知啓発にも努めています。

指標	実 績			計 画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
脳いきいきチェック実施件数（件）						
	74	65	65	70	70	70

■課題・実施の方針■

- 日頃の活動を通じて、閉じこもり等の何らかの支援を要する方の状況を把握し、介護予防活動へとつなげていきます。
- 「脳いきいきチェック」を通じて、認知機能や生活習慣を把握し、早期に介護予防活動につなげます。

②介護予防普及啓発事業

包括支援課

■事業の概要■

- 介護予防教室、健康教育、健康相談、認知症サポーター養成講座の開催と併せて、パンフレットの配布等により介護予防の普及・啓発を行うものです。

■課題・実施の方針■

- 地域の高齢者やその家族及び関係機関に対して、各種事業の周知に努め、在宅福祉サービス、生きがい活動事業、介護予防事業の推進及び普及啓発を図ります。



③地域介護予防活動支援事業

包括支援課

■事業の概要■

- 介護予防に係る地域住民の自主的な活動を推進するため、「いきいき百歳体操教室」の普及推進を図っています。主に地域の集会所や公民館で実施しています。

指標	実 績			計 画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
いきいき百歳体操教室数（か所）						
	72	72	71	72	75	75
いきいき百歳体操教室 参加者数（人）						
	1,298	1,409	1,220	1,410	1,450	1,450

■課題・実施の方針■

- 参加者の「身体が軽くなった」「しっかり歩けるようになった」等の声があります。教室自体が高齢者の交流の場となり、閉じこもり予防にもつながっていることから、今後も継続して実施します。

④介護予防教室開催事業

包括支援課

■事業の概要■

- 介護予防の普及啓発に資する運動・栄養・口腔等に係る介護予防教室等を開催します。地域の依頼に応じた講座(出前講座)を実施し、介護予防に取り組むきっかけづくりを進めています。

指標	実 績			計 画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
出前講座 回数（回）						
	23	70	68	75	75	78
出前講座 参加者数（人）						
	373	938	1,043	1,125	1,125	1,170

■課題・実施の方針■

- 各介護予防教室は、地域の高齢者にとって身近な場所で気軽に参加できる教室であることから、栄養士、リハビリ専門職等と緊密に連携し、介護予防に取り組みます。

⑤地域住民グループ支援事業

包括支援課

■事業の概要■

- 閉じこもりがちな高齢者や要介護状態になるおそれのある高齢者に対し、社会的孤立感の解消や介護予防に資する活動を行う地域住民による自主グループ活動を育成し支援を行います。
- 高齢者が交流できる場を確保することで、閉じこもり予防、認知症予防等の介護予防活動の推進を図ります。

指標	実 績			計 画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
グループ数（グループ）						
	54	48	50	50	53	55
延活動回数（回）						
	311	1,011	1,050	1,100	1,200	1,250
延参加者数（人）						
	8,614	10,994	11,000	11,100	11,200	11,300

■課題・実施の方針■

- より多くのグループ・高齢者が活動できるよう普及促進を図るとともにグループに対する支援を行います。

⑥一般介護予防事業評価事業

包括支援課

■事業の概要■

- 介護予防事業を効果的かつ効率的に実施するため、介護予防事業の評価・検証を行うものです。

■課題・実施の方針■

- 介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等を検証し、一般介護予防事業の評価を行います。

⑦地域リハビリテーション活動支援事業

包括支援課

■事業の概要■

- 通所、訪問、地域ケア会議、住民主体の通いの場などにリハビリテーション専門職などが関わり、地域の介護予防の取組を支援するものです。

■課題・実施の方針■

- 地域における介護予防の取組を機能強化するためにリハビリテーション専門職の関与の促進に努めます。



2 包括的支援事業

(1) 総合相談事業

包括支援課

■事業の概要■

- 支援が必要な高齢者とその家族の様々な相談に対し、関係機関と連絡を取りながら必要に応じたサービスや情報の提供を行うものです。

指標	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談件数(件)						
	2,525	3,664	3,600	3,700	3,800	3,900

■課題・実施の方針■

- 日常生活圏域(5圏域)に地域包括支援センターを設置し、地域の身近な場所で高齢者の日常生活を支援する体制を整えます。地域包括支援センターには、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員を必要数配置し、保健・医療・福祉サービス等、関係機関と連携して地域におけるネットワークを拡充することにより、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく安心した生活を続けられるよう支援します。
- 高齢化の進展に伴い、複雑化・多様化する総合相談及び介護予防ケアマネジメント業務の大幅な増加が見込まれる中、地域包括支援センターが持続可能で豊かな運営を図ることができるよう、人員体制の強化を図ります。

(2) 権利擁護事業

包括支援課

■事業の概要■

- 虐待を受けたり、悪質商法の被害に遭うなどの困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活ができるよう、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等が関係機関と連携し権利を擁護するための支援を行っていきます。

■課題・実施の方針■

- 高齢者虐待の発見及び対応力の強化、実態把握等に努めるため、関係者等への広報、研修に取り組み、市ホームページの高齢者虐待等に関する内容を充実させるなど、地域において高齢者が安心して生活ができるよう関係機関と連携して権利擁護のための支援を行います。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント事業

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らすことができるよう、介護支援専門員への支援や、保健・医療・福祉サービス等の関係機関とのネットワークづくりを行うものです。個々における関係機関との連絡調整に加え、ネットワークの仕組みを充実させていく必要があります。

①地域包括支援センター運営協議会

包括支援課

■事業の概要■

- 地域包括支援センターの適正な運営及び公平性、中立性を確保するために協議会を設置しています。

■課題・実施の方針■

- 現在、年2回程度の協議会を開催しています。今後も継続して開催します。

②介護支援専門員連絡会

包括支援課

■事業の概要■

- 介護支援専門員の資質・職業倫理の向上、及び介護保険に関する知識・技術等の向上のための研修や各職種間の連携・情報交換を行うものです。

■課題・実施の方針■

- 今後も研修や多職種連携、及び情報交換の場として継続して開催します。



(4) 地域ケア会議の充実

包括支援課

■事業の概要■

- 地域包括支援センターにおいて、地域の強化型・困難事例の解決力強化型の地域ケア個別会議や自立支援・介護予防の観点を踏まえて多職種で行う介護予防のための地域ケア個別会議を開催します。
- 各個別会議において抽出された地域の課題については、日常生活圏域ごとに開催する地域ケア圏域会議や、市レベルでの協議を行う地域ケア推進会議において、介護保険・福祉・保健・医療等の各種サービスと地域における多様な社会資源等の課題の側面から、支援体制の調整や新たなサービスの構築に向けて検討します。

指標	実 績			計 画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域ケア個別会議の開催件数（件）						
	18	13	15	15	15	15
介護予防のための地域ケア個別会議の開催件数（件）						
	10	10	10	10	10	10
地域ケア圏域会議の開催件数（件）						
	4	4	5	5	5	5

■課題・実施の方針■

- 地域包括支援センターが実施する地域ケア個別会議は隨時開催し、地域ケア圏域会議(日常生活圏域ごとに開催)及び地域ケア推進会議については、それぞれ年1回以上開催していきます。
- 介護保険法の理念である高齢者の自立支援と介護予防の堅持が必要とされ、具体的な取組として、多職種による介護予防のための地域ケア個別会議の定例開催を実践していきます。
- 介護支援専門員の資質向上、高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を同時に図ることを目指し、地域包括ケアシステムの深化・推進につなげます。

(5) 在宅医療・介護連携の推進

包括支援課

■事業の概要■

- 医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者等が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するための地域の関係機関の連携体制の構築を推進します。

■課題・実施の方針■

- 在宅医療と介護サービスの一体的な提供に向けて、関係者の連携のもと、下記の取組を行います。

● 在宅医療・介護連携推進協議会の開催

在宅医療と在宅介護が切れ目なく提供される体制の構築を目指して協議を行います。

医療・介護専門職が在宅療養に積極的に取り組むことができ、連携を深めていくよう、課題や対応策・目標を検討し、PDCA サイクルによる継続した取組を行います。

● 西条市医療機関・介護サービス事業所情報ナビの利活用促進

地域の医療機関や介護サービス事業所の情報を、地図や近い場所、サービス内容、困りごと等様々な角度から検索できる情報システムの、市民の利活用を促進します。

● 在宅医療・介護連携推進事業の実施・講演会の実施

在宅での看取りや認知症への対応を視野に、症例検討会や研修会を開催し、在宅医療の提供及び相談支援の充実を図ります。また、講演会を開催し、市民の在宅医療・介護連携についての知識の普及啓発を図るとともに、相談窓口の周知を図り、在宅医療・介護連携の推進に努めます。

● 在宅歯科医療の普及・啓発

在宅で医療や介護を受けている要介護高齢者が、口からおいしく食べることを続けられるために、通院困難者に対する在宅歯科診療・口腔ケアの充実を図ります。また、口腔機能、摂食・嚥下機能が保たれ、口腔状態の改善により誤嚥性肺炎が減少するよう、口腔ケアの技術向上のための研修を行います。



(6) 認知症総合支援事業

国の推計では、65歳以上の高齢者の認知症患者数は、令和7(2025)年には約700万人(約5人に1人)、令和22(2040)年には約950万人(約4人に1人)になると見込まれています³。今後、本市でも認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症になつても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができる環境づくりが必要です。

本事業は、専門職からなる早期診断・対応のための支援チームや、認知症の状態に応じた適切なサービス提供の流れ(認知症ケアパス)の確立、認知症の方やその家族を地域や職場で支えるサポーターの養成など、認知症の高齢者を早くから支援することに加え、認知症に対する正しい理解、早期発見・早期対応につながるような取組を進めるものです。

①認知症初期集中支援チーム

包括支援課

■事業の概要■

- 認知症になっても安心して暮らし続けられるよう、地域包括支援センターにおいて、認知症サポート医と専門知識を持つ保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等で構成された支援チームが、認知症の方(疑いのある方)やそのご家族を訪問し相談に応じるものです。
- 病院受診やサービス利用、家族への支援などの初期支援を包括的・集中的に行います。

指標	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症初期集中支援チーム新規支援件数(件)						
	4	7	7	10	12	15

■課題・実施の方針■

- 対象は自宅等で生活している40歳以上の方で受診や介護サービスにつながらない認知症の疑いのある方です。
- 地域包括支援センターが、認知症の人やその家族に早期に関わり、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築していくことが必要です。

3 平成29年版高齢社会白書（内閣府）での認知症患者数と有病率の将来推計によるものです。

②認知症地域支援推進員活動

包括支援課

■事業の概要■

- 認知症の方とその家族を支援する地域支援推進員を配置し、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の連携を図ります。認知症ケアパスの作成・普及、認知症お困りダイアル、認知症カフェ等を実施しています。

指標	実 績			計 画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症カフェの活動を行う団体数（補助制度対象）（団体）						
	0	3	5	6	7	8

■課題・実施の方針■

- 認知症ケアパス「西条市認知症あんしんガイドブック」は、認知症の人やその家族が、認知症と疑われる症状が発生した場合に「いつ」「どこで」「どのような」支援を受ければよいか理解できるよう、認知症の状態に応じた適切な医療や介護サービス等の提供の流れを示すものです。
- 早期からの適切な診断や対応、認知症の人やその家族への支援を、包括的・継続的に実施できる体制の構築を進めており、今後も市民や医療・介護関係者等への普及を図ります。
- 認知症カフェの活動を行う団体に対して、補助制度を設けており、認知症の方やその家族が気軽に利用できる認知症カフェの設置運営の支援を行っていきます。

③認知症サポーター養成講座

包括支援課

■事業の概要■

- 認知症になっても、できるだけ長く住み慣れた地域で過ごせるよう、地域の人にも認知症についての正しい知識を普及啓発する必要があります。本事業は、地域や職場において、認知症の人と家族を支える理解者(応援者)としての認知症サポーターを養成するものです。
- 認知症サポーターが様々な場面で実践者として活躍できるよう上級講座(ステップアップ講座)も開催しています。

指標	実 績			計 画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症サポーター養成講座 回数（回）						
	48	65	45	45	45	45
認知症サポーター養成講座 参加者（人）						
	700	1,455	700	750	750	750

■課題・実施の方針■

- 講座の企画・立案及び実施を行うキャラバンメイトへの支援を続けるとともに、講座への参加者を増やすよう、引き続き周知を図っていきます。
- また、認知症サポーターを実際の支援活動につなげることを目的とするステップアップ講座に力を入れ、西条市チームオレンジの構築を目指します。



④徘徊高齢者見守りネットワーク事業「認知症みまもりねっと」

包括支援課

■事業の概要■

- 認知症等により徘徊の心配のある方の情報を事前に登録していただき、行方不明になった場合に「西条市安全・安心情報お届けメール配信システム」により、家族や警察だけでなく地域の皆さんで協力して行方不明者の早期発見・保護につなげるものです。

指標	実 績			計 画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症みまもりねっと	全体登録数（件）					
	183	203	224	245	265	285

■課題・実施の方針■

- 認知症の方の家族の安心につながるよう、「認知症みまもりねっと」の登録件数を増やす取組を進めます。また、より多くの市民や関係機関に安全・安心情報お届けメールへの登録を促すことで、情報共有の推進を図り、地域の見守りネットワークを構築していきます。
- また、若い世代(小学生～)の認知症理解にも力を入れ、地域で暮らす幅広い年代の見守り意識の向上を目指します。

(7) 生活支援体制整備事業

介護予防・生活支援サービスの体制整備を図るための事業です。

地域において多様な主体の活動を支援することが求められており、生活支援サービスの充実に向けて、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置や、地域の状況を把握し課題解決を図るために、幅広い領域の参加者からなる協議体を設置しています。

①生活支援コーディネーターの設置

包括支援課

■事業の概要■

- ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化等を行う「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」を配置します。
- 第1層生活支援コーディネーターを市に配置し、第2層生活支援コーディネーターを各日常生活圏域の地域包括支援センターに配置します。また、高齢者の活動を支えるボランティアの養成として「高齢者生活支援サポートー養成講座（アシストメイト講座）」を開催します。

指標	実 績			計 画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活支援コーディネーター 配置数（人）						
	6	6	6	6	6	6
高齢者生活支援サポートー養成講座（回）						
	8	4	4	5	5	6

■課題・実施の方針■

- 地域住民が主体となって高齢者の生活を支える体制「地域の支え合い」を推進するため、関係機関とも積極的に連携を図り、高齢者の生活支援体制整備を図ります。
- 高齢者生活支援サポートー（アシストメイト）を養成することにより、高齢者の介護予防に係る活動の維持・発展に寄与するとともに、アシストメイト自身の生きがいづくりや健康の維持増進を図ります。



②生活支援体制整備協議体の設置

包括支援課

■事業の概要■

- 生活支援体制整備協議体は、生活支援コーディネーターと生活支援・介護予防サービスの多様な主体が参画し、情報共有及び連携・協働を図るためのネットワークとして定期的に協議体を開催し協議を行うものです。
- 市全体の課題を扱う第1層協議体と、日常生活圏域レベルの課題を扱う第2層協議体があります。

指標	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第1層 協議体開催数（回）	2	2	2	2	2	2
第2層 協議体設置数	10	10	10	12	14	16

■課題・実施の方針■

- 「西条市地域包括支援センター運営協議会」を市全体の課題を扱う第1層協議体と位置づけ、地域課題のとりまとめ及び課題の解消に向けた政策化を図ります。
- また、日常生活圏域レベルの課題を扱う第2層協議体の拡大を図るとともに、関係各課及び関係機関が緊密に連携することで地域づくりに資する取組と人材を効果的に連動させながら支え合いの地域づくりを推進します。

3 任意事業

(1) 介護給付適正化事業

愛媛県が策定する「介護給付適正化計画」に基づき、介護(予防)給付について、受給者の適正な認定、不要な介護サービスが提供されていないかの検証、介護保険制度の趣旨の徹底や必要な情報の提供、適切なサービスを提供できる環境の整備を行い、介護給付等に要する費用の適正化を図ります。

西条市では、市の実状に合わせて、ケアプラン等のチェック、要介護認定の適正化、医療情報との突合・縦覧点検、介護給付費通知に力を入れて取り組みます。

なお、第8期から調整交付金の算定にあたっては、本事業の取組状況が勘案されています。

①ケアプラン等のチェック

長寿介護課

■事業の概要■

- 「利用者にとって意味のある生活向上のケアプランとなっているか(自立支援)」を点検の軸にして、点検者が介護支援専門員と一緒に様々な視点からケアプランを検証します。この過程を通して、介護支援専門員の「気づき」を促し、資質の向上を図ることをねらいとし、様々な取組を実施します。
- 住宅改修の点検により、利用者の状況にそぐわない不適切又は不要な住宅改修を排除とともに、福祉用具購入・貸与調査により、必要性や利用状況の点検を行い、利用者の身体状態に応じた必要な福祉用具の利用を進めます。

指標	実 績			計 画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ケアプランチェック件数（件）						
	160	327	350	300	300	300

■課題・実施の方針■

- 市職員と主任ケアマネジヤーや経験豊かなケアマネジャーの協力(ケアプラン適正化協力ケアマネジャーのもと、複数者による点検と双方向でのヒアリングを実施します。
- ヒアリング等を通して得られた気づきをもとに、紙面による情報発信(適正化情報)や研修を実施します。
- サービス事業所の実地指導に同行し、ケアプランと個別計画書との連動を検証していきます。
- 日頃のケアマネジメント全体の振り返りを事業所訪問にて実施します。
- 住宅改修の点検については、提出書類や写真からは現状がわかりにくいケース等を中心に利用者宅の実態確認や施工状況の点検を行います。
- 福祉用具購入・貸与調査については、サービス事業所の実施指導や要介護認定調査の機会を利用して、必要性や利用状況の点検を行います。



②要介護認定の適正化

長寿介護課

■事業の概要■

- 全ての認定調査について、定義に基づいているかなど調査項目の内容を点検し、チェック項目や記載内容に不備等がある場合には、必要に応じて修正や調査員に対する指導を行います。

指標	実 績			計 画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
要介護認定の適正化（件）						
6,449	6,480	6,506	全件実施	全件実施	全件実施	

■課題・実施の方針■

- 要介護認定の適正化のために、認定調査員・介護認定審査会委員の研修や委託認定調査について、数回に1回は市職員による直接調査なども実施します。

③医療情報との突合・縦覧点検

長寿介護課

■事業の概要■

- 国民健康保険団体連合会への委託により、医療情報との突合を行います。また、複数月にまたがる支払い内容について縦覧点検データの参照を行います。

指標	実 績			計 画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
縦覧点検・医療情報との突合（回）						
12	12	12	12	12	12	12

■課題・実施の方針■

- 今後も不適切な給付がないか等の点検を継続し、介護給付の適正化を図ります。

④介護給付費通知

長寿介護課

■事業の概要■

- 介護保険サービス利用者に対して、利用したサービス事業所、サービスの種類、介護保険給付額及び利用者負担額を通知します。

指標	実 績			計 画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付費通知（件/回）						
5,957	5,944	5,969	7,495	7,600	7,696	

■課題・実施の方針■

- 今後もはがきによる通知を実施し、適切なサービス利用意識の醸成を図るとともに、過誤請求等の防止・抑止につなげます。

(2) 家族介護支援事業

①介護家族教室開催事業

包括支援課

■事業の概要■

- 家族を介護している介護者に対し、介護方法、介護予防及び介護者の健康づくり等についての正しい知識と技術を身につけてもらい、介護の負担軽減を図るために、地域包括支援センターにおいて開催します。

指標	実 績			計 画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
教室開催回数（回）						
	14	15	15	15	15	15
参加者数（人）						
	171	138	160	165	170	175

■課題・実施の方針■

- 在宅で生活する慢性疾患を有する要介護高齢者や認知症高齢者の増加により、その対応が重要となってきているため、内容の検討や充実に努め、在宅福祉の向上を図ります。

(3) 徘徊高齢者位置検索サービス

包括支援課

■事業の概要■

- 位置検索システムを利用することにより、徘徊高齢者の早期発見と安全確保に役立て、認知症高齢者を介護している家族の身体的、精神的負担の軽減を図っています。

指標	実 績			計 画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人）						
	12	5	2	5	5	5

■課題・実施の方針■

- 真に必要な方が適正に当該サービスを利用できるよう周知を図ります。



(4) 介護用品支給事業

長寿介護課

■事業の概要■

- 介護保険制度で要介護4～5と認定された在宅の方で常時おむつ等を必要とする市民税非課税の方に対して、紙おむつ等の介護用品を支給することにより衛生的で快適な生活環境を提供し、介護者の負担の軽減を図っています。

指標	実 績			計 画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者延件数（件）	2,805	2,552	2,600	3,500	3,500	3,500

■課題・実施の方針■

- 本事業については、国から事業の廃止・縮小に向けた見直しを求められていることから、本計画期間中における事業の見直しを行う予定です。

(5) 食の自立支援事業（配食サービス事業）

長寿介護課

■事業の概要■

- 買物や調理が困難な65歳以上の人一人暮らし等で、見守りが必要な方に対して、栄養のバランスに配慮した弁当を定期的に配達し、併せて安否確認を行っています。

指標	実 績			計 画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人）	1,087	1,069	1,000	1,100	1,100	1,100
配食数（食）	27,485	27,412	25,000	29,700	29,700	29,700

■課題・実施の方針■

- 一人暮らし高齢者の増加などによる今後の需要増加を見込み、引き続き安否の確認を兼ねた配食サービスを実施します。

(6) 介護サービス相談員派遣事業

長寿介護課

■事業の概要■

- 介護サービス相談員を居宅介護事業所及び介護保険施設等に派遣し、介護サービスの質の向上や利用者の不安・不満又は疑問の解消を図っています。

指標	実 績			計 画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事務所数（か所）						
	6	0	30	60	60	60
介護サービス相談員数（人）						
	27	26	25	35	35	35

■課題・実施の方針■

- 介護保険サービスの質の向上を図るとともに、苦情に至る事態を未然に防止することを目的として、今後も実施します。介護サービス相談員の担い手の確保が課題となっています。

(7) 成年後見制度利用支援事業

包括支援課

■事業の概要■

- 認知症等で判断能力が十分でない高齢者の選択(意思決定)が尊重されるとともに、不利益を被ったり、消費者被害に遭わないよう、本人の権利と財産を守るために成年後見制度の利用を支援します。

■課題・実施の方針■

- 今後も認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加が見込まれ、成年後見制度等の利用の必要性が高まっていくと考えられます。これまでの財産保全の観点のみが重視されるものではなく、本人に寄り添った意思決定支援、個々に必要な制度運用が求められています。
- 「西条市成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、権利擁護支援のためのネットワークの中核機関として、市ホームページへの掲載や講演会の開催等により成年後見制度の周知を図るとともに、権利擁護支援が必要な状態にありながら支援を受けられていない方の発見・支援に努め、適切に必要な支援につながるよう連携体制の構築に努めます。



4 地域包括支援センターの機能強化

(1) 地域包括支援センターの人員強化

包括支援課

■事業の概要■

- 地域包括支援センターは、保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士のほか、3職種以外の専門職や事務職を必要数配置し、地域包括ケアシステムを深化・推進していくための中核機関であり、現在、市内5か所のセンターで事業を実施しています。今後も市との連携、協働を深め、各圏域における課題や強みを分析・評価していくことで、地域の特性をいかした取組が実施できるよう支援を行い、各センターの機能強化を図ります。
- 地域包括支援センターは、介護予防ケアマネジメントや包括的支援事業等の実施を通じて、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な支援を行うことにより、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的としており、今後の高齢化の進展に伴い、増加するニーズに適切に対応する観点から、その機能や体制強化を図ることが必要であることから、国が示す保険者機能強化整備目標を参考し、3職種一人当たりの第1号被保険者数が1,500人以下となるよう人員配置増を目指します。
- 地域包括支援センター別専門職配置目標数

地域包括支援センター	現行配置数(人)	整備目標数(人)
西条北部	4	6
西条南部	4	5
西条西部・小松	3	4
東予	6	7
丹原	3	3
合 計	20	25

(2) 地域包括支援センターへの支援体制強化

包括支援課

■事業の概要■

- 地域包括支援センターを市において統括し、委託した地域包括支援センターにおいて計画的な活動が実践できるよう、定期的な訪問や各種研修会を実施するとともに、適正な事業実施に資するよう事業評価及び支援を実施します。評価したことが、新たな計画へと結びつき、PDC Aサイクルを意識した活動となるよう、地域包括ケアシステムの深化、推進を図っていきます。

第6章 高齢者福祉の推進

1 高齢者福祉サービス事業

(1) 外出支援事業

①外出支援事業

長寿介護課

■事業の概要■

- 65歳以上で、常時車いすを利用している方もしくは寝たきりで一般の交通機関の利用が困難な方に対して、移送用車両(福祉タクシー)の利用券を交付することにより、高齢者の通院支援と家族の負担の軽減を図っています。

指標	実 績			計 画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
交付者数（人）						
	206	205	198	250	250	250
利用延回数（回）						
	1,680	1,590	1,631	1,800	1,800	1,800

■課題・実施の方針■

- 高齢者の外出を支援する取組として今後も継続します。

②シルバーカー購入費助成事業

長寿介護課

■事業の概要■

- 在宅の高齢者で足腰の衰え等がある方に、外出時の歩行補助として使うシルバーカー(手押し車)を購入する費用の一部を助成しています。

指標	実 績			計 画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
交付者数（人）						
	68	53	26	70	70	70

■課題・実施の方針■

- 高齢者の外出を支援する取組として今後も継続する予定ですが、利用者が少ない実情があります。



(2) 軽度生活支援事業

長寿介護課

■事業の概要■

- 軽易な日常生活上の援助を行うことにより、在宅の一人暮らし高齢者等の自立した生活を可能にし、要介護状態への進行を予防します。

指標	実 績			計 画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
交付者数（人）						
	370	353	355	385	385	385
利用延時間（時間）						
	9,011	8,832	9,045	9,600	9,600	9,600

■課題・実施の方針■

- 今後も継続し、在宅の一人暮らし高齢者等の自立した生活の継続と、要介護状態への進行予防を図っていきます。

(3) 訪問理美容サービス事業

長寿介護課

■事業の概要■

- 在宅で心身の障がい等により、自ら理美容院を利用することが困難な高齢者に対し、理容師又は美容師が高齢者宅を訪問し、理美容のサービスの提供を行うことにより衛生的な在宅生活の支援をします。

指標	実 績			計 画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
交付者数（人）						
	99	105	109	110	110	110
利用延回数（回）						
	130	167	150	180	180	180

■課題・実施の方針■

- 今後も継続し、理美容のサービスの提供で衛生的な在宅生活の支援をしていきます。

(4) 高齢者ネットワーク事業（見守り推進員）

長寿介護課

■事業の概要■

- 在宅の一人暮らし高齢者が安心して生活できるよう、民生委員、見守り推進員等による安否確認を行い、地域支援体制の確立を図っています。

指標	実 績			計 画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見守り推進員数(人)						
	216	218	87	120	120	120
対象高齢者数(人)						
	1,266	1,156	1,141	1,150	1,150	1,150
延訪問日数(日)						
	15,192	13,872	8,676	8,700	8,700	8,700

■課題・実施の方針■

- 今後も継続し、一人暮らし高齢者の安否確認を行いながら、民生委員等との連携による地域支援体制づくりを推進します。

(5) 緊急通報装置設置事業

長寿介護課

■事業の概要■

- 心臓病等により健康上不安がある一人暮らし高齢者に対し、緊急通報システム機器を貸与し、在宅生活が安心して送れるように支援しています。

指標	実 績			計 画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
緊急通報装置 設置台数(台)						
	12	11	11	11	11	11

■課題・実施の方針■

- 利用状況は伸びを示していませんが、今後も継続し、緊急通報の受信体制の見直しや機器管理を徹底し需要に応じた体制を整備していきます。



第7章 高齢者の住まいと安心・安全の確保

1 多様な施設サービスの提供

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、介護保険やその他の福祉サービスの充実とともに、安心して安全に生活できる生活環境づくりが大切です。独立して生活するには不安がある高齢者が入居できる施設整備等について検討し、多様な施設サービスの提供に努めるとともに、サービス付き高齢者向け住宅をはじめとする高齢者の住まいの確保について、県と連携して取り組みます。

また、高齢者が安心・安全に利用できる、集い・交流の場を運営します。

(1) 住まい

①養護老人ホーム

長寿介護課

■事業の概要■

- 身体や精神、環境上の理由や経済的理由等、多様な事情により自宅で生活することが困難な方が入所できる施設です。

状況	実施状況		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
明水荘 入所定員（人）	50	50	50
明水荘 延入所者数（人）	610	606	604
石燧園 入所定員（人）	70	70	70
石燧園 延入所者数（人）	843	849	841

■課題・実施の方針■

- 当面は、現状の整備数を維持し必要に応じて、入所措置を行います。

②ケアハウス

長寿介護課

■事業の概要■

- 一人暮らしが困難で生活支援を要する高齢者等が居住できる施設です。

状況	実施状況		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
南山荘 入所定員（人）	30	30	30
南山荘 延入所者数（人）	312	312	324
水の里 入所定員（人）	29	29	29
水の里 延入所者数（人）	348	348	348
福寿 入所定員（人）	30	30	30
福寿 延入所者数（人）	348	348	324
鶴翠苑 入所定員（人）	30	30	30
鶴翠苑 延入所者数（人）	360	348	348
ひだまり 入所定員（人）	20	20	20
ひだまり 延入所者数（人）	228	228	228
整備状況（か所）			
	5	5	5
入所者数合計（人）			
	133	132	131

■課題・実施の方針■

- 当面は、現状の整備数を維持します。



③支援ハウス（丹原高齢者生活福祉センター）

長寿介護課

■事業の概要■

- 一人暮らし又は夫婦のみの世帯の方及び家族による援助を受けることが困難な方で、高齢等のため独立して生活することに不安のある方が居住できる施設です。

状況	実施状況		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
丹原高齢者生活福祉センター 入所定員（人）	12	12	12
丹原高齢者生活福祉センター 延入所者数（人）	108	91	101
整備状況（か所）	1	1	1
入所者数合計（人）	9	7	9

■課題・実施の方針■

- 当面は、現状で継続し、自宅で生活することに不安のある一人暮らしや夫婦のみの世帯の方に、住居を提供し、安心して生活を送れるよう支援します。

（2）集い・交流の場

①創作の家

長寿介護課

■事業の概要■

- 高齢者の持つ豊富な知識と経験をいかし、民芸品等の発掘と伝承活動を行うとともに、市民の創造意欲を高め、その生活を豊かなものとする目的とした施設です。

状況	実施状況		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
整備状況（か所）	1	1	1
延利用者数（人）	1,486	1,215	1,711

■課題・実施の方針■

- 利用は定着していますが、築41年経過し、施設全体の老朽化が進んでいます。

②地域交流センター

長寿介護課

■事業の概要■

- 健康の保持及び増進、教養講座、レクリエーションなど、市民の様々な交流を通じて、豊かな地域づくりを推進することを目的とした施設です。

状況	実施状況		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
整備状況（か所）			
	4	4	4
西条東部 延利用者数（人）	6,743	4,134	5,992
西条西部 延利用者数（人）	5,255	3,045	3,476
東予南 延利用者数（人）	27,691	17,512	24,194
東予北 延利用者数（人）	23,322	20,876	22,734

■課題・実施の方針■

- 利用は定着していますが、施設の老朽化に伴う修繕等の維持管理費の増加が課題です。

③小松生きがいデイサービスセンター

長寿介護課

■事業の概要■

- 高齢者の生きがい増進を目的に平成12(2000)年に設置され、高齢者の生きがいデイサービス事業を実施しています。平成18(2006)年4月から社会福祉協議会が指定管理者として管理運営を行っています。

状況	実施状況		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
整備状況（か所）			
	1	1	1
延利用者数（人）	1,756	1,193	2,024

■課題・実施の方針■

- 高齢者の生きがい増進のため、今後も継続します。



④屋内ゲートボール場すばーく東予

長寿介護課

■事業の概要■

- ゲートボールやクロッケー、グラウンドゴルフ、テニスをはじめ様々なイベントが可能なコミュニティ施設です。

状況	実施状況		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
整備状況（か所）		1	1
延利用者数（人）	2,324	2,379	2,693

■課題・実施の方針■

- 施設老朽化に伴う修繕等の維持管理費の増加が課題です。また、開館利用率が50%前後と低く、施設の周知が課題です。

2 住宅施策との連携

現在は健康でも、将来の生活に不安がある一人暮らしや夫婦のみの高齢者世帯には、「サービス付き高齢者向け住宅」への入居という選択肢があります。「高齢者の居住の安定確保に関する法律(高齢者居住安定法)」に基づく、バリアフリー仕様や緊急時の対応体制を備え、都道府県に登録された高齢者向けの賃貸住宅です。

指定を受けた住宅は特定施設として特定施設入居者生活介護の給付を受けることができます。住所地特例の対象であり、市外の住宅であってもその設置状況などについては、愛媛県住宅部局及び保健福祉部局との適切な連携を図ることにより制度の適切な運用を行います。

サービス付き高齢者向け住宅のほか、有料老人ホームについても、高齢者の住まいの確保と、特定施設入居者生活介護も含めた本市の介護基盤整備の一環として、広域的な観点から県と本市の情報連携の強化を図ることが重要です。

3 緊急・災害時の安全確保体制の整備

近年、我が国では、観測史を塗り替えるほどの台風や地球温暖化の影響も指摘される集中豪雨などの自然災害に見舞われる事態が頻発し、本市においても日頃からの災害への心構えが必要な状況となっています。

一人暮らし高齢者や高齢者世帯が増加し、また、隣近所との付き合いや地域への関心が低下している中で、地震や台風などの災害時における高齢者等の安全を確保するためには、日頃から近隣住民の目配りなど、地域住民による見守り活動が重要な役割を果たすこととなり、地域住民による自主的な災害対応体制の整備が求められます。

そのため、防災意識の啓発や自主防災組織の育成・強化など、地域における防災力を高めるため、迅速な情報伝達や円滑な避難活動ができるように、防災関係機関や地域との連携を図りながら、緊急時の支援体制を整備します。

4 感染症対策に係る体制整備

新型コロナウイルス感染症の流行など、日常生活の中でも、これまでに経験のなかった対応が求められる事態については、状況に応じた適切な対策が必要となります。

感染症への対応については、各事業所の感染予防対策に対する知識を深めるための説明会等の支援を検討します。また、感染症流行時に避難が必要な状況となった場合は、各避難所等で適切な感染防止対策を実施できるよう日頃からの備えを行います。



第8章 介護保険事業の推進

高齢者やその家族が、介護保険制度の趣旨、要介護等認定の仕組み、サービスの種類と内容、利用者負担、保険料等介護保険制度に対する理解を深めることは、介護保険の安定的な運営やサービスの円滑な利用の基本となります。

介護保険サービスの利用の前提となる要介護等認定申請からサービス利用の方法、また、利用者負担や保険料に係る各種軽減制度の手続きなどについて、広報紙、ホームページ、パンフレット、出前講座や各種研修会への講師派遣などにより市民啓発を積極的に行い円滑な運営に努めます。

また、安定的かつ良質なサービスの提供のためには、訪問介護員、看護師、介護支援専門員など、サービスを支える人材の確保、資質の向上が極めて重要となります。

介護人材の確保については、県と連携を図りながら、愛媛県福祉人材センターの周知に努めるとともに、サービス事業者への介護保険関係情報の提供を行い、サービス事業者の計画的な人材の確保を促進します。

なお、職員の資質向上については、県との役割分担により、各種団体・事業者等と連携を図りながら、各種研修を実施します。

1 第1号被保険者数の推計

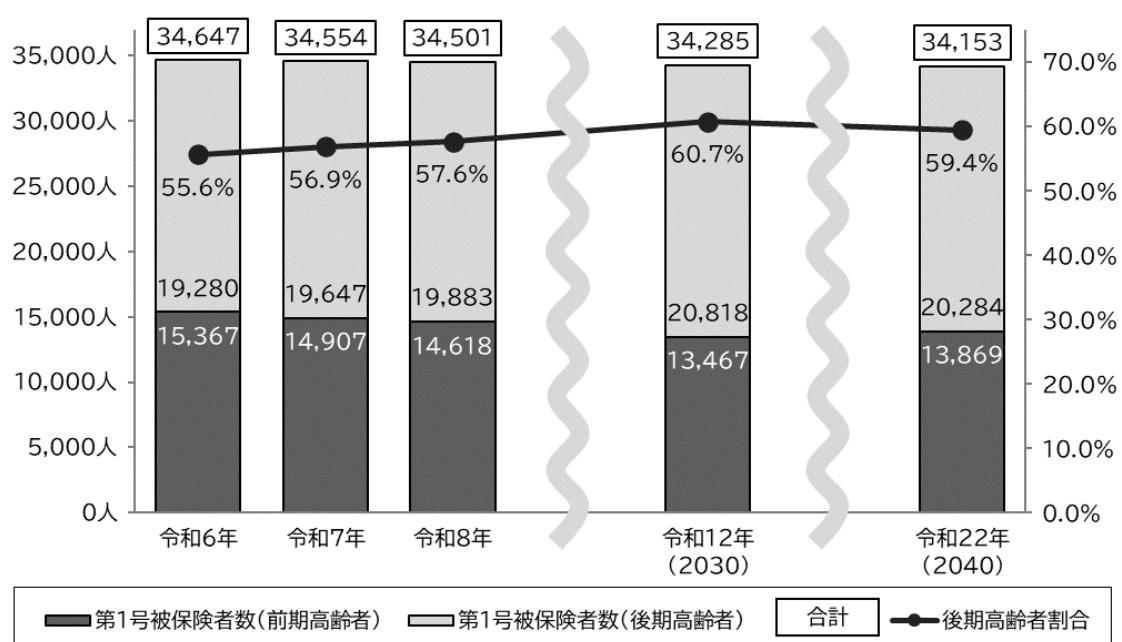
介護保険料の算定のためには、まず、今後の第1号被保険者数の推計が必要となります。被保険者数は住民基本台帳や国勢調査による人口とは定義上も異なり、両者には差異が生じます。

このため、国では、各保険者において、令和4(2022)年度の人口と第1号被保険者数が一致するように補正係数を算出し、これを各年の国立社会保障・人口問題研究所の地域別将来推計人口に乘じることにより算出したデータを提供しています。今回の介護保険料算定の基とする第1号被保険者数の推計は、この国提供データを採用しています。

それによると、本計画期間中の第1号被保険者数は令和6(2024)年の34,647人から令和8(2026)年の34,501人へと年々減少していく見込みですが、令和22(2040)年の長期では34,153人に減少する予測となっています。

65歳～74歳までの前期高齢者と、75歳以上の後期高齢者別に見ると、前期高齢者は減少が続き、後期高齢者は増加が続く予想となっており、第1号被保険者に占める後期高齢者の割合は令和12(2030)年までは上昇が続く見込みです。

▼ 第1号被保険者数の推計



出典：厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システムによる推計



2 居宅サービス

在宅での介護を中心としたサービスです。利用者は、介護支援専門員(ケアマネジャー)等と相談し、作成された居宅サービス計画に従ってサービスを利用します。

(1) 訪問介護

■サービス内容■

- 利用者の自宅を訪問し、生活面での自立に向けた支援を行います。ホームヘルパーが利用者の自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活等に関する相談や助言などの必要な日常生活の世話を行います。

実績・目標 目標	8期実績			9期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用回数（回／月）						
介護給付	15,365	14,977	15,154	15,378	15,618	15,672
利用者数（人／月）						
	736	729	757	767	777	781

■実績と計画■

- 令和5(2023)年12月時点において市内で27事業所が実施しています。利用者数は年による増減がありますが、第9期は一定の増加を見込んでいます。

(2) 訪問入浴介護

■サービス内容■

- 利用者の身体の清潔維持と心身機能の維持を図ります。利用者の自宅を訪問して、簡易浴槽を利用した入浴の介護を行います。

実績・目標	8期実績			9期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防給付	利用回数（回／月）					
	0	0	0	0	0	0
介護給付	利用者数（人／月）					
	0	0	0	0	0	0
利用回数（回／月）						
	151	134	119	123	123	123
利用者数（人／月）						
	32	30	30	31	31	31

■実績と計画■

- 令和5(2023)年12月時点において市内で2事業所が実施しており、訪問入浴車台数は合計3台となっています。利用者数は減少傾向にありますが、第9期では一定の増加を見込んでいます。

(3) 訪問看護

■サービス内容■

- 療養生活の支援と心身の機能の維持や回復を図ります。訪問看護ステーションや病院、診療所の看護師等が利用者の自宅を訪問して、主治医の指示や連携により行う看護を実施します。

実績・目標	8期実績			9期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防給付	利用回数（回／月）					
	314	328	341	341	351	351
介護給付	利用者数（人／月）					
	36	39	37	37	38	38
利用回数（回／月）						
	1,936	1,980	2,399	2,440	2,458	2,477
利用者数（人／月）						
	213	224	246	250	252	254

■実績と計画■

- 令和5(2023)年12月時点において市内で19事業所が実施しています。利用者数は増加傾向にあり、第9期も微増を見込んでいます。



(4) 訪問リハビリテーション

■サービス内容■

- 心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けています。理学療法士や作業療法士が利用者の自宅を訪問して、理学療法や作業療法等の必要な機能回復訓練を行います。

実績・目標	8期実績			9期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防給付	利用回数（回／月）					
	170	196	314	314	314	314
介護給付	利用者数（人／月）					
	16	19	30	30	30	30
介護給付	利用回数（回／月）					
	916	814	794	802	826	814
介護給付	利用者数（人／月）					
	77	73	72	73	75	74

■実績と計画■

- 令和5(2023)年12月時点において市内で6事業所が実施しています。利用者数について、予防給付は増加傾向、介護給付は実績の減少傾向から、第9期は一定の利用数を見込んでいます。

(5) 居宅療養管理指導

■サービス内容■

- 通院が困難な利用者の療養上の管理及び指導を行います。病院、診療所又は薬局の医師、歯科医師、薬剤師などが自宅を訪問し、心身の状況や環境等を把握して、療養上の管理及び指導を行います。

実績・目標	8期実績			9期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防給付	利用者数（人／月）					
	18	19	22	22	22	24
介護給付	利用者数（人／月）					
	258	246	285	289	294	294

■実績と計画■

- 令和5(2023)年12月時点において市内で5事業所が実施しています。利用者数は増加傾向にあり、第9期も増加を見込んでいます。

(6) 通所介護（デイサービス）

■サービス内容■

- 利用者の心身機能の維持と社会的孤立感の解消や、家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。利用者が通所介護事業所へ通所し、入浴や食事等の日常生活上の世話や相談、助言、機能訓練、レクリエーション等のサービスを受けます。

実績・目標	8期実績			9期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用回数（回／月）						
介護給付	12,494	11,509	11,745	11,916	12,043	12,117
利用者数（人／月）						
介護給付	1,207	1,128	1,109	1,125	1,137	1,144

■実績と計画■

- 令和5(2023)年12月時点において市内で29事業所が実施しています。利用者数は減少傾向にありますが、第9期は増加を見込んでいます。

(7) 通所リハビリテーション（デイケア）

■サービス内容■

- 心身の機能の回復や維持、体力の増進を図り、日常生活での自立を図ります。利用者が老人保健施設や病院、診療所等へ通所し（又は送迎を行い）心身の機能の維持回復を図って、日常生活の自立を助けるための理学療法や作業療法等の機能回復訓練を受けます。

実績・目標	8期実績			9期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人／月）						
予防給付	203	221	242	243	245	247
利用回数（回／月）						
介護給付	4,330	4,262	4,571	4,642	4,693	4,718
利用者数（人／月）						
介護給付	516	513	529	537	543	546

■実績と計画■

- 令和5(2023)年12月時点において市内で10事業所が実施しています。利用者数は増加傾向にあり、第9期も増加を見込んでいます。

※予防給付は月単位の定額であるため利用回数は掲載していません。



(8) 短期入所生活介護（ショートステイ）

■サービス内容■

- 利用者の心身の機能の維持、家族の方の身体的、精神的負担の軽減を図ります。利用者は特別養護老人ホーム等へ短期間入所して、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練等のサービスを受けます。

実績・目標	8期実績			9期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防給付	利用日数（日／月）					
	92	52	21	21	21	21
介護給付	利用者数（人／月）					
	12	7	4	4	4	4
介護給付	利用日数（日／月）					
	3,343	3,063	3,006	3,058	3,103	3,110
介護給付	利用者数（人／月）					
	312	298	304	309	313	314

■実績と計画■

- 令和5(2023)年12月時点において市内で11事業所が実施しています。利用者数は年度による増減がありますが、第9期は一定の増加を見込んでいます。

(9) 短期入所療養介護

■サービス内容■

- 利用者の心身機能の維持、家族の方の身体的、精神的負担の軽減を図ります。利用者が介護老人保健施設等へ短期間入所して、看護や医学的管理下の介護、機能訓練等の必要な医療や日常生活の世話等のサービスを受けます。

実績・目標	8期実績			9期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防給付	利用日数（日／月）					
	0	8	3	3	3	3
介護給付	利用者数（人／月）					
	0	1	1	1	1	1
介護給付	利用日数（日／月）					
	662	533	533	538	548	548
介護給付	利用者数（人／月）					
	70	58	62	63	64	64

■実績と計画■

- 令和5(2023)年12月時点において市内で8事業所が実施しています。介護給付の利用者数は年度による増減がありますが、第9期は微増を見込んでいます。

(10) 福祉用具貸与

■サービス内容■

- 家庭での日常生活上の支援をします。心身の機能が低下し日常生活に支障のある利用者に、日常生活上の支援や機能訓練に役立つ福祉用具の貸出を行います。対象となるのは、車いすやベッド等です。

実績・ 目標	8期実績			9期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防 給付	利用者数（人／月）					
	772	824	869	873	880	890
介護 給付	利用者数（人／月）					
	1,889	1,909	1,926	1,956	1,979	1,987

■実績と計画■

- 令和5(2023)年12月時点において市内で4事業所が実施しています。利用者数は増加の傾向にあり、第9期も増加を見込んでいます。

(11) 特定福祉用具購入費

■サービス内容■

- 家庭での日常生活上の支援をします。心身の機能が低下し、日常生活に支障のある利用者等に対して、日常生活上の支援や機能訓練に役立つ福祉用具購入費用(同一年度で10万円以内)の9割(一定以上の所得の方は8割又は7割)を支給します。対象となるのは、貸与にそぐわないポータブルトイレや浴槽いす等です。

実績・ 目標	8期実績			9期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防 給付	利用者数（人／月）					
	14	16	15	15	15	15
介護 給付	利用者数（人／月）					
	27	31	36	35	36	36

■実績と計画■

- 利用者数は介護給付において増加の傾向にあり、第9期は微増を見込んでいます。



(12) 住宅改修

■サービス内容■

- 心身の機能が低下している高齢者の生活支援や、介護者の負担軽減を図ります。手すりの取り付けや段差解消等の小規模な住宅改修を行う場合に、その費用(同一住宅、同一利用者の合計が20万円以内)の9割(一定以上の所得の方は8割又は7割)を支給します。

実績・ 目標	8期実績			9期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防 給付	利用者数（人／月）					
	15	17	22	22	23	23
介護 給付	利用者数（人／月）					
	24	24	29	29	29	29

■実績と計画■

- 利用者数はほぼ横ばいないし微増です。第9期も継続的に一定の利用を見込んでいます。

(13) 特定施設入居者生活介護

■サービス内容■

- 特定施設の指定を受けた介護付きの有料老人ホーム等に入居している利用者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談、助言等の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行います。

実績・ 目標	8期実績			9期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防 給付	利用者数（人／月）					
	11	13	16	16	16	16
介護 給付	利用者数（人／月）					
	155	170	188	188	193	194

■実績と計画■

- 令和5(2023)年12月時点において市内で3事業所が実施しています。利用者数は増加傾向にあり、第9期は介護給付において微増を見込んでいます。

(14) 介護予防支援・居宅介護支援

■サービス内容■

- 在宅サービス等が適切に利用できるように、利用者の依頼を受け、介護サービス計画の作成、在宅サービス事業者との連絡調整や介護保険施設への紹介等を行います。

実績・目標	8期実績			9期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防給付	利用者数（人／月）					
	909	978	1,028	1,034	1,041	1,053
介護給付	利用者数（人／月）					
	2,600	2,533	2,524	2,560	2,589	2,602

■実績と計画■

- 令和5(2023)年12月時点において市内で30事業所が実施しています。利用者数は介護給付において減少傾向にありますが、第9期は増加するものとして見込んでいます。



3 地域密着型サービス

地域密着型サービスは、住民の身近な生活圏内において提供される、地域に密着したサービスです。サービスの提供については、市が事業所の審査・指定・指導監督を行うため、地域の実情に応じた提供が可能になります。原則として、市の被保険者のみが利用できるサービスです。

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

■サービス内容■

- 重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行うサービスです。

実績・目標	8期実績			9期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付	利用者数（人／月）					
	40	45	47	47	47	47

■実績と計画■

- 令和元(2019)年度より体制拡充し、利用者数は増加しています。第9期も一定の利用を見込んでいます。

(2) 夜間対応型訪問介護

■サービス内容■

- 自立した日常生活を24時間安心して送ることができるように、夜間の定期的な巡回訪問、又は通報により、利用者の自宅に訪問して入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話をうむのです。

■実績と計画■

- 現在、市内に実施事業者がなく、実績がありません。第9期における整備予定はありませんが、在宅介護の増加を鑑み、他自治体における同サービスの運用状況を踏まえ、需要を見極めながら、サービス供給体制の整備を検討します。

(3) 地域密着型通所介護

■サービス内容■

- 社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、利用定員が18人以下の小規模な通所介護事業所などに通い、日帰りで食事・入浴・排せつなどの介護や機能訓練を受けるサービスです。

実績・目標	8期実績			9期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用回数（回／月）						
介護給付	3,746	3,573	3,360	3,402	3,445	3,457
利用者数（人／月）						
介護給付	357	342	320	324	328	329

■実績と計画■

- 令和5(2023)年12月時点において市内で18事業所が実施しています。利用者数は減少傾向にありますが、第9期は増加を見込んでいます。

(4) 認知症対応型通所介護

■サービス内容■

- 介護が必要な認知症高齢者が認知症対応型の通所介護事業所へ通い、入浴や食事等の日常生活上の世話、相談、助言、機能訓練、レクリエーション等を行います。認知症の方が対象となります。

実績・目標	8期実績			9期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用回数（回／月）						
予防給付	11	2	4	4	4	4
利用者数（人／月）						
介護給付	2	0	1	1	1	1
利用回数（回／月）						
介護給付	333	300	301	301	301	301
利用者数（人／月）						
介護給付	30	27	30	30	30	30

■実績と計画■

- 令和5(2023)年12月時点において市内で4事業所が実施しています。利用者数は年度により増減がありますが、第9期は引き続き一定の利用を見込んでいます。



(5) 小規模多機能型居宅介護

■サービス内容■

- 「通い」を中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせたサービス提供を行い、在宅での生活継続を支援します。

実績・目標	8期実績			9期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防給付	利用者数（人／月）					
	13	13	14	14	15	15
介護給付	利用者数（人／月）					
	197	227	227	232	235	235

■実績と計画■

- 令和5(2023)年12月時点において市内で11事業所が実施しています。予防給付、介護給付ともに利用者数は増加傾向です。介護給付の利用が増加するものとして見込んでいます。

(6) 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

■サービス内容■

- 介護が必要な認知症高齢者が少人数で共同生活を行い、認知症の進行を和らげます。家庭的な雰囲気の中で、介護職員が入浴や排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行います。

実績・目標	8期実績			9期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防給付	利用者数（人／月）					
	1	1	1	1	1	1
介護給付	利用者数（人／月）					
	372	375	390	394	399	402

■実績と計画■

- 令和5(2023)年12月時点において市内で19事業所が実施しています。認知症対応の施設や居住系サービスへのニーズの高まりに応えるため、令和5(2023)年度に18床の施設1か所の整備を行い、入所待機者の一部解消を図ることができました。

(7) 地域密着型特定施設入居者生活介護

■サービス内容■

- 利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、指定を受けた入居定員30人未満の有料老人ホームや軽費老人ホームなどが、食事や入浴などの日常生活上の支援や機能訓練などを行うものです。

■実績と計画■

- 市内に施設がなく、実績もありません。第9期に施設の整備を行う予定はありません。

(8) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特別養護老人ホーム）

■サービス内容■

- 定員29人以下の介護老人福祉施設で、居宅において適切な介護を受けることが困難な利用者に対し、身近な地域において、入浴、排せつ、食事等の生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行います。

実績・目標	8期実績			9期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付	利用者数（人／月）					
介護給付	86	87	87	87	87	87

■実績と計画■

- 令和5(2023)年12月時点において市内で3事業所が実施しています。今後も同程度の利用を見込んでいます。

(9) 看護小規模多機能型居宅介護

■サービス内容■

- 「通い」「泊まり」「訪問看護・リハビリテーション」「訪問介護」「ケアプラン」のサービスを一体化して、一人ひとりに合わせた柔軟な支援ができる、看護師を中心としたトータルケアのサービスです。

実績・目標	8期実績			9期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付	利用者数（人／月）					
介護給付	20	23	23	23	23	23

■実績と計画■

- 令和5(2023)年12月時点において市内で1事業所が実施しています。今後も同程度の利用を見込んでいます。



4 施設サービス

施設サービスは、ニーズが高く、第5期計画期間においては、平成26(2014)年度に特別養護老人ホーム1施設100床の整備を行いました。

本計画期間においては、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)4床及び介護老人保健施設30床の増床を計画しています。

(1) 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

■サービス内容■

- 居宅において適切な介護を受けることが困難な利用者に対し、入浴、排せつ、食事等の生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行います。

実績・目標	8期実績			9期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付	利用者数(人／月)					
	519	519	508	512	512	512

■実績と計画■

- 令和5(2023)年12月時点において市内で9事業所が実施しています。令和6(2024)年度から4床の増床を予定しています。

(2) 介護老人保健施設

■サービス内容■

- 入院治療の必要のない利用者に対して、看護、医学的管理下での介護、機能訓練等の必要な医療、日常生活上の世話を行います。

実績・目標	8期実績			9期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付	利用者数(人／月)					
	394	397	397	397	397	427

■実績と計画■

- 令和5(2023)年12月時点において市内で7事業所が実施しています。令和8(2026)年度に30床の増床を予定しています。

(3) 介護医療院・介護療養型医療施設

■サービス内容■

- 病状が安定期にあるものの長期にわたる療養が必要な要介護者に対して、医療及び介護を一体的に提供するサービスです。従来、介護療養型医療施設(療養病床等)としての提供がありましたが、第9期からは介護医療院に転換することとなります。

実績・目標	8期実績			9期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付	介護医療院 利用者数(人／月)					
介護給付	36	37	36	36	36	36
介護給付	介護療養型医療施設 利用者数(人／月)					
介護給付	1	0	0	-	-	-

■実績と計画■

- 医療と介護を一体的に受ける需要は今後も実績同様に発生すると見込んでいます。

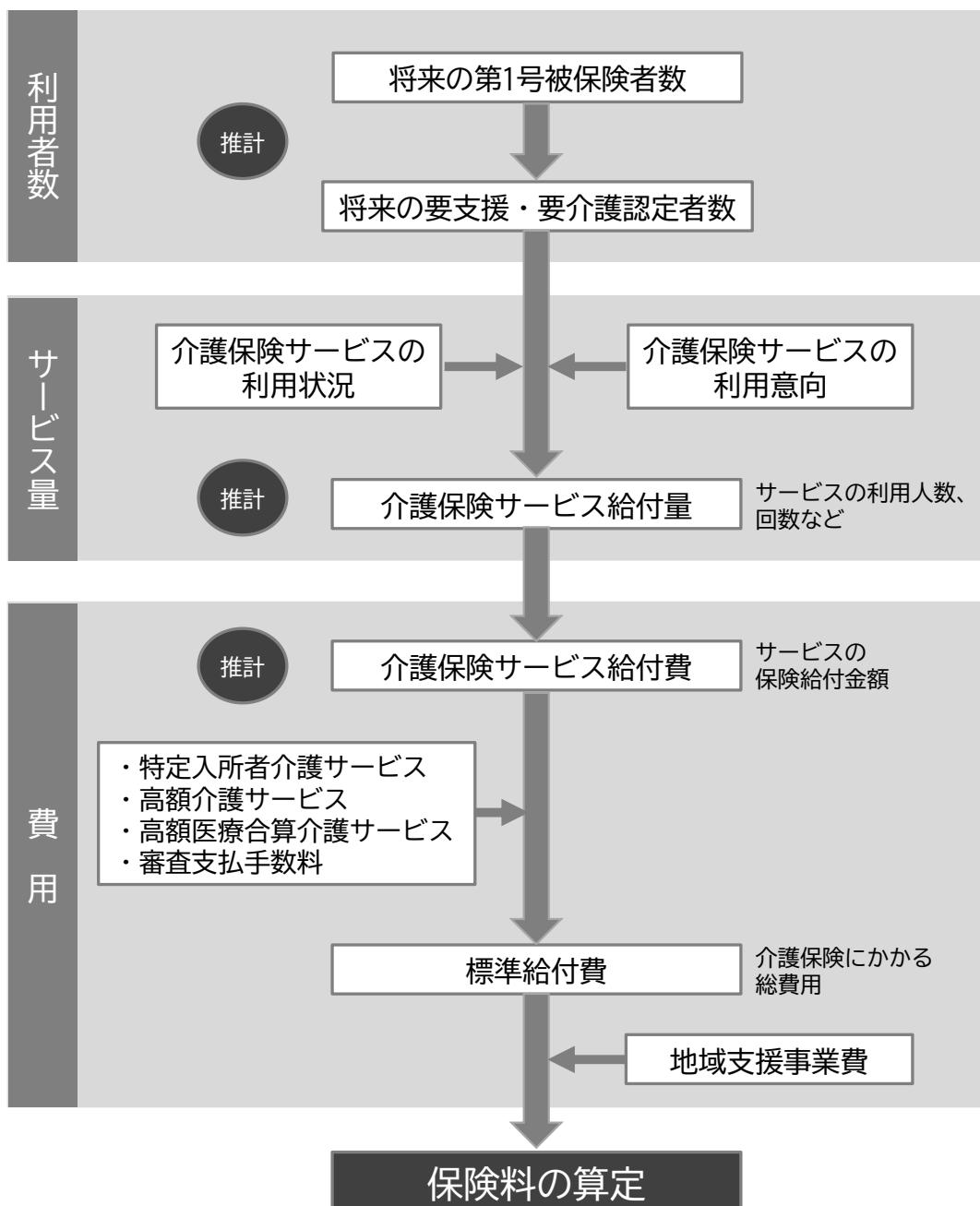


5 第1号被保険者の介護保険料

(1) 介護保険料の算定方法

介護保険料は、要介護認定者数等の推計を基に、これまでのサービス利用実績、利用者数を勘案して各サービスの提供目標量(利用見込量)を推計し、それにより算定した給付費と、制度運営等に係る費用総額を算定した後、将来の被保険者数で除して算定します。

▼ 介護保険料算定の流れ



(2) 介護保険サービス事業費の推計

令和6(2024)年度から令和8(2026)年度まで、各年度の介護予防給付費及び介護給付費の推計は以下のとおりです。

①介護予防サービス給付費

(単位：千円)

サービス種類	令和6年度	令和7年度	令和8年度
(1) 居宅サービス			
介護予防訪問入浴介護	0	0	0
介護予防訪問看護	14,470	14,914	14,914
介護予防訪問リハビリテーション	10,552	10,566	10,566
介護予防居宅療養管理指導	2,117	2,120	2,312
介護予防通所リハビリテーション	89,877	90,742	91,493
介護予防短期入所生活介護	1,826	1,829	1,829
介護予防短期入所療養介護	307	308	308
介護予防福祉用具貸与	81,591	82,249	83,179
特定介護予防福祉用具購入費	4,083	4,083	4,083
介護予防住宅改修費	21,281	22,148	22,148
介護予防特定施設入居者生活介護	13,507	13,524	13,524
小計	239,611	242,483	244,356
(2) 地域密着型サービス			
介護予防認知症対応型通所介護	465	466	466
介護予防小規模多機能型居宅介護	11,758	12,716	12,716
介護予防認知症対応型共同生活介護	2,617	2,620	2,620
小計	14,840	15,802	15,802
(3) 介護予防支援			
合計	56,573	57,029	57,686
	311,024	315,314	317,844

※端数処理の関係で合計が合わない場合があります。



②介護サービス給付費

(単位：千円)

サービス種類	令和6年度	令和7年度	令和8年度
(1) 居宅サービス			
訪問介護	540,102	549,077	551,078
訪問入浴介護	18,327	18,350	18,350
訪問看護	125,961	127,057	128,168
訪問リハビリテーション	27,188	28,030	27,609
居宅療養管理指導	27,295	27,815	27,815
通所介護	1,129,760	1,143,338	1,150,277
通所リハビリテーション	483,244	489,155	491,433
短期入所生活介護	320,838	326,001	326,752
短期入所療養介護	74,072	75,454	75,454
福祉用具貸与	321,311	325,334	326,322
特定福祉用具購入費	11,833	12,140	12,140
住宅改修費	25,479	25,479	25,479
特定施設入居者生活介護	464,094	477,361	479,420
小計	3,569,504	3,624,591	3,640,297
(2) 地域密着型サービス			
定期巡回・隨時対応型訪問介護看護	90,337	90,451	90,451
地域密着型通所介護	356,172	361,375	362,454
認知症対応型通所介護	41,889	41,942	41,942
小規模多機能型居宅介護	551,059	559,334	559,334
認知症対応型共同生活介護	1,231,861	1,249,123	1,258,629
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	323,141	323,550	323,550
看護小規模多機能型居宅介護	73,801	73,895	73,895
小計	2,668,260	2,699,670	2,710,255
(3) 施設サービス			
介護老人福祉施設	1,723,365	1,725,546	1,725,546
介護老人保健施設	1,404,421	1,406,198	1,512,643
介護医療院	184,354	184,587	184,587
小計	3,312,140	3,316,331	3,422,776
(4) 居宅介護支援			
合計	10,008,962	10,105,578	10,240,498

※端数処理の関係で合計が合わない場合があります。

③総給付費

介護給付費及び介護予防給付費からなる総給付費の見込みは下記のとおりです。

(単位:千円)

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防給付			
(1) 介護予防サービス	239,611	242,483	244,356
(2) 地域密着型 介護予防サービス	14,840	15,802	15,802
(3) 介護予防支援	56,573	57,029	57,686
予防給付 合計	311,024	315,314	317,844
介護給付			
(1) 居宅サービス	3,569,504	3,624,591	3,640,297
(2) 地域密着型サービス	2,668,260	2,699,670	2,710,255
(3) 施設サービス	3,312,140	3,316,331	3,422,776
(4) 居宅介護支援	459,058	464,986	467,170
介護給付 合計	10,008,962	10,105,578	10,240,498
総給付費	10,319,986	10,420,892	10,558,342

※端数処理の関係で合計が合わない場合があります。

④標準給付費

標準給付費の見込みは、総給付費の見込額と特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額、審査支払手数料の給付見込額から算出します。

(単位:円)

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
総給付費	10,319,986,000	10,420,892,000	10,558,342,000
特定入所者介護サービス費等 給付額	299,868,094	303,025,774	306,085,826
高額介護サービス費等給付額	262,982,964	265,798,419	268,482,538
高額医療合算介護サービス費等 給付額	36,160,889	36,495,488	36,864,031
算定対象審査支払手数料	11,906,356	12,016,543	12,137,895
標準給付費見込額計	10,930,904,303	11,038,228,224	11,181,912,290

※端数処理の関係で合計が合わない場合があります。



⑤地域支援事業費

本計画期間における地域支援事業費の見込みは、地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業の事業総額の見込額から算出します。

(単位：円)

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防・日常生活支援総合事業	388,027,683	395,788,238	403,704,003
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費	178,103,880	181,665,957	185,299,277
包括的支援事業（社会保障充実分）	42,338,547	43,185,318	44,049,025
地域支援事業費	608,470,110	620,639,513	633,052,305

(3) 介護給付等に係る事業と地域支援事業費の財源構成

①介護給付等に係る事業費の財源構成

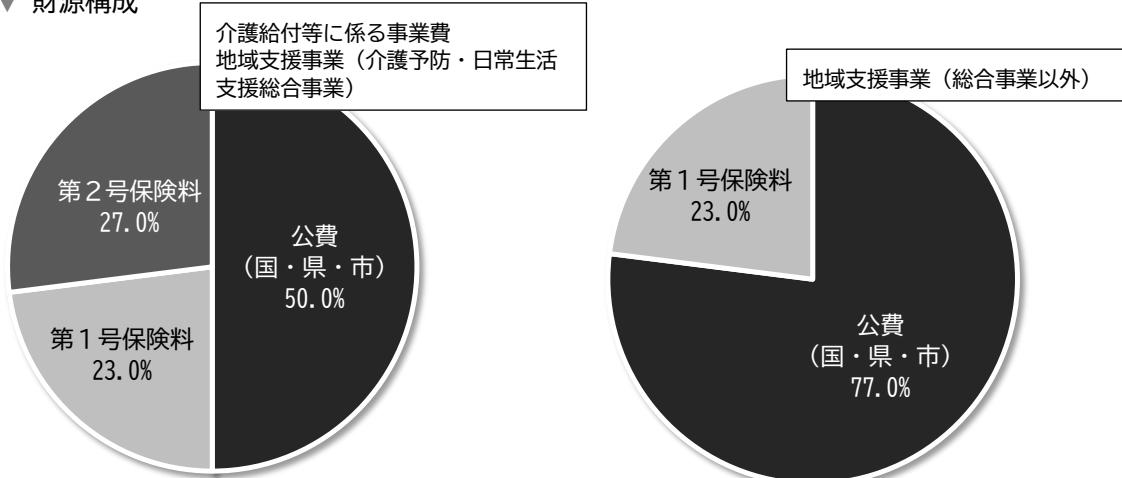
介護給付等に係る事業費の財源は、第1号保険料及び第2号保険料、国(25%、調整交付金5%含む)・県(12.5%)・市(12.5%)の負担金で賄われます。また、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの第1号被保険者の負担率は23%、第2号被保険者の負担率は27%で、第8期と同率です。

②地域支援事業の財源構成

地域支援事業のうち介護予防・日常生活支援総合事業の財源は、介護給付費と同じく50%が国、県、市による公費負担、50%が第1号と第2号の保険料負担です。

包括的支援事業と任意事業の財源は、第2号被保険者の負担がなくなり、77%が国・県・市による公費負担、23%が第1号保険料で構成されます。

▼ 財源構成



(4) 介護保険料の算定

①所得段階設定

第9期から、国が定める標準段階区分が9段階から13段階に多段階化されるとともに、基準所得額や標準乗率が見直されたことを受け、それに合わせて設定変更することとします。

▼基準額													
基準額× 0.455		基準額× 0.685	基準額× 0.69	基準額× 1.00	基準額× 1.20	基準額× 1.30	基準額× 1.50	基準額× 1.70	基準額× 1.90	基準額× 2.10	基準額× 2.30	基準額× 2.40	境界所得 720万円
第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階	第10段階	第11段階	第12段階	第13段階	境界所得 120万円
													境界所得 210万円
													境界所得 320万円
													境界所得 420万円
													境界所得 520万円
													境界所得 620万円

②所得段階別被保険者数（第1号被保険者）

第1号被保険者の所得段階別被保険者数を次のとおり推計しました。

(単位：人)

所得段階	令和6年度	令和7年度	令和8年度	第9期計
第1段階	6,018	6,002	5,993	18,013
第2段階	4,948	4,934	4,927	14,809
第3段階	3,905	3,894	3,888	11,687
第4段階	2,696	2,688	2,684	8,068
第5段階	4,598	4,586	4,579	13,763
第6段階	4,975	4,962	4,955	14,892
第7段階	4,226	4,216	4,209	12,651
第8段階	1,788	1,783	1,780	5,351
第9段階	596	594	593	1,783
第10段階	281	280	279	840
第11段階	146	145	145	436
第12段階	86	86	86	258
第13段階	384	384	383	1,151
合計	34,647	34,554	34,501	103,702
所得段階補正後人数 (保険料率×被保険者数)	32,965	32,878	32,827	98,670

※各段階の所得等の条件は108ページに記載しています。



③保険料基準額

令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間の標準給付費見込額、地域支援事業費見込額を基に、第1号被保険者負担割合(23%)に応じ、過去の実績における収納率を勘案した保険料賦課総額を被保険者見込数で除して算出します。

(単位：円)

標準給付費見込額 A	33,151,044,817
地域支援事業費 B	1,862,161,928
うち介護予防・日常生活支援総合事業費 B'	1,187,519,924
第1号被保険者負担分 C = (A + B) × 23%	8,053,037,551
調整交付金相当額 D = (A + B') × 5%	1,716,928,237
調整交付金見込額 E = (A + B') × 7.18%※ (※3年の平均)	2,463,775,000
財政安定化基金償還金 F	0
準備基金取崩額 G	141,000,000
市町村特別給付費等 H	0
保険料収納必要額 I = C + D - E + F - G + H	7,165,190,788
保険料収納率 J	98.70 %
保険料賦課総額 K = I ÷ J	7,259,565,135
所得段階別加入割合補正後被保険者数 L	98,670 人

保険料基準額(月額)=保険料賦課総額(K)

÷所得段階別加入割合補正後被保険者数(L)÷12=6,131 円

	第9期（令和6年度～令和8年度）
保険料基準額	6,131円

※端数処理の関係で合計が合わない場合があります。

④第9期介護保険事業計画における第1号被保険者の保険料

第9期計画期間の所得段階別介護保険料を以下のとおり設定します。

所得段階	対象者	保険料率	保険料年額
第1段階	生活保護受給者の方又は老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方 世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額 $\times 0.455$ 【0.285】	33,500円 【21,000円】
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の方	基準額 $\times 0.685$ 【0.485】	50,400円 【35,700円】
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	基準額 $\times 0.69$ 【0.685】	50,800円 【50,400円】
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税の方で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額 $\times 0.90$	66,200円
第5段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税の方で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方	基準額	73,600円
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額 $\times 1.20$	88,300円
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額 $\times 1.30$	95,700円
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額 $\times 1.50$	110,400円
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額 $\times 1.70$	125,100円
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額 $\times 1.90$	139,800円
第11段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額 $\times 2.10$	154,600円
第12段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額 $\times 2.30$	169,300円
第13段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の方	基準額 $\times 2.40$	176,600円

※保険料は端数の調整を行い設定しています。

※第1段階～第3段階の人は公費による負担軽減が図られ、保険料率が上記の【】内に軽減されます。保険料（月額）（年額）の【】内は公費負担による軽減を適用した金額です。



第9章 計画の推進と評価

1 将来の予測

(1) 個別サービスに関する令和12（2030）年・令和22（2040）年の予測

第9期計画の国の指針では、令和12(2030)年及び令和22(2040)年までを見据え、需要や保険給付に要する費用等を推計するよう努めることとされています。

厚生労働省の地域包括ケア「見える化」システムにより推計した結果では、サービスによって程度は異なるものの、総じて長期的にも需要が増加していくと予測されます。

介護予防サービス	【参考】令和8 (2026) 年度推計			令和12 (2030) 年度推計	令和22 (2040) 年度推計
	(回)	0	0	0	0
(1)介護予防サービス					
介護予防訪問入浴介護	(回)	0	0	0	0
	(人)	0	0	0	0
介護予防訪問看護	(回)	351	361	388	388
	(人)	38	39	42	42
介護予防訪問リハビリテーション	(回)	314	326	357	357
	(人)	30	31	34	34
介護予防居宅療養管理指導	(人)	24	24	25	25
介護予防通所リハビリテーション	(人)	247	258	269	269
介護予防短期入所生活介護	(日)	21	21	28	28
	(人)	4	4	5	5
介護予防短期入所療養介護	(日)	3	3	3	3
	(人)	1	1	1	1
介護予防福祉用具貸与	(人)	890	927	969	969
特定介護予防福祉用具購入費	(人)	15	16	17	17
介護予防住宅改修	(人)	23	24	25	25
介護予防特定施設入居者生活介護	(人)	16	17	18	18
(2)地域密着型介護予防サービス					
介護予防認知症対応型通所介護	(回)	4	4	4	4
	(人)	1	1	1	1
介護予防小規模多機能型居宅介護	(人)	15	15	16	16
介護予防認知症対応型共同生活介護	(人)	1	1	1	1
(3)介護予防支援	(人)	1,053	1,098	1,146	1,146

介護サービス		【参考】令和8 (2026) 年度推計	令和12 (2030) 年度推計	令和22 (2040) 年度推計
(1)居宅サービス				
訪問介護	(回)	15,672	16,043	18,065
	(人)	781	804	901
訪問入浴介護	(回)	123	123	143
	(人)	31	31	36
訪問看護	(回)	2,477	2,535	2,868
	(人)	254	260	294
訪問リハビリテーション	(回)	814	847	948
	(人)	74	77	86
居宅療養管理指導	(人)	294	301	340
通所介護	(回)	12,117	12,494	13,982
	(人)	1,144	1,180	1,320
通所リハビリテーション	(回)	4,718	4,856	5,428
	(人)	546	562	628
短期入所生活介護	(日)	3,110	3,169	3,589
	(人)	314	321	363
短期入所療養介護	(日)	548	554	632
	(人)	64	65	74
福祉用具貸与	(人)	1,987	2,044	2,294
特定福祉用具購入費	(人)	36	37	44
住宅改修費	(人)	29	30	34
特定施設入居者生活介護	(人)	194	201	226
(2)地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(人)	47	48	56
地域密着型通所介護	(回)	3,457	3,580	3,979
	(人)	329	341	379
認知症対応型通所介護	(回)	301	301	352
	(人)	30	30	35
小規模多機能型居宅介護	(人)	235	241	271
認知症対応型共同生活介護	(人)	402	418	469
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	(人)	87	93	106
看護小規模多機能型居宅介護	(人)	23	23	28
(3)施設サービス				
介護老人福祉施設	(人)	512	548	621
介護老人保健施設	(人)	427	454	511
介護医療院	(人)	36	38	44
(4)居宅介護支援	(人)	2,602	2,681	3,003



(2) 介護保険給付費の予測

個別サービスの予測から将来の給付費などを試算しました。ただし、この計算は介護サービス利用者数や利用量が現在の状況のまま推移した場合の想定によるものであり、高齢者人口の推移や介護予防への取組によって結果は大きく変わります。また、準備基金取崩の設定や今後の制度改革等の影響も加味されていないものです。

	令和 12(2030)年度	令和 22(2040)年度
介護予防給付費(千円)	330,635	348,105
介護給付費(千円)	10,677,823	12,045,148
地域支援事業費(千円)	591,127	566,678
保険料基準額(円)	7,067	7,886

(3) 認知症高齢者数の予測

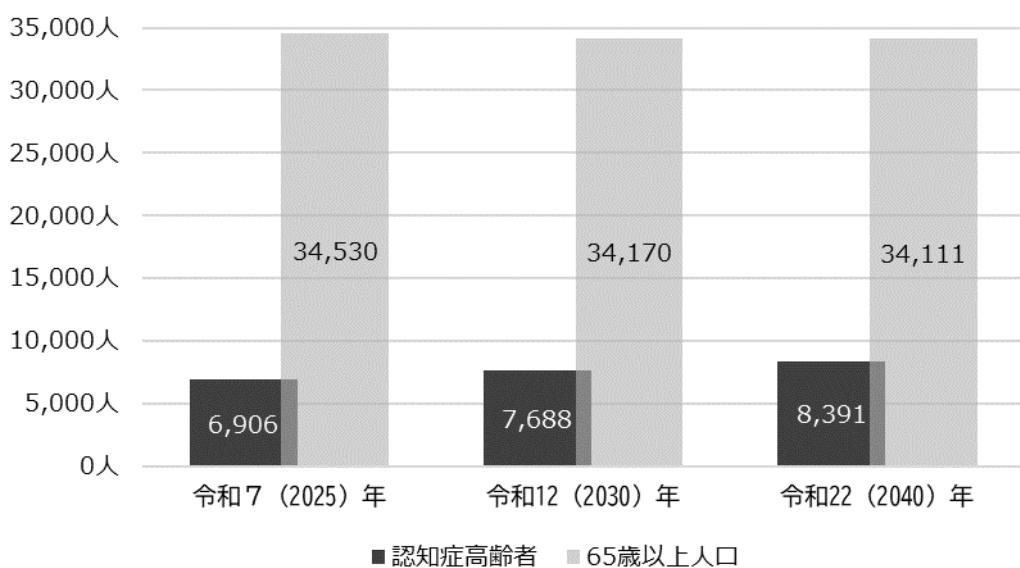
認知症高齢者への対応や施策、地域資源の活用などを検討する上で、今後の認知症高齢者数を予測することが重要です。

平成29年版高齢社会白書(内閣府)によると、65歳以上の高齢者の認知症患者数と有病率の将来推計は、平成24(2012)年は認知症患者数が462万人と、65歳以上の高齢者の約7人に1人(有病率15.0%)であったのに対し、令和7(2025)年には約700万人(約5人に1人)、令和22(2040)年には約950万人(約4人に1人)になると見込まれています。

これを西条市にあてはめると、認知症高齢者数(65歳以上)は令和7(2025)年に6,906人と推計され、令和12(2030)年には7,688人、令和22(2040)年には8,391人になると予測されます。

ただし、これは全国の推計による推定有病率の割合を西条市の高齢者人口推計にあてはめたものであり、実態がこの推計や予測どおりとならない可能性にも留意する必要があります。

▼ 認知症高齢者数の推計・予測



出典：「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」より作成（平成 26 年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業 九州大学二宮教授）



2 計画の推進体制

(1) 市民・地域・行政等の連携

高齢者福祉の取組を推進し、基本理念にある「共に支え合う地域社会の形成」に表される「地域共生社会」を実現するためには、住民・関係団体等の主体的な活動が不可欠であり、市民、地域、関係者の間に本計画の施策や事業内容に対する理解が浸透することが重要です。

本計画の実施状況等に係る情報を市民にわかりやすく周知し、情報を共有することで、広く意見や提言をしやすい環境づくりに努め、市民の参加と協力が得られる体制の整備と、活動者・団体との連携を図ります。

(2) 市民意識の啓発と地域福祉の推進

地域包括ケアシステムでは、「支える側」、「支えられる側」といった区別なく、地域住民、各種団体が「我が事」として支援に参画し、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながる地域共生社会の実現に向けた仕組みづくりが大切です。

豊かな経験、知識、能力をいかして、高齢者が地域における生活支援の担い手として活躍することや、様々な人による地域での支え合いの行動が生まれるよう、高齢者を取り巻く課題が市民共通の解決課題となるよう、意識の啓発を図ります。

また、地域の将来を担う子どもたちが福祉について正しく理解するための福祉教育や、地域の人々が福祉に対する意識を高め、福祉活動に積極的に参画するように、地域福祉の理念に基づき、地域全体で社会福祉を支えていく仕組みの構築を目指します。

(3) 推進体制の整備

高齢者福祉に関する施策は、福祉、保健、医療、住まい、交通、まちづくりなど様々な分野にわたるものであるため、推進にあたっては、福祉関連部局のみならず、総務、交通、都市計画など市民生活に関わる各部署との横の連携を密にしながら、全庁的な体制のもと、年度ごとに施策・事業の実施状況を把握し、評価・再調整などの継続的な取組を行います。

また、今後の社会・経済情勢や国・県の動向の変化に的確かつ柔軟に対応するためにも、必要に応じ計画内容の見直しなどを含めた検討も行います。

(4) 計画の点検・評価体制の整備

①西条市介護保険運営協議会

西条市の介護保険事業の運営が円滑に推進されているかを評価する機関として設置します。被保険者やサービス提供者、公益などを代表する方々により構成され、以下の項目について評価などを行うものです。

- ◆介護保険の保険者としての制度運営についての評価
- ◆介護保険対象サービスの提供の状況についての質的・量的な評価
- ◆市とサービス提供事業者との連携や提供事業者間の連携についての評価
- ◆住民、利用者の満足度、意向から見た評価

②西条市地域包括支援センター運営協議会

地域包括支援センターによる包括的支援事業の円滑な実施・センターの中立性・公平性、人材確保が図られるようにするために、運営協議会を設置し体制を整備していきます。介護サービス提供事業者、市民公募、学識経験者、公益、被保険者等の代表者で構成され、以下の機能を有します。

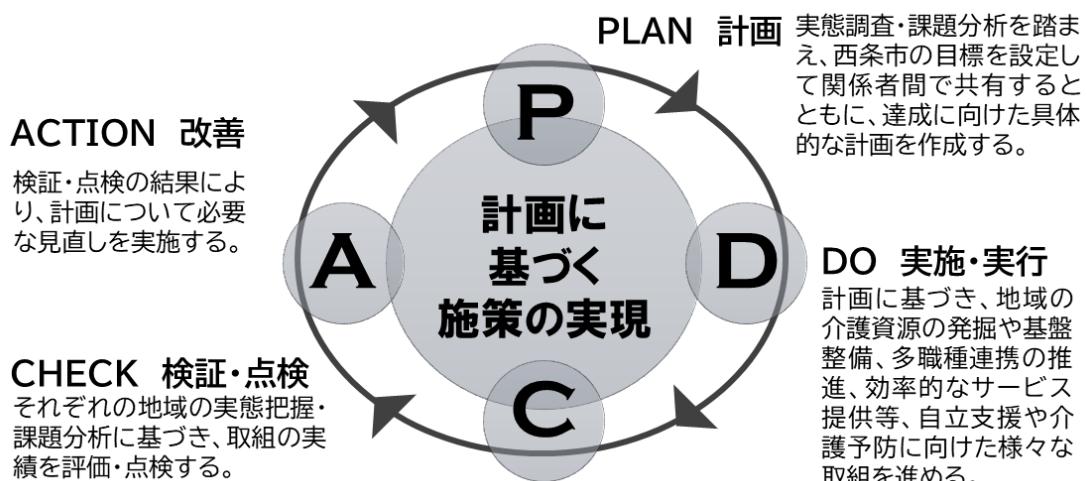
- ◆地域包括支援センターの設置に関すること
- ◆地域包括支援センターの運営に関すること
- ◆地域包括支援センターの職員の確保に関すること
- ◆その他の地域包括ケアに関すること

③PDCAサイクルによる進行管理と評価・点検

計画に基づき施策の実現が図れるよう、定期的に事業の達成状況を把握し、PDCAサイクルに従い進行管理を行うとともに、目標量などを設定している事業はその達成状況について評価を行います。

また、平成29(2017)年度創設の「保険者機能強化推進交付金」、令和2(2020)年度創設の「介護保険保険者努力支援交付金」については、本市においても交付金に係る評価を実施しています。これらの評価結果も活用しながら、本計画の進行管理におけるPDCAサイクルを強化します。

▼ PDCAサイクルのプロセスのイメージ





資料編

1 計画策定に至る経緯

年月日	内 容
令和5年 6月27日～7月14日	「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」 「在宅介護実態調査」 の実施
令和5年 7月21日	第1回策定委員会 1 第9期介護保険事業計画の策定について
令和5年 11月22日	第2回策定委員会 1 「西条市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」策定 のためのアンケート調査結果概要について 2 「西条市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」骨子 案について 3 第9期介護保険事業計画期間（令和6～8年度）における 介護サービス見込量及び総費用について
令和6年 1月19日～2月19日	パブリックコメント（意見公募）の実施
令和6年 3月12日	第3回策定委員会 1 高齢者福祉計画について 2 第9期介護保険事業計画について

2 西条市介護保険事業計画策定委員会設置規程

(設置)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「介護保険事業計画」という。）を策定するため、西条市介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、市長に対し提言を行う。

- (1) 介護保険事業計画策定に関すること。
- (2) 高齢者福祉計画策定に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、高齢者の保健、医療及び福祉に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 被保険者を代表する者
- (2) 介護サービス事業者を代表する者
- (3) 公益を代表する者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、令和6年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは委員以外の者の出席を求め、又は関係者に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(会議の開催が困難である場合の特例)

第7条 会長は、やむを得ない事由により前条第1項の会議の開催が困難であると認める場合は、全ての委員に対し、書面又はこれに代わる電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録をいう。）により、会議に付すべき事項を回議することをもって同項の会議の開催に代えることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、介護保険所管課において処理する。

(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。
(この訓令の失効)
- 2 この訓令は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。



3 西条市介護保険事業計画策定委員会委員名簿

	機 関・役 員 名 等	氏 名
学識 経験	愛媛県立医療技術大学 名誉教授	宮内 清子
被 保 險 者 代 表	西条市老人クラブ連合会 理事	越智 美智子
	西条市シルバー人材センター 副理事長	永易 俊治
	西条市障害者団体連合会 会長	日野 恵廣
	認知症の人と家族の会	大澤 孝市
介 護 サ ー ビ ス 提 供 事 業 者 代 表	西条市介護支援専門員連絡会 会長	上甲 利洋
	有限会社 エンジェル・コール 代表取締役	越野 文枝
	小規模多機能型居宅介護 きざえもん 管理者	正岡 陽輔
	特別養護老人ホーム 光風館 施設長	秋山 多美子
	デイサービスセンター ル・ソレイユ 施設長	宮田 和代子
	西条市地域包括支援センター西条南部 管理者	久保中 哲次
公 益 代 表	西条市連合自治会 会長	難波江 覚
	西条市連合婦人会 副会長	野田 ゆり子
	西条市社会福祉協議会 会長	木藤 清
	西条市民生児童委員協議会 会長	白石 篤
	西条市医師会 副会長	佐藤 公平
	愛媛県リハビリテーション専門職協会	神野 芳裕
	西条市歯科医師会	村上 徳夫
	東予周桑歯科医師会 会長	佐伯 俊彦
	西条薬剤師会 会長	中西 雅哉

※令和5年7月1日～令和6年3月31日

西条市
高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画
令和6年度～令和8年度
(2024年度～2026年度)

令和6年3月
発行 西条市福祉部長寿介護課
〒793-8601 愛媛県西条市明屋敷164番地
TEL：(0897) 52-1419 FAX：(0897) 52-1408
